

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
報告書

有限責任監査法人トーマツ

令和8年3月

目次

第1章 本調査研究の実施概要	3
1 調査研究の背景・目的	3
(1) 背景	3
(2) 目的	4
(3) 調査研究の全体像	5
(4) 調査研究スケジュール	10
第2章 調査 A：文献調査	11
1 調査 A-1：先行研究のまとめ	11
(1) 概要	11
(2) 調査結果	11
2 調査 A-2：諸外国調査	24
(1) 諸外国調査	24
(1) -1. 概要	24
(1) -2. 調査結果	26
(2) 深堀調査	95
(2) -1. 調査概要	95
(2) -2. 調査結果	95
第3章 調査 B：ヒアリング調査	104
1 ヒアリング調査の概要	104
(1) 調査 B-1	104
(2) 調査 B-2	105
2 調査結果	106
(1) 調査 B-1：プレ・タイムスタディ調査	106
(2) 調査 B-2：ヒアリング調査	109
第4章 実証研究の調査設計（案）	112
1 実証研究の調査設計（案）	112
(1) 検討委員会からの委員意見サマリ	112
2 実証研究の調査設計（案）	116
(1) 研究背景・目的	116
(2) 研究デザイン・全体計画	116
① 研究対象	116
② 研究期間	117
③ 調査内容・検証内容	117
④ 測定項目・評価項目	118
⑤ 調査手法・データ収集方法	119
⑥ 集計・分析手法	120
⑦ 倫理的配慮	120

第5章 まとめ.....	121
1 諸外国における保育士・保育者の配置基準	121
2 次年度の実証研究の実施に向けたまとめ	126
Appendix.....	128

第1章 本調査研究の実施概要

1 調査研究の背景・目的

(1) 背景

待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進んできた中で、保育の質の確保・向上が求められているところ、保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案等も発生しており、保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進めることが求められている。

そのような中で、保育士等の職員配置については、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に基づき、令和6年度から、3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へ改善するとともに、令和7年度から、1歳児について、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等を進める施設を対象に、職員配置を6対1から5対1へ改善した際の新たな加算が設けられた。

また、令和6年12月にこども家庭庁から「保育政策の新たな方向性」が発表され、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は、下記3つの柱を軸に推進することとなった¹。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
3. 保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善

特に「1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」の（2）保育提供体制の強化では、令和7年度以降の対応として、前述の3歳児や4・5歳児の職員配置の改善の促進、1歳児の職員配置の改善のほか、「保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究」が挙げられており、具体的には、「職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める」とされている。

以上の保育政策に関する流れを踏まえ、当法人は「令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業」の『保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究』（以下、「令和6年度調査研究」と記す）の採択を受け、調査研究を実施した²。

令和6年度調査研究の結果として、主に文献調査とヒアリング調査により、先駆的な取組をしている6か国（イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポール）の保育士・保育者の配置基準とその周辺情報（国における制度、保育における基本原則や

¹ こども家庭庁「「保育政策の新たな方向性」について」

(https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/new_direction)

² 有限責任監査法人トーマツ「令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」」

(<https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/quality-of-childcare.html>)

考え方・目標、職員資格要件等）、及び保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等を整理・把握した。

その中で、欧州諸国では、欧州の教育システムの情報を提供している欧州委員会のサイト「Eurydice」の中で、加盟国の幼児教育・保育（ECEC）の情報について、一貫した情報発信や定期的な調査結果のレポートの公開を行い、各国の実情に応じ、保育者の配置基準を定めていくこととなっており、より多くの国の配置基準の規定、配置基準を規定するまでの議論の変遷や論点について情報収集することは、今後の日本における保育所の職員の配置基準の検討に資するものである。

また、「1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」の（2）保育提供体制の強化で言及されている3歳児について、3歳未満は保育士等の手厚い配置をしつつ、3歳以上は早期教育の観点も含んだ保育の提供がされている傾向が見え、3歳は職員配置基準を検討する上で大きな起点となる年齢区分であると考えられる。

そのため、こどもの年齢区分や保育士・保育者対こどもの比重に焦点を置き、保育の質やこどもの発達および社会的・感情的な影響があることを示すシステムティックレビューをしている国際的なエビデンスの収集が重要である。

さらに、実証研究について、令和6年度調査研究のヒアリング調査では、学術有識者と企業より、実証研究を通じて検証する仮説を立て、実証研究で明らかにすること、目的を明確にすることの重要性、研究デザイン（実験群と対照群を設定、横断研究、その手法）、それに伴う望ましい対象者の人数、実証研究の期間や季節、対象者への配慮やデータ欠損の可能性も含めたデータ取得に関する工夫等、実証実験を計画する際の留意すべき事項の概観を研究の現場目線で整理したが、実証研究の実施に向けては、その背景・目的及び内容をより詳細に詰めていく必要がある。

今後の展開としては、「保育政策の新たな方向性」に基づき、職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討及びテクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進めるため、令和7年度は令和6年度調査研究において得られた知見を活かしつつ、より多くの情報を収集することに加え、令和8年度の実証研究の実施に向けた調査設計の策定を行うことが必要である。

(2) 目的

本調査研究は、令和6年度調査研究の調査結果を踏まえ、保育における職員配置基準に関する国際的な情報の収集を行う。また、「保育政策の新たな方向性」に基づき、実証研究の実施に向けた示唆をまとめると共に、調査設計（案）を策定する。

<調査設計案の作成>

① タイムスタディ

<実証研究の実施に向けた示唆まとめ>

② 定量分析

③ バイタルチェックによる保育士等のストレス分析等

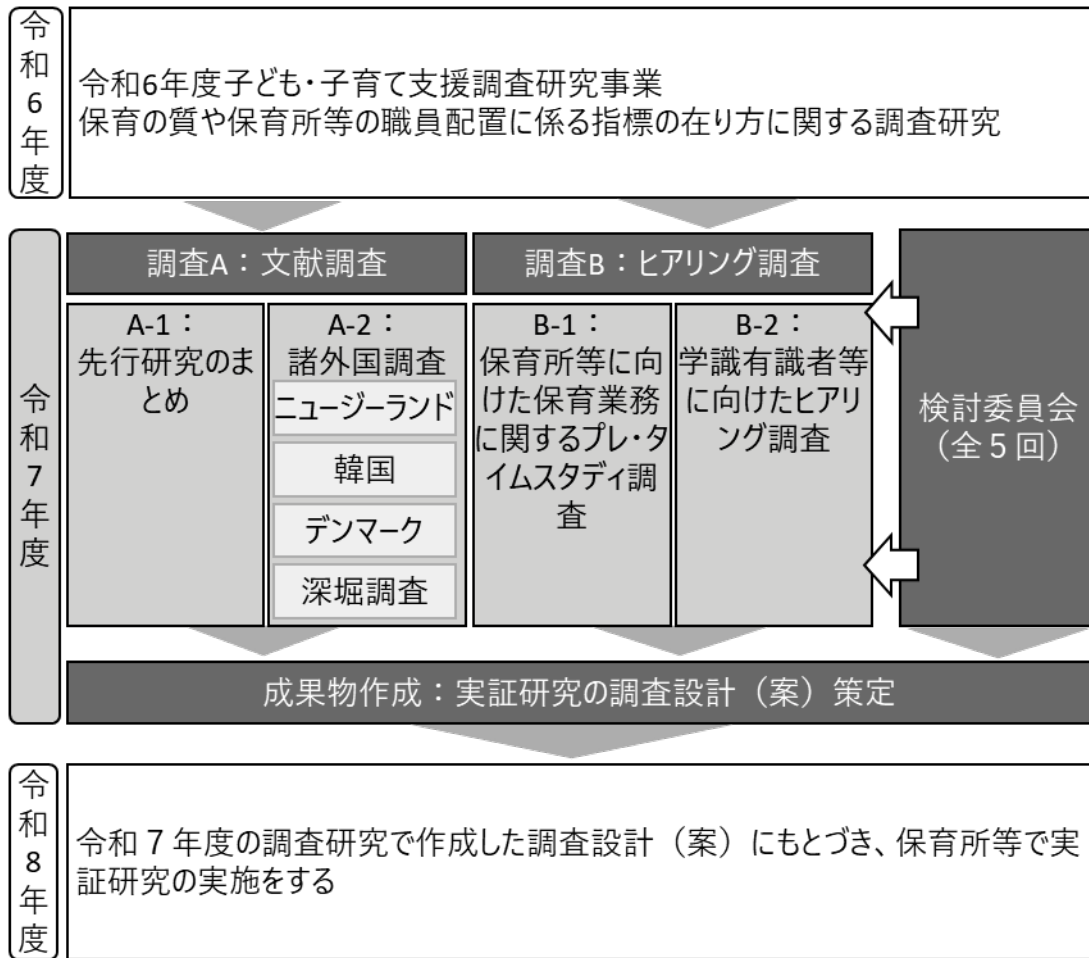
※ なお、こども家庭庁と協議の上、本調査研究では、①のタイムスタディ調査の実証研究の調査設計案の作成を目指すことになった。

(3) 調査研究の全体像

下記の1～3の活動を通し、4. 成果物作成を行う。

1. 調査 A：文献調査
 - A-1：先行研究のまとめ
 - A-2：諸外国調査
2. 調査 B：ヒアリング調査
 - B-1：保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査
 - B-2：学識有識者等に向けたヒアリング調査
3. 検討委員会（全5回）
4. 成果物作成

図表 1 調査の流れ



1. 調査A：文献調査

■ A-1：先行研究のまとめ

調査実施時期	令和7年7月～9月
目的	保育分野における職員配置基準に関する国際的な論文や報告書をまとめる。

■ A-2：諸外国調査

① 諸外国調査	
調査実施時期	令和7年10月～令和8年1月
目的	令和6年度の調査研究で調査が必要とされた国（ニュージーランド、韓国、デンマーク）を対象に、同様の調査項目で実態を把握する。
調査対象国	計3か国（ニュージーランド、韓国、デンマーク）
主な項目	✓ 保育所運営における制度

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育士の資格要件 ✓ 保育施設運営における保育士・保育者の配置基準
② 深堀調査	
調査実施時期	令和 8 年 1 月
目的	日本の保育施設の職員配置基準の検討に向けて参考になりえる職員配置基準の考え方を整理・調査し、調査結果をまとめる。
調査対象国	令和 6 年度及び令和 7 年度の調査研究で調査対象とした計 9 か国（イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポール、韓国、ニュージーランド、デンマーク）
主な項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育士以外の職員配置基準 ✓ 保育士資格の階層別の職員配置状況 ✓ 保育の提供の時間帯による職員配置状況 ✓ 保育サービスの機能に応じた職員配置状況

2. 調査 B：ヒアリング調査

■ B-1：保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査

調査実施時期	令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月
目的	保育業務等の把握・整理するために現場の状況把握を行う。
進め方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育士の業務の分類や業務フロー等の基礎調査（文献調査）を行う ✓ 基礎調査の結果踏まえ、保育所等の現場に携わる委員にプレ・ヒアリングを行う ✓ 協力をいただける保育所等（0～5 歳児受け入れの保育所、認定こども園等）に保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査

■ B-2：学識有識者等に向けたヒアリング調査

調査実施時期	令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月
目的	実証研究の調査設計にあたり、保育分野または対人援助業務でタイムスタディの調査研究の実績のある学識有識者等にヒアリングを行い、情報収集を行う。
ヒアリング者 ※五十音順	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 佐久間貴子委員（株式会社ベネッセスタイルケアこども子育て支援カンパニー、カンパニー長） ✓ 留目宏美様（上越教育大学大学院学校教育研究科 発達支援・心理臨床教育学系 准教授）

3. 検討委員会

本調査研究では客観性を確保しつつ、多角的な専門的助言を得るため有識者等による検討委員会を設置した。会議では、定期的に各種調査の進捗を報告し、専門的な評価・助言を受けることとする。検討委員会は、全 5 回実施し、第 5 回検討委員会は実証研究の調査設計（案）の最終確認・意見聴取のため書面開催をした。以下に、開催時期と議題を示す。

図表 2 検討委員会の日程及び議題

回	開催日程	議題
第 1 回	令和 7 年 9 月 5 日（金） 17:00～19:00	1. 調査研究全体の概要 2. 調査 A：文献調査（先行研究のまとめ）の報告 3. 調査 B：ヒアリング調査
第 2 回	令和 7 年 10 月 29 日（水） 15:00～17:00	1. 第 1 回検討委員会の振り返り 2. 実証研究①に関する報告 3. 調査 A：文献調査（先行研究のまとめ、韓国・ニュージーランド）
第 3 回	令和 8 年 2 月 3 日（火） 10:00～12:00	1. 第 2 回検討委員会の振り返り 2. 調査 B-1：プレ・タイムスタディ調査及び調査 B-2：ヒアリング調査（学識有識者）に関する報告 3. 実証研究①に関する報告 4. 調査 A：文献調査（デンマーク、深堀調査）の報告
第 4 回	令和 8 年 3 月 5 日（木） 10:00～12:00	1. 第 3 回検討委員会の振り返り 2. 調査 B-2：ヒアリング調査（学識有識者） 3. 実証研究①に関する報告 4. 調査研究報告書（案）の確認
第 5 回	令和 8 年 3 月 16 日（月） ～19 日（木） 書面開催	1. 調査研究報告書の最終確認

図表 3 検討委員名簿（敬称略・順不同） ◎座長

座長	氏名	所属・役職
◎	佐藤 博樹	東京大学 名誉教授
	大方 美香	大阪総合保育大学 学長・教授
	佐久間 貴子	株式会社ベネッセスタイルケア こども子育て支援カンパニー 取締役 常務執行役員 カンパニー長
	篠崎 直人	特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事 / 政策委員会 副委員長

	厨子 健一	奈良教育大学 学校教育講座 准教授
	丸山 純	公益社団法人 全国私立保育連盟 常務理事

図表 4 オブザーバー（敬称略）

氏名	所属・役職
平山 祐暉	こども家庭庁成育局保育政策課 課長補佐
鎮目 健太	こども家庭庁成育局保育政策課 専門官
荒牧美佐子	こども家庭庁成育局保育政策課 専門官
千田 英進	こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係長
星野 拓人	こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係員
埴久美子	公益社団法人全国私立保育連盟 事務局

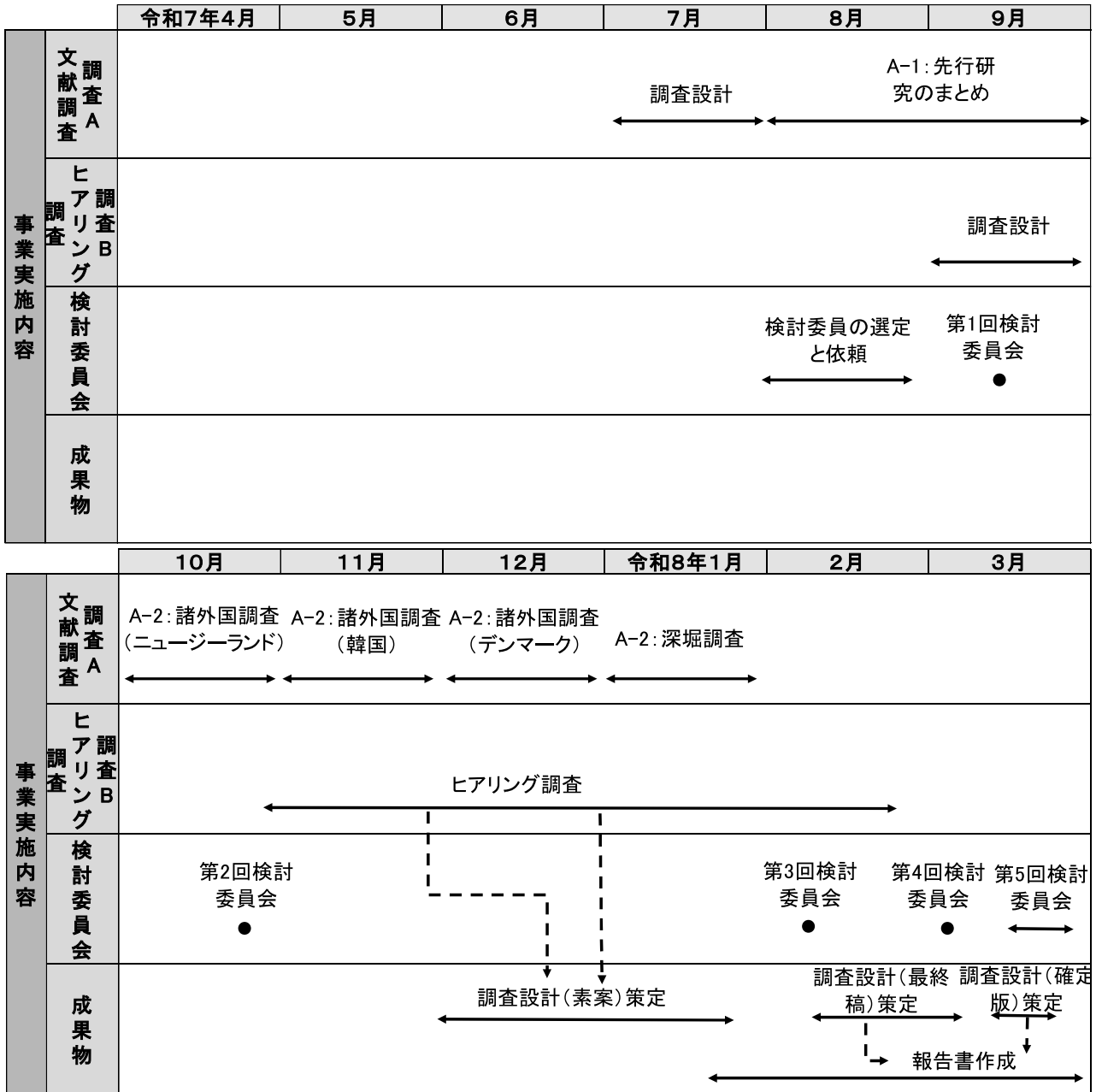
図表 5 研究員・事務局

氏名	所属・役職
渡辺 典之	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア パートナー
財満 信子	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア シニアマネジャー
山田圭之介	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア シニアコンサルタント
高橋 真代	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア シニアコンサルタント
竹内 亮太	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア シニアコンサルタント
坪井 優佳	有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア コンサルタント

4. 成果物作成

調査研究報告書では、文献調査及び、ヒアリング調査の結果を基に、検討委員会等でのご意見を踏まえ、令和 8 年度の実証研究の調査設計（案）の策定及び本調査研究の報告書を作成する。なお、令和 8 年度の実証研究の調査設計（案）は、本調査研究報告書の第 4 章に包含している。

(4) 調査研究スケジュール



第2章 調査 A：文献調査

1 調査 A-1：先行研究のまとめ

(1) 概要

■ 目的

保育の質やこどもの発達等に関する報告書や学術論文より、保育士・保育者一人当たりに対するこどもの数、保育士の資格要件・専門性等について整理し、保育分野における職員の配置基準に関連する国際的な動向を把握する。

■ 調査方法

インターネットを利用したデスクトップリサーチを行う。

■ 記載方法

図表のラベルは各調査結果で記載する。(A-1：図表セ-、A-2 のニュージーランド：図表ニ-、韓国：図表カ-、デンマーク：図表デ-、深掘調査：図表フ-)

(2) 調査結果

ア 報告書のまとめ

2017年に欧州連合(European Union)は、公正かつ適切に機能する労働市場や福祉制度を支えるため「欧州における社会権の柱(European pillar of social rights)」として20の重要な原則を定めている。その原則11に「幼児教育・保育および支援」があり、「すべてのこどもは、適切な費用で、幼児教育と良質な保育を受ける権利を有する」と記している。以降、欧州連合において幼児教育・保育の質の向上に関する取組が推進されている。様々な組織において幼児教育・保育に関する報告書を公開しており、その中でも保育士・保育者一人当たりに対するこども数、保育士の資格要件・専門性等に関する報告書は以下に示す図表セ-1の#1と図表セ-4の#2の2件が該当した。

図表セ-1 報告書#1

概要	
タイトル	Structural indicators for monitoring education and training systems in Europe - 2023: Early childhood education and care
発行組織	European Commission
発行年	2023年
URL	Structural indicators for monitoring education and training systems in Europe - 2023: Early childhood education and care
概要	欧州諸国では、欧州連合の欧州委員会(European Commission)が欧州の教育システムに関する情報を提供するサイト「Eurydice」で加盟国の幼児教育・保育(ECEC)に関する情報発信や定期的な調査結果の報告書を公開している。また、欧州委員会は、保育の質の観点から、質の高い幼児教育・保育のプログラムに関する勧告や、欧州社会権の柱に基づく目標である「すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育の提供」の実現に向けた指針を示している。

目的	<p>欧州諸国で、幼児教育・保育において重要な指標である下記の（１）～（３）のデータ/指標を比較・分析し、政策立案や幼児教育・保育の質の向上に資する情報を提供することを目的とする。</p> <p>（１） 幼児教育・保育へのアクセスの保障と適切な保育料 （２） 保育士・保育者等の資格要件と専門的な能力開発 （３） 教育ガイドライン</p>
----	---

保育の分野における内容

資格	<p>（２）保育士・保育者等の資格要件と専門的な能力開発 ※前述の重要な指標の項目</p> <p>欧州諸国において、保育士・保育者等は各国により資格要件等が定められている。本報告書では、保育士・保育者等は資格要件や役割に応じて①コア実務者、②アシスタントに区分されている。</p> <p>【役割】</p> <p>① コア実務者：クラスやプレイルーム単位でこどものグループをリードし、こどもやその家族と直接関わる役割を担う。コア実務者は、幼児教師、保育士、教育者、保育スタッフなど様々な名称で呼ばれることが多い。</p> <p>② アシスタント：こどものグループやクラスでコア実務者を支援し、補助的な役割を担う。通常、遊び場や屋外活動の際にこどもたちを見守り、食事等の活動を支援する。</p> <p>【導入状況】</p> <p>① コア実務者：36 か国すべてにおいて導入されている。 ② アシスタント：23 か国（約3分の2の国々）で導入されている。</p> <p>※なおベルギーは首都・ブリュッセル（フランス語圏）を基準として、下表を整理する。</p> <p>■ 欧州諸国でアシスタントを導入している国の数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">導入状況</th> <th style="width: 50%;">導入国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満のみ導入</td> <td>3か国</td> </tr> <tr> <td>3歳以上のみ導入</td> <td>3か国</td> </tr> <tr> <td>全ての年代で導入</td> <td>17か国</td> </tr> <tr> <td>導入なし</td> <td>13か国</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格要件】</p> <p>① コア実務者：資格要件の一つである学位保有について各国で定められている。修士号以上の取得が求められる国がある一方で、学士号未満（高等学校～高専、短大卒業程度）で資格要件を満たす国もある。</p> <p>② アシスタント：コア実務者と比較し、資格要件は柔軟に設計されており、学士未満や学位を保有していなくても業務に従事することが可能である。</p>	導入状況	導入国数	3歳未満のみ導入	3か国	3歳以上のみ導入	3か国	全ての年代で導入	17か国	導入なし	13か国
導入状況	導入国数										
3歳未満のみ導入	3か国										
3歳以上のみ導入	3か国										
全ての年代で導入	17か国										
導入なし	13か国										

	■ コア実務者の資格要件																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格要件</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士 (ISCED³7)</td> <td>2 か国</td> <td>5 か国</td> </tr> <tr> <td>学士 (ISCED6)</td> <td>15 か国</td> <td>24 か国</td> </tr> <tr> <td>学士未満 (ISCED3-5)</td> <td>18 か国</td> <td>7 か国</td> </tr> <tr> <td>要件なし</td> <td>1 か国</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			資格要件	3歳未満	3歳以上	修士 (ISCED ³ 7)	2 か国	5 か国	学士 (ISCED6)	15 か国	24 か国	学士未満 (ISCED3-5)	18 か国	7 か国	要件なし	1 か国	なし
	資格要件	3歳未満	3歳以上															
	修士 (ISCED ³ 7)	2 か国	5 か国															
	学士 (ISCED6)	15 か国	24 か国															
	学士未満 (ISCED3-5)	18 か国	7 か国															
	要件なし	1 か国	なし															
	■ アシスタントの資格要件																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格要件</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学士未満 (ISCED3-5)</td> <td>14 か国</td> <td>15 か国</td> </tr> <tr> <td>要件無し</td> <td>6 か国</td> <td>5 か国</td> </tr> </tbody> </table>			資格要件	3歳未満	3歳以上	学士未満 (ISCED3-5)	14 か国	15 か国	要件無し	6 か国	5 か国						
	資格要件	3歳未満	3歳以上															
学士未満 (ISCED3-5)	14 か国	15 か国																
要件無し	6 か国	5 か国																
人材育成や専門性等	<p>コア実務者・アシスタントは、資格取得後も人材を教育する機会の担保が重要であるとしている。欧州諸国は、コア実務者・アシスタントの人材教育として継続的な専門能力開発 (Continuing professional development、以下「CPD」と記す) を導入し、幼児教育・保育に関する知識や技術、プロフェッショナルとしての意識醸成に関する様々な研修・ワークショップ等を提供している。各国における CPD 受講の位置付けを下記に記す。</p> <p>【CPD 受講の位置付け⁴】</p> <p>① コア実務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置付け</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須</td> <td>13 か国 (チェコ、ハンガリー 他)</td> <td>16 か国 (フランス、ブルガリア 他)</td> </tr> <tr> <td>専門的義務</td> <td>11 か国 (フィンランド、イタリア 他)</td> <td>10 か国 (イタリア、ポルトガル 他)</td> </tr> <tr> <td>権利</td> <td>2 か国 (ドイツ、リトアニア)</td> <td>5 か国 (チェコ、オランダ 他)</td> </tr> <tr> <td>任意</td> <td>10 か国 (デンマーク、ノルウェー他)</td> <td>5 か国 (スウェーデン、トルコ他)</td> </tr> </tbody> </table>			位置付け	3歳未満	3歳以上	必須	13 か国 (チェコ、ハンガリー 他)	16 か国 (フランス、ブルガリア 他)	専門的義務	11 か国 (フィンランド、イタリア 他)	10 か国 (イタリア、ポルトガル 他)	権利	2 か国 (ドイツ、リトアニア)	5 か国 (チェコ、オランダ 他)	任意	10 か国 (デンマーク、ノルウェー他)	5 か国 (スウェーデン、トルコ他)
位置付け	3歳未満	3歳以上																
必須	13 か国 (チェコ、ハンガリー 他)	16 か国 (フランス、ブルガリア 他)																
専門的義務	11 か国 (フィンランド、イタリア 他)	10 か国 (イタリア、ポルトガル 他)																
権利	2 か国 (ドイツ、リトアニア)	5 か国 (チェコ、オランダ 他)																
任意	10 か国 (デンマーク、ノルウェー他)	5 か国 (スウェーデン、トルコ他)																

³ ISCED : UNESCO が定める国際標準教育分類 (International Standard Classification of Education の略称) である。ISCED3 は日本における高等学校、4~5 は高専や短大、6 は学士、7 は修士に該当する。

⁴ CPD の義務付けの区分は下記の通りである。

- ✓ 必須 (Mandatory) : 保育士・保育者等は、CPD の受講と一定の受講時間の義務付けがある
- ✓ 専門的義務 (Professional Duty) : 政策文書等にて受講時間の規定はされていないものの、法令で CPD の受講の義務付けがある
- ✓ 権利 (Entitlement) : 保育士・保育者等は、CPD の受講の権利を有する。なお、保育所が CPD 受講機会の提供の義務を負う
- ✓ 任意 (Optional) : CPD の受講の義務付けがない

② アシスタント		
位置付け	3歳未満	3歳以上
必須	4 各国 (ルクセンブルク、スロベニア 他)	4 各国 (フランス、北マケドニア 他)
専門的義務	4 各国 (フランス、フィンランド 他)	1 各国 (フィンランド)
権利	該当なし	該当なし
任意	12 各国 (ドイツ、デンマーク他)	14 各国 (ノルウェー、ポルトガル他)
実施無し	16 各国 (イタリア、ポルトガル他)	17 各国 (チェコ、エストニア他)

その他、関連事項	<p>(1) 幼児教育・保育へのアクセスの保障と適切な保育料 ※前述の重要な指標の項目</p> <p>全てのこどもに質の高い幼児教育・保育の提供を保障することは、欧州連合における重要な政策の一つである。現在、EU加盟国を中心とした20各国が幼児教育・保育の提供を義務化し、15各国が法的権利として規定している。また、29各国が3歳以上の保育を無償化としている。</p> <p>(3) 教育ガイドライン ※前述の重要な指標の項目</p> <p>幼児教育・保育の質を向上させるために、指導要領やカリキュラム等の統一されたガイドラインを策定・導入する取組みが進められている。</p>
----------	--

図表セ-2 コア実務者の資格要件別の国一覧

(※数字はISCEDのレベルを示す。○は要件無し)

年齢	ベルギー (フランス語圏)	ベルギー (ドイツ語圏)	ベルギー (オランダ語圏)	ブルガリア	チェコ	デンマーク	ドイツ	エストニア	アイルランド	ギリシャ	スペイン	フランス	クロアチア	イタリア	キプロス	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	ハンガリー
3歳未満	4	3	4	6	3	6	6	6	4	6	5	6	6	6	5	6	6	4	4
3歳以上	6	6	6	6	3	6	6	6	4	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6

年齢	マルタ	オランダ	オーストリア	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	スロベニア	スロバキア	フィンランド	スウェーデン	アルバニア	ポスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド	リヒテンシュタイン	モンテネグロ	北マケドニア	ノルウェー	セルビア	トルコ
3歳未満	4	3	5	3	7	3	6	3	6	6	0	6	7	3	6	3	6	3	3
3歳以上	4	6	5	7	7	3	6	3	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6

図表セ-3 アシスタントの資格要件別の国一覧

(※-は導入無し)

年齢	ベルギー (フランス語圏)	ベルギー (ドイツ語圏)	ベルギー (オランダ語圏)	ブルガリア	チェコ	デンマーク	ドイツ	エストニア	アイルランド	ギリシャ	スペイン	フランス	クロアチア	イタリア	キプロス	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	ハンガリー
3歳未満	3	-	3	3	-	○	3	○	4	4	-	3	-	-	-	○	-	○	2
3歳以上	4	3	3	3	-	○	3	○	4	-	-	3	-	-	3	○	-	-	3

年齢	マルタ	オランダ	オーストリア	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	スロベニア	スロバキア	フィンランド	スウェーデン	アルバニア	ポスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド	リヒテンシュタイン	モンテネグロ	北マケドニア	ノルウェー	セルビア	トルコ
3歳未満	3	-	3	-	3	-	3	-	3	3	-	-	○	-	4	-	○	-	-
3歳以上	-	-	3	-	3	-	3	-	3	3	-	-	○	-	4	3	○	-	3

図表セ-4 報告書#2

概要									
タイトル	High-Quality Early Childhood Education and Care: Low Children-to-Staff Ratio as a Primary Driver for Children’s Well-being and Families’ Engagement								
発行組織	COFACE Families Europe								
発行年	2023 年								
URL	Thematic Note on High-quality Early Childhood Education and Care COFACE Families Europe								
概要	<p>COFACE Families Europe は、ヨーロッパの家族の福祉と権利の強化のために活動する NPO 組織で、欧州委員会や欧州議会と連携し、家族に関連する政策提言等を実施している。</p> <p>質の高い幼児教育・保育のサービスの提供のためには、保育の質を支える多面的な要素の整備が求められており、その中で、こども対保育士・保育者等の比率が重要な指標の一つであるとし、推奨する職員配置基準を記している。</p>								
目的	本報告書は、質の高い幼児教育・保育において重要な観点である保育士・保育者一人当たりに対するこどもの比率に焦点を当て、今後の議論に資する情報を提供することを目的として作成されている。								
保育の分野における内容									
職員配置	<p>【推奨する職員配置基準】</p> <p>幼児教育・保育において、保育士が少数のこどもを担当することで保育士がこどもに接する時間が増え、こどもの社会的・精神的な成長につながるとされている。特に、こどもの数に対する保育士比率の影響は、3歳以上のこどもよりも低年齢児の0～2歳児に効果があり、こども対保育士の比率を下記のように提言している。</p> <table border="1" data-bbox="316 1429 1302 1608"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>職員配置基準（こども対保育士）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～2歳児</td> <td>3:1～4:1</td> </tr> <tr> <td>2～3歳児</td> <td>5:1</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>10:1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【職員配置基準の効果】</p> <p>保育士一人当たりに対するこどもの数が少なくなることによって、下記のような効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもと保育士の有意義な交流の増加 ・こどもに向けたケアに充てる時間の増加 ・保護者と保育士との交流機会の増加 <p>結果として、こどもの幸福感の醸成や社会的な発達の上昇に効果があることが様々な研究で示唆されている。</p>	年齢	職員配置基準（こども対保育士）	0～2歳児	3:1～4:1	2～3歳児	5:1	3～5歳児	10:1
年齢	職員配置基準（こども対保育士）								
0～2歳児	3:1～4:1								
2～3歳児	5:1								
3～5歳児	10:1								

	<p>【職員配置基準における留意点】</p> <p>上記で記す「推奨する配置基準」は、保育士資格を有する保育専門職のみを対象とする。保育士資格を有さないボランティアや実習生、または管理職、全体の活動に従事しない特別支援教育担当者等は含まないこととする。</p> <p>加えて、保育サービスにおける活動内容や時間帯、特別な支援が必要な子どもや家族の状況に応じて柔軟に調整する必要がある。</p>
<p>人材育成や専門性等</p>	<p>保育士は、継続的な専門能力開発の研修の受講、メンタリング、保育士間による職場での協働が重要である。専門能力開発においては、特にインクルージョン（障害・文化・ジェンダーへの配慮）や家族との関係構築の研修受講が推奨されている。</p>

イ 学術論文のまとめ

文献検索サイトで、保育士・保育者一人当たりに対するこどもの数に関連する学術論文（研究方法：システマティックレビュー、メタアナリシス、スコアピングレビューなど）を検索した。結果として、関連する学術論文とした下記の#1 と#2 が該当した。また、本調査研究の第 1 回検討委員会で紹介いただいた#3 を対象に、研究の概要及び職員配置基準に関する内容をまとめた。なお、#3 の学術論文は、未就学児が幼児教育・保育に参加における効果を測定の一つとしてこども対保育士の比率の影響について分析しているため、保育分野における職員の職員配置基準に関連する情報として整理した。

先行研究のまとめ（学術論文）の結果として、該当したのは学術論文#1 と#2 の 2 件が該当した。保育士・保育者一人当たりに対するこどもの数における論文数は限られており、幼児教育・保育プログラムにおけるこども対保育士等の比率の増減によりこどもの発達への影響の優位差は示されていない。しかしながら、こども対保育士等の比率が低くなることで、こどもの言語やリテラシーに関する能力の向上やこども同士の相互作用によりこどもの社会的な行動が増加することに寄与することが分かり、こどもたちへの一定の効果があることが示されている。

図表セ- 5 学術論文#1

概要	
タイトル	Child-Staff Ratios in Early Childhood Education and Care Settings and Child Outcomes: A Systematic Review and Meta-Analysis
著者	Michal Perlman, Brooke Fletcher, Olesya Falenchuk 他 3 人
発行年	2017 年
URL	Child-Staff Ratios in Early Childhood Education and Care Settings and Child Outcomes: A Systematic Review and Meta-Analysis PLOS One
背景・目的	<p>【背景】</p> <p>幼児期は、こどもの発達を形成する上で重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育（ECEC）プログラムは多面的にこどもの発達の促進に寄与する。その中でも、幼児教育・保育施設におけるこども対保育士の比率は、米国小児科学会「質の高い幼児教育と保育に関する政策声明（英語：Policy Statement on Quality Early Education and Child Care）」において、主要な指標の一つとして定められている。しかし、いくつかの組織がこども対保育士比率について記載する通り推奨しているが（図表 1 参照）、アメリカやカナダでの多くの幼児教育・幼児保育施設では推奨する比率を満たしていないのが現状である。</p> <p>先行研究では、こども対保育士の比率が低いことでこどもの発達に関連があると示す結果もあるが、他の研究では関連がないとしており、一貫した研究結果が結論づけられていない。</p> <p>【目的】</p> <p>幼児教育・保育施設におけるこども対保育士の比率を通じて、こどもの発達の関連性について、システマティックレビュー・メタ分析を行う。結果、幼児教育・保育施設の現場や政策決定者がエビデンスに基づいた指針</p>

	を得ることを目指す。
研究方法	<p>【データ抽出・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者：未就学児（月齢 30～72 か月）が通学する幼児教育・幼児保育施設等を対象とする。 ■ 対象とした研究デザイン：コホート研究、横断研究、縦断研究 ■ 検索ワード：2015 年 7 月 3 日までに発表された英語の研究論文で、「こども対保育士の比率とこどもの発達への影響」と「幼児教育・保育における質の指標とこどもの発達への影響」に関連する検索ワードを組み合わせて抽出している。 <p>上記の条件の学術論文を文献検索サイトから抽出し、システマティックレビューは 29 件（査読付きの学術論文や報告書等）、メタ分析は 3 件（学術論文）を対象とした。</p>
調査結果	
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ システマティックレビュー（29 件）：29 件の論文のシステマティックレビューの結果、こどもと保育士・保育者等の比率とこどもの発達（認知、言語・読解力、社会・情緒、行動、運動）への影響の間に優位な関連性は、ほとんど認められない結果となった。 ■ メタ分析（3 件）：こども対保育士の比率と言語・読解力の発達における関連性に限り、メタ分析を行ったが、有意な関連性は認められなかった。 <p>結果として、幼児教育・保育プログラムにおけるこども対保育士の比率の増減は、こどもの発達にほとんど影響しないことが明らかになり、職員配置の指標の推奨や規制に寄与するエビデンスにはならないことが示された。しかしながら、政策立案や現場における実践にあたっては、こどもと保育士の職員配置基準以外への介入を検討し、幼児教育・保育プログラムの他分野への投資（例：専門的な能力開発等）が質の向上に寄与する可能性があることを示唆している。</p>

図表セ-6 未就学児向けの施設型幼児教育・保育プログラムにおけるこどもと保育士・保育者等の推奨配置基準

※ () 内はこどものグループサイズを示す

	2 歳児		3 歳児	4 歳児	5 歳児
	月齢 24～30 か月	月齢 31～35 か月			
The American Academy of Pediatrics ⁵ , 2005	✓ 4:1 (8 人以下)	✓ 5:1 (10 人以下)	✓ 7:1 (14 人以下)	✓ 8:1 (16 人以下)	✓ 8:1 (16 人以下)
National Association for the Education of Young Children ⁶ , 2014	月齢 21～36 か月 ✓ 4:1 (8 人以下) ✓ 5:1 (10 人以下) ✓ 6:1 (12 人以下)		月齢 30～48 か月 ✓ 6:1 (12 人以下) ✓ 7:1 (14 人以下) ✓ 8:1 (16 人以下) ✓ 9:1 (18 人以下)	✓ 8:1 (16 人以下) ✓ 9:1 (18 人以下) ✓ 10:1 (20 人以下)	
UNICEF Innocenti Report Card ⁷ , 2008	記載なし		記載なし	✓ 15:1 (24 人以下)	

⁵ The American Academy of Pediatrics : 米国最大の小児科学分野の専門学会。すべての乳幼児、青少年の体や心の健康、社会的な健全さ、幸福を実現することを使命とする。

⁶ National Association for the Education of Young Children : 全米規模の保育専門組織。発達的重要な示威にある 0～8 歳までのこどもへの教育・サービスの質向上を目指すし、乳幼児教育者が専門性を開発・向上させる機会を提供する。

⁷ UNICEF Innocenti Report Card : 2000 年以降、欧州連合 (EU) や経済協力開発機構 (OECD) の国々のこどもたちの権利と福祉に焦点を当て、生まれた場所に関わらず、こどもの権利を保護するための研究・情報収集・政策提言を実施している

図表セ-7 学術論文#2

概要	
タイトル	Adult/Child Ratio and Group Size in Early Childhood Education or Care to Promote the Development of Children Aged 0–5 years: A Systematic Review
著者	Nina T. Dalgaard, Anja Bondebjerg, Rasmus Klokke, 他 2 名
発行年	2022 年
URL	Adult/child ratio and group size in early childhood education or care to promote the development of children aged 0–5 years: A systematic review - Dalgaard - 2022 - Campbell Systematic Reviews - Wiley Online Library
背景・目的	<p>【背景】 世界中で多くの未就学児が幼児教育・保育の施設に通園している。OECD 諸国では、0～2 歳児は通常 1 週間あたり平均 25～35 時間に通園（3～5 歳児の通園時間の平均の記録はない）しており、1 日の大半を幼児教育・保育の施設で過ごしていることが分かっている。そのため、こども対大人⁸の比率が低い、またはこどものグループサイズが小さいことはこどもたちの発達と向上に寄与していると考えられている。しかしながら、過去の先行研究においてもこども対大人の比率とグループサイズにおけるこどもの発達への影響については、システマティックレビューで明らかになっていない。</p> <p>【目的】 0～5 歳児を対象とした幼児教育・保育において、こども対大人の比率およびグループサイズを減らすことによって、プロセスの質の向上に資するかを評価することを目的とする。 なお、本論文において、プロセスの質は、こども同士が相互的に作用し、強制的・管理的な大人の介入が少なく、攻撃的な行動が減り、より社会的なこどもの行動が増えることと定義している。</p>
研究方法	<p>【データ抽出・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象：0～5 歳を対象とした幼児教育・保育施設における大人/こどもの比率及びグループサイズの変化による影響について調査している。コントロール群を用いた研究デザインとする。 ■ 検索方法：2020 年 9 月までの主要なデータベースや政府発行物、インターネット検索エンジンやジャーナル、国際的な専門家への連絡を通じて対象となる論文を網羅的に検索した <p>14,060 件の文献から 31 件の研究を選定した。その内、8 つの異なる集団を対象とした 12 件の研究（うち 2 件はランダム化メタ分析）から得られたエビデンスを基に、メタ分析を実施した。</p>

⁸ 本論文は、「adult/child ratio」と記載があり、「adult」が保育士資格の可否については明記がないため、原文ママに「こども対大人」と記した。

調査結果	
職員配置	本研究の過程において、幼児教育・保育におけるこども対大人の比率の評価やグループサイズの増減がプロセスの質やこどもの発達の影響に定量的に探究した研究数は非常に少なく、メタ分析に用いたのはランダム化研究 2 件のみであることが分かった。そのため、研究の限界や対象のバイアスリスクの高さから、分析の解釈には慎重さが必要ではあるものの、こども対大人の比率を低くする、またはグループサイズを小さくすることにより、幼児教育・保育のプロセスの質が向上するという仮説を支持すると結論付けた。特に、幼児教育・保育の施設において、こども同士の相互作用によりこどもの社会的な行動が増加することに寄与することが分かった。

図表セ- 8 学術論文#3

概要	
タイトル	Do children benefit from universal early childhood education and care? A meta-analysis of evidence from natural experiments
著者	Thomas van Huizen, Janneke Plantenga
発行年	2018 年
URL	Do children benefit from universal early childhood education and care? A meta-analysis of evidence from natural experiments - ScienceDirect
背景・目的	<p>【背景】 未就学児の多くのこどもたちが、幼児教育・保育に大半の時間を過ごすようになり、OECD 諸国では、0～2 歳のこどもの約 3 人に 1 人、3～5 歳のこどもの 80%以上が幼児教育・保育に通園している。未就学児が幼児教育・保育に通園することで発達が促進され、長期的にポジティブな影響につながると主張している一方で、すべてのこどもには優位な影響がない（推定値の約 3 分の 1 のこどもには、ポジティブな影響を示し、約 2 分の 1 は有意な影響がなく、約 6 分の 1 は有意にネガティブな影響を示す）ともされ、エビデンスが混在している。</p> <p>【目的】 本研究は、未就学児が幼児教育・保育に通園することにおける効果を測定し、普遍的な幼児教育・保育のプログラムや制度がこどもの影響に与える推定効果の多様性を説明することを目的としている。</p>
研究方法	2005 年から 2017 年の期間における、30 件の学術論文から抽出した 250 件の推定値をサンプルとし、メタ回帰分析を行った。
調査結果	
結果	幼児教育・保育の「質」の側面が非常に重要であり、長期的にその効果が消失するという証拠は認められなかった。特に、幼児教育・保育は、社会経済的地位（Socio-Economic Status であり、教育、学歴、収入、職業等を組み合わせて経済的資源へのアクセスを評価する総合的な尺度である）が低い家庭のこどもに効果があるということが分かった。

職員配置	<p>上記の本論文の結果の中で、保育士・保育者等の職員配置基準に関する結果を下記にまとめる。</p> <p>本論文では、こども対保育士の比率に関しては、比率の基準値が高いかつ、保育の資格要件や研修などの教育要件が一層高いと幼児教育・保育の質に対し優位的に正の関連があるとしている。</p>
------	--

2 調査 A-2：諸外国調査

(1) 諸外国調査

(1) -1. 概要

■ 目的

令和 6 年度の調査研究で調査が必要とされた国（韓国、ニュージーランド、デンマーク）を対象に、同様の調査項目で実態を把握する。

■ 調査方法

インターネットを利用したデスクトップリサーチを行う。

■ 調査対象国

3 か国（韓国、ニュージーランド、デンマーク）

■ 調査項目

令和 6 年度の調査項目と同様で、下記の通りである。

大項目	中項目
ア. 保育所運営における制度	(ア) 担当所管 ・ 省庁 ・ 実施運営機関 (イ) 保育所設置・運営における根拠法 (ウ) 保育における方針 ・ 基本原則・考え方 ・ 目標 ・ こどもの具体的な学び 等 (エ) 保育所等の種類及びサービス等 ・ 施設種別 ・ 対象年齢 ・ 保育受け入れ頻度 ・ 保育時間 等
イ. 保育士の資格要件	(ア) 根拠法 (イ) 保育士の資格種類 ・ 名称 ・ 資格要件（国家資格の有無） ・ 養成・教育課程
ウ. 保育所運営における保育者の配置基準	(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制 ・ 名称 ・ 発行年（及び改正年） ・ 概要 (イ) 保育所の職員配置基準 ・ 保育者及びその他資格・役職の配置基準 ・ 年齢別における保育者の配置基準 ・ 学級編成・面積基準

	<ul style="list-style-type: none">・ 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）・ その他
--	--

■ 記載方法

- ・ 出所：調査 A-2：諸外国調査（韓国、ニュージーランド、デンマーク）は、各調査結果の最終頁に「参考文献」として一覧を掲載する。

(1) -2. 調査結果

I. 韓国

ア. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管

■ 省庁¹

➤ 保健福祉部 (보건복지부、Ministry of Health and Welfare)

保育所 (어린이집、childcare center) は保健福祉部、幼稚園 (유치원、kindergartens) は教育部 (교육부、Ministry of Education) が所管している。

■ 実施運営機関²

➤ 国・地方自治体、社会福祉法人、法人・団体等、組織の事業主、個人、組合、民間組織

乳幼児保育法の第 10 条に施設種別とその運営機関が規定されている (詳細は「(エ) 保育所等の種類及びサービス等」に記載する)。

(イ) 保育所設置・運営における根拠法^{3 4 5}

■ 根拠法

➤ 乳幼児保育法 (영유아보육법)

➤ 乳幼児保育法施行令 (영유아보육법 시행령)

➤ 乳幼児保育法施行規則 (영유아보육법 시행규칙)

■ 根拠法の趣旨

乳幼児保育法は、保育制度の基本原則や枠組み等の総則を規定している。

乳幼児保育法施行令は、乳幼児保育法で定められている事項及びその施行に必要な事項を定めることを目的とし、乳幼児保育法を具体的に運用するための実施細則が規定されている。

さらに、乳幼児保育法施行規則は、乳幼児保育法及び乳幼児保育法施行令の内容を細分化及び実務に落とし込み、保育の現場で運用するための規則を定めている。

(ウ) 保育における方針^{6 7 8 9}

■ 基本原則・考え方

基本原則・考え方は乳幼児保育法で規定されている。

韓国における保育とは、満 7 歳以下の就学前児童を健康、且つ安全に保護・養育し、こどもの発達特性に適した教育を提供することも及び家庭養育支援に関する社会福祉サービスである。

なお、韓国の義務教育の開始は満 6 歳からであるが、乳幼児保育法の第 2 条及び第 27 条で、保育所の利用対象となるこどもは満 7 歳以下であるが、必要な場合は満 12 歳まで延長して保育できると規定されている (詳細は「対象年齢」に記載する)。

さらに、保育では、こどもが安全で快適な環境で健康に成長できるよう、こどもの利益を最優先にサービスが提供されなければならない、こども自身や保護者の性・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害・人種・出生地等、こどもがいかなる種類の差別も受けず保育が実施されなければならない。

■ 目標

保育の目標は、教育部が発行している標準保育課程に記載されている。

保育の目的は、こどもが遊びを通して心身の健康と調和の取れた発達を遂げ、正しい人間性と民主市民の基礎を形成することにある。その目指す姿として、5つの人間像が記載されている。

1. 健康な人
2. 自主的な人
3. 創造的な人
4. 感性豊かな人
5. 人と共に生きる人

さらに、上記を達成するために、0～5歳までの保育課程について、年齢区分別に目標が定められている。なお、これらの目標は、こどもが個性を持つ固有の存在であることを前提に、次に重点を置いて構成されている。

1. 0～5歳の全てのこどもに適用できるように構成する
2. 目指す人間像の実現に必要な知識、技能、態度、価値を反映して構成する
3. 身体運動・健康、コミュニケーション、社会関係、芸術経験、自然の探求の5領域を中心に構成する
4. 0～5歳のこどもが経験すべき内容で構成する
5. 小学校教育課程との連携を考慮して構成する

図表カ-1 年齢区分別の保育の目標（2024改訂標準保育課程）

0～1歳及び2歳の保育課程の目標	3～5歳の保育課程の目標
1. 自分の大切さを知り、健康で安全な環境で楽しく生活する	1. 自分の大切さを知り、健康で安全な生活習慣を身につける
2. 自分のことを自分でしようとする	2. 自分のことを自分で解決する基本的な能力を育てる
3. 好奇心を持って探求し、想像力を育む	3. 好奇心と探究心を持ち、想像力と創造力を育てる
4. 日常の中で美しさに関心を持ち、感性を養う	4. 日常の中で美しさを感じ、文化的感受性を育てる
5. 人や自然を尊重し、コミュニケーションに関心を持つ	5. 人や自然を尊重し、思いやりを持ってコミュニケーションする態度を育む

■ こどもの具体的な学び

こどもの具体的な学びも、標準保育課程に記載されている。

3つの年齢区分別に「身体運動・健康」「コミュニケーション」「社会関係」「芸術経験」「自然の探求」の5つの領域で、学ぶべき内容が記載されている。

図表カ-2 年齢区分別のこどもの学び（2024改訂標準保育課程）

		0～1歳	2歳	3～5歳
内容	身体活動・健康	身体活動を楽しむ		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々な感覚を体験する ✓ 自分の体や身の回りの物を探ったり確かめたりする ✓ 大小の筋肉を使って体を動かす ✓ 基本的な運動（歩く、走る、跳ぶ等）に挑戦する ✓ 室内外で身体活動を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々な感覚を体験する ✓ 自分の体を意識して動かす ✓ 大小の筋肉を上手く動かす ✓ 基本的な運動を楽しむ ✓ 室内外で身体活動を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分の体を意識して動かす ✓ 体の動きを自ら調整する ✓ 基本的な移動、定位置での運動、道具を使った運動を行う ✓ 室内外の身体活動に自主的に参加する
内容	身体活動・健康	健康的に生活する		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手伝ってもらいながら体を清潔にする ✓ 食事に興味を持つ ✓ 一日を安心して過ごす ✓ 健康的な排便習慣を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分の体や身の回りを清潔にする ✓ 食事を楽しく味わう ✓ 一日の生活リズムを楽しむ ✓ 健康的な排泄習慣を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分の体や身の回りを清潔にする ✓ 体によい食事に関心を持ち、正しい態度で楽しく食べる ✓ 一日の生活の中で適度に休息を取る ✓ 病気を予防する方法を知り、実践する

	0～1歳	2歳	3～5歳
	安全に生活する		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全な環境で遊び、生活する ✓ 安全な状況で交通機関を利用する ✓ 「危ない」と言われた時に気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全に遊び、生活する ✓ 安全な状況で交通機関を利用する ✓ 危険な場面を対処する方法を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常生活で安全に遊び、生活する ✓ テレビ、パソコン、スマートフォン等を正しく使う ✓ 交通安全のルールを守る ✓ 事故、火災、災害、虐待、誘拐等への対処方法を体験する
	聞く、話す		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 表情、しぐさ、言葉、周りの音に注意を向ける ✓ 相手の話を聞きながら音や声を出してみる ✓ 表情、しぐさ、声で自分の気持ちを伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 表情、身ぶり、言葉を注意して読み取る ✓ 相手の話を聞き、それに応じて話す ✓ 要求や気持ちを言葉で表す 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 言葉や話に関心を持って聞き取る ✓ 経験、気持ち、考えを話す ✓ 状況に適した言葉を使って話す ✓ 相手の話を聞き、それに関連して話す ✓ 正しい態度で聞き、話す ✓ 丁寧な言葉を使う
	読み書き		
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の絵や記号に興味を持つ ✓ 落書きや書くことに興味を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の絵や記号に興味を持つ ✓ 落書きや書くことで自分を表現することを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 言葉と文字の関係に関心を持つ ✓ 周囲の記号や文字等を読むことに興味を持つ ✓ 自分の考えを文字に似た形で表現する

		0～1歳	2歳	3～5歳
社会関係		本や物語を楽しむ		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本に興味を持つ ✓ 言葉遊びや物語を面白いと感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本に興味を持ち、想像を膨らませる ✓ 言葉遊びや物語に親しみ、楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本に興味を持ち、想像することを楽しむ ✓ 童話や童詩で言葉の面白さを感じる ✓ 言葉遊びや物語作りを楽しむ
		自分を知り、大切にす		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分の個性や特徴に気づく ✓ 欲求や感情を表現する ✓ 身近なものや馴染みのあるものを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分の独自性に気づく ✓ 欲求や感情を表現する ✓ 好きなことに取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分を理解し、大切にす ✓ 自分の感情を知り、状況に応じて表現する ✓ 自分でできることを自分で行う
		他者と共に生活する		
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安心できる大人や友達と信頼関係を築く ✓ 同年代の友達に関心を持つ ✓ 他者の気持ちや行動に興味を持つ ✓ クラスや集団の中で、安心して楽しく過ごす 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家族に関心を持つ ✓ 同年代の友達と一緒に遊ぶ ✓ 他者の気持ちや行動に興味を持つ ✓ 守るべき約束があることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家族の意味を理解し、仲良く過ごす ✓ 友達と助け合い、仲良くする ✓ 友達との葛藤を前向きな方法で解決する ✓ 異なる感情、考え、行動を尊重する ✓ 友達や大人に礼儀正しく接する ✓ 約束や規則の必要性を理解し、守る
		社会に関心を持つ		
	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 暮らしている場所について疑問を持ち、調べる ✓ 自国に誇りを持つ ✓ 様々な文化に関心を持つ 	

		0～1歳	2歳	3～5歳
芸術経験	美しさを知る			
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然や日常生活の中に美しさを感じ取る ✓ 芸術活動を通して美しさを味わう 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然や日常生活の中に美しさを感じ取る ✓ 芸術活動を通して美しさを味わう 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然や日常生活の中で美しさを感じ、楽しむ ✓ 芸術的な要素に関心を持ち、探求する 	
	創造的に表現する			
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 音、リズム、歌で表現する ✓ 体の動きで表現する ✓ 様々な美術素材や道具に触れる ✓ 模倣を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親しみのある歌やリズムで表現する ✓ 動きや踊りで表現する ✓ 様々な美術の材料や道具を使って表現する ✓ ごっこ遊びをする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 歌うことを楽しむ ✓ 体、物、楽器を使って簡単な音やリズムを作る ✓ 体や道具を使って、動きや踊りで自由に表現する ✓ 様々な美術材料や道具を使って、自分の考えや気持ちを表現する ✓ ごっこ遊びで経験や物語を表現する 	
自然の探求	芸術を鑑賞する			
	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々な芸術を鑑賞し、想像力を膨らませる ✓ 異なる芸術表現を尊重する ✓ 韓国の伝統芸術に関心を持ち、親しむ 	
	探求の過程を楽しむ			
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の環境や自然に対して好奇心を持つ ✓ 物や自然を探求し、観察したりすることを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の環境や自然に対して好奇心を持つ ✓ 物や自然を探求し、観察したりすることを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の世界や自然に継続的に好奇心を持つ ✓ 気になることを探究する過程に楽しく参加する ✓ 探究の過程で異なる考え方にも関心を持つ 		

	0～1 歳	2 歳	3～5 歳
	日常生活の中で探求する		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近な者を五感で探り、確かめる ✓ 日常生活の中で数に興味を持つ ✓ 空間や形を探求する ✓ 規則性を体験する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近な者を五感で探り、確かめる ✓ 日常の中で数に興味を持つ ✓ 空間や形を探索する ✓ 規則性に関心を持つ ✓ 物を「同じ」と「違う」で分類する ✓ 生活の道具に関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 物の特徴や変化を様々な方法で探求する ✓ 物を数え、数量を知る ✓ 物の位置や向き、形を認識して区別する ✓ 日常生活の中で長さや重さ等の性質を比較する ✓ 周囲で繰り返される規則を見つける ✓ 集めた資料を基準に従って分類する ✓ 道具や機械に関心を持つ
	自然と共存する		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の動植物に関心を持つ ✓ 天気の変化を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の動植物に関心を持つ ✓ 天気や季節の変化を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周囲の動植物に関心を持つ ✓ 生命や自然環境を大切にする ✓ 天気や季節の変化を生活と関連付ける

(エ) 保育所等の種類及びサービス等

■ 施設種別^{10 11 12}

施設種別は乳幼児保育法の第 10 条で規定されている。

施設種別は 7 種類あり、国や地方自治体が設置・運営する「国公立保育所」、社会福祉法人が設置・運営する「社会福祉法人保育所」、社会福祉法人を除く非営利法人や団体が設置・運営する「法人・団体等保育所」、組織の事業主がその従業員のために運営し、職場内や職場の近隣等に設置する「職場保育所」、個人が自宅等に設置し運営する「家庭保育所」、乳幼児の保護者や保育士が出資する組合により設置・運営される「協同保育所」、上記にあてはまらない「民間保育所」である。なお、「法人・団体等保育所」の種類の詳細は乳幼児保育法施行令第 18 条の 2 で規定されている。

また、各保育所種別の定員は乳幼児保育法施行規則の別表 1 の 2 で規定されており、全保育所種別において、定員の最大数は 300 人である。

図表力-3 韓国における保育所の種類（乳幼児保育法 第10条、乳幼児保育法施行令 第18条の2、乳幼児保育法施行規則 別表1の2）

名称	【乳幼児保育法 第10条】 韓国語：어린이집의 종류 日本語：保育所の種類
	【乳幼児保育法施行令 第18条の2】 韓国語：법인·단체등어린이집의 종류 日本語：法人·団体等保育所の種類
	【乳幼児保育法施行規則 別表1の2】 韓国語：어린이집의 규모 日本語：保育所の規模
根拠法	乳幼児保育法 第10条、乳幼児保育法施行令 第18条の2、乳幼児保育法施行規則の別表1の2
保育所の種類	
1. 国公立保育所（국공립어린이집）（定員：常時11人以上）	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国や地方自治体が設置・運営（委託運営を含む）する保育所 ✓ 国や地方自治体は、この保育所を法人・団体または個人に委託して運営することができる ✓ 国または地方自治体の長が公務員及び国・地方自治体の長と労働契約を締結した非公務員のために設置・運営する保育所は職場保育所に分類される 	
2. 社会福祉法人保育所（사회복지법인어린이집）（定員：常時21人以上）	
✓ 「社会福祉事業法」による社会福祉法人が設置・運営する保育所	
3. 法人・団体等保育所（법인·단체등어린이집）（定員：常時21人以上）	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種法人（社会福祉法人を除いた非営利法人）や団体などが設置・運営する保育所の内、以下のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1. 「幼児教育法」「初・中等教育法」及び「高等教育法」による学校法人が設置・運営する保育所 2. 宗教団体が設置・運営する保育所 3. 「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団が設置・運営する保育所 4. 「乳幼児保育法」第21条2項2号による教育訓練施設が設置・運営する保育所 5. 1～4に規定する保育所に準ずるものの内、教育部長官が定める保育所 	
4. 職場保育所（직장어린이집）（定員：常時5人以上）	
✓ 組織の事業主が単独または共同で、従業員のために職場内またはそれに準ずる近隣地域・社宅等、従業員の居住地域に設置・運営する保育所	
5. 家庭保育所（가정어린이집）（定員：常時5人以上20人以下）	
✓ 個人が自宅またはそれに準ずる場所に設置・運営する保育所	
6. 協同保育所（협동어린이집）（定員：常時11人以上）	
✓ 保育を必要とする乳幼児の保護者11人以上、または保護者と保育士合わせて11人以上が出資し、組合（営利を目的としない組合に限る）を結成して設置・運営する保育所	

7. 民間保育所 (민간어린이집) (定員：常時 21 人以上)
✓ 1～6 以外の保育所

■ 対象年齢¹³

保育の対象年齢は乳幼児保育法で規定されており、原則 0～7 歳だが、必要に応じて 12 歳まで延長することができる。

乳幼児保育法の第 2 条 1 項では同法で使用する用語が定義されており、「こども」とは 7 歳以下の就学前の児童であることが規定されている。

加えて、同法の第 27 条では、保育所の利用対象は保育を必要とするこどもを原則とするが、必要な場合、満 12 歳まで延長して保育できることが規定されている。

図表力-4 保育の対象年齢に関する法律 (乳幼児保育法 第 2 条、第 27 条)

名称	【第 2 条】 韓国語：정의 日本語：定義
	【第 27 条】 韓国語：어린이집 이용대상 日本語：保育所の利用対象
根拠法	乳幼児保育法 第 2 条、第 27 条
法律の内容	<p>【第 2 条】</p> <p>この法律で使用する用語の定義は次のとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「こども」とは、7 歳以下の就学前の児童をいう 2. 「保育」とは、乳幼児を健康かつ安全に保護・養育し、乳幼児の発達特性に応じた教育を提供する保育所及び家庭養育支援に関する社会福祉サービスをいう 3. 「保育所」とは、こどもの保育のために、この法律に基づいて設立・運営される機関をいう 4. 「保護者」とは、親権者・後見人、その他こどもを事実上保護している者をいう 5. 「保育職員」とは、保育所におけるこどもの保育、健康管理、保護者との相談、その他保育所の管理・運営などの業務を担当する者であり、園長、保育士、その他の職員をいう
	<p>【第 27 条】</p> <p>✓ 保育所の利用対象は、保育を必要とするこどもを原則とする。ただし、必要な場合には、保育所の園長が 12 歳まで延長して保育することができる</p>

■ 保育受け入れ頻度、保育時間等^{14 15}

保育受け入れ頻度及び保育時間は乳幼児保育法と乳幼児保育法施行規則で規定されている。

乳幼児保育法の第 24 条の 2 では、保育所は週 6 日以上、1 日 12 時間以上営業しなければならないが、保護者の勤務時間等を考慮した上で、保護者及びそのこどもに不便を与えない範囲で保育所の運営日及び運営時間を調整し、保育所の園長が予めこどもの保護者から同意を得た場合にはこの限りではない。

保育時間は基本保育と延長保育に分かれ、基本保育の詳細は乳幼児保育法施行規則で規定されている。さらに、その時間について、乳幼児保育法施行規則の別表 8 の 2 の c で基本保育の時間は 7 時間、延長保育は基本保育時間終了後に運営しなければならない旨が規定されている。

図表カ- 5 保育受け入れ頻度、保育時間に関する法律①（乳幼児保育法 第 24 条の 2）

名称	韓国語：보육시간의 구분 日本語：保育時間の区分
根拠法	乳幼児保育法 第 24 条の 2
法律の内容	<p>① 保育所は次の各号のように保育時間を区分して運営することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本保育 保育所を利用する全てのこどもに必ず提供される課程であり、乳幼児保育法施行規則で定める時間以下の保育 2. 延長保育 基本保育を超えて、保護者の要望等により提供される保育 <p>② ①の保育時間運営基準と内容に関する事項は乳幼児保育法施行規則で定める</p>

図表力- 6 保育受け入れ頻度、保育時間に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第 23 条及び別表 8）

名称	韓国語：어린이집의 운영기준 日本語：保育所の運営基準
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第 23 条、別表 8 の 2 の c
法律の内容	<p>【第 23 条】</p> <p>✓ 乳幼児保育法 第 24 条 1 項の保育所の運営基準及び第 24 条の 2 の 2 項の保育時間運営基準と内容は別表 8 のとおりである</p> <p>【別表 8 の 2 の c】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所は週 6 日以上、1 日 12 時間以上運営しなければならない。ただし、保護者の勤務時間等を考慮した上で、保護者及びその子どもに不便を与えない範囲で保育所の運営日及び運営時間を調整し、保育所の園長が予め子どもの保護者から同意を得た場合には、この限りではない 2. 保育所は天災地変や感染症の発生等、保育所を正常に運営できない等正当な理由なく休園し、子ども及びその保護者に著しい不便を与えてはならない 3. 保育所は基本保育の時間を 1 日最大 7 時間とし、延長保育は教育部長官が定めるところにより、基本保育時間終了後に運営しなければならない

イ. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法

- 乳幼児保育法（영유아보육법）
- 乳幼児保育法施行令（영유아보육법 시행령）
- 乳幼児保育法施行規則（영유아보육법 시행규칙）

■ 根拠法の資格に関する概要

韓国において、保育士資格は国家資格であり、1～3 級の等級に分かれている。資格概要は乳幼児保育法、等級毎の資格要件は乳幼児保育法施行令、資格取得に係る教育の内容は乳幼児保育法施行規則で規定されている。

なお、現在、韓国政府は早ければ 2026 年から、保育所と幼稚園を「乳幼児教育・保育施設」として統合し、保育士資格と幼稚園教諭資格を「教員」に一元化する法整備を進めている。保育所の所管省庁も幼稚園を所管している教育部に移管される見込みであり、保育士の待遇やキャリアパスの改善が期待されている一方、統合に伴う現場の混乱や資格制度の調整等の課題も指摘されている。

(イ) 保育士の資格種類

■ 資格概要^{16 17 18}

保育士資格は乳幼児保育法の第 21 条 2 項に規定されているとおり国家資格であり、教育部長官が授与する資格証を持つ者である。

加えて、同項に規定されているとおり、資格を授与される者は高等教育法に基づく学校の卒業やそれと同等以上の学力等が求められ、さらに乳幼児保育法施行規則で定められている保育関連科目の単位の取得や地方自治体が指定する教育訓練施設の教育課程の履修等が必要となる。また、保育士には 1～3 級の等級があり、等級毎の資格要件は乳幼児保育法施行令で定められている。

なお、保育所の所管省庁は保健福祉部だが、2024 年 6 月の政府組織法の改正により、保育所の園長及び保育士資格の審査・授与・発行等は保健福祉部から教育部に移管され、乳幼児保育法の第 22 条にその旨が規定されている。

図表カ-7 保育士の資格概要に関する法律（乳幼児保育法 第 21 条、第 22 条）

名称	<p>【第 21 条】</p> <p>韓国語：어린이집의 원장 또는 보육교사의 자격</p> <p>日本語：保育所の園長または保育士の資格</p>
	<p>【第 22 条】</p> <p>韓国語：어린이집의 원장 또는 보육교사 자격증의 교부 등</p> <p>日本語：保育所の園長または保育士資格証の交付等</p>
根拠法	乳幼児保育法 第 21 条、第 22 条
法律の内容	<p>【第 21 条】</p> <p>① 保育所の園長は乳幼児保育法施行規則で定める資格を持ち、教育部長官が授与する資格証を取得した者でなければならない</p> <p>② 保育士は次の各号のいずれかに該当し、教育部長官が授与する資格証を取得した者でなければならない</p> <p>1. 高等教育法の第 2 条に基づく学校で、乳幼児保育法施行規則で定める保育関連科目の単位を取得し、専門学士以上の学位を取得した者</p> <p>1 の 2. 法令により高等教育法の第 2 条に基づく学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、乳幼児保育法施行規則で定める保育関連科目の単位を取得し、専門学士以上の学位を取得した者</p> <p>2. 高等学校またはこれと同等以上の学校を卒業し、地方自治体が指定する教育訓練施設で所定の教育課程を履修した者</p> <p>③ 2 項に基づく保育士の等級は 1 級・2 級・3 級とし、等級毎の資格要件は乳幼児保育法施行令で定める</p> <p>④ 2 項 2 号に基づく教育訓練施設の指定及び指定取消、教育課程等の必要事項は乳幼児保育法施行規則で定める</p>

	<p>【第 22 条】</p> <p>① 教育部長官は第 21 条 1 項及び 2 項に基づき、保育所の園長または保育士の資格を審査し、資格証を交付しなければならない</p> <p>② 教育部長官は、1 項に基づく保育所の園長または保育士の資格証の交付または再交付（以下「保育資格証の交付等」）を受けようとする者から、乳幼児保育法施行規則で定めるところにより手数料を徴収することができる</p> <p>③ 削除</p> <p>④ 削除</p> <p>⑤ 第 51 条の 2 の 1 項 2 号により保育資格証の交付等に関する業務を委託された公的または民間の機関・団体は、2 項により納付された手数料を教育部長官の承認を受けて、保育資格証の交付等に必要な経費に直接充当することができる</p> <p>⑥ 保育資格証の交付等に必要な事項は、乳幼児保育法施行規則で定める</p>
--	---

■ 資格要件・教育内容

➤ 資格要件^{19 20}

保育士の等級毎の資格要件は乳幼児保育法施行令第 21 条及び別表 1 の 2 で規定されている。

保育士 1 級を取得するには、2 級を取得した後、3 年以上の保育業務経歴もしくは保育関連大学院で修士学位以上を取得と 1 年以上の保育業務経歴が必要であり、さらに教育部長官が定める昇給教育を経て、資格取得となる。

保育士 2 級を取得するには、専門大学またはそれと同等以上の学校で教育部令で規定されている保育関連科目及び単位を履修して卒業すること、または保育士 3 級を取得した後、2 年以上の保育業務経歴が必要であり、さらに教育部長官が定める昇給教育を経て、資格取得となる。

保育士 3 級を取得するには、高校またはそれと同等以上の学校を卒業し、教育部令で規定されている教育訓練施設にて定められた教育課程を修了することが必要である。

また、別表 1 の備考の 2 には、資格要件内「保育業務経歴」の詳細が規定されている。

図表カ- 8 保育士の等級毎の資格取得要件（乳幼児保育法施行令 第 21 条、別表 1）

名称	韓国語：어린이집의 원장 및 보육교사의 자격기준 日本語：保育所の園長及び保育士の資格基準
根拠法	乳幼児保育法施行令 第 21 条、別表 1 の 2、別表 1 の備考の 2
法律の内容	<p>【第 21 条】</p> <p>✓ 乳幼児保育法の第 21 条 1 項及び 3 項に基づく保育所の園長及び保育士の資格基準は、別表 1 の 2 のとおりとする</p>

【別表 1 の 2】	
等級	資格要件
1 級	保育士 2 級を取得した後、3 年以上の保育業務経歴があり、教育部長官が定める昇級研修を受けた者
	保育士 2 級を取得した後、保育関連大学院で修士学位以上を取得し、1 年以上の保育業務経歴があり、教育部長官が定める昇級研修を受けた者
2 級	専門大学またはそれと同等以上の学校で教育部令で規定されている保育関連科目及び単位を履修して卒業したもの
	保育士 3 級を取得した後、2 年以上の保育業務経歴があり、教育部長官が定める昇級研修を受けた者
3 級	高校またはそれと同等以上の学校を卒業し、教育部令で規定されている教育訓練施設にて定められた教育課程を修了した者

【別表 1 の備考の 2】
「保育業務経歴」とは、以下のいずれかに該当する経歴をいう
ア. 次のいずれかに該当する経歴

1. 保育所で園長、保育士、特別支援教員または療育士として勤務した経歴
2. 育児総合支援センターでセンター長、保育士、特別支援教員、代替教員または時間制保育担当保育士として勤務した経歴
3. 乳幼児保育法の第 8 条に基づく韓国保育振興院で教育部長官が定め、告示している役員または正規職員として勤務した経歴
4. 乳幼児保育法の第 26 条の 2 の 2 項に基づく時間制保育サービス指定機関で機関長または時間制保育担当保育士として勤務した経歴

イ. 「幼児教育法」に基づく教育課程及び放課後課程を運営する幼稚園で園長、教頭、主任教員、教員または期間制教員として勤務した経歴

➤ 教育内容

① 保育士資格取得に向けた教育内容²¹

保育士資格取得に向けた教育内容は、乳幼児保育法施行規則の第 12 条～14 条と別表 4・5 で規定されている。

乳幼児保育法施行規則の第 12 条～14 条では、保育士資格取得には学歴、保育関連科目及び単位の履修、教育訓練施設での教育課程の履修が必要であること、教育訓練施設の要件が規定されている。

別表 4 では、保育士資格取得に係る大学等で履修すべき科目及び単位、別表 5 では、教育訓練施設での教育課程が規定されている。

図表カ-9 保育士資格取得に向けた教育に関する法律①（乳幼児保育法施行規則 第12条～14条）

名称	<p>【第12条】 韓国語：보육 관련 교과목 및 학점 등 日本語：保育関連教科目及び単位等</p>
	<p>【第13条】 韓国語：교육훈련시설의 지정 등 日本語：教育訓練施設の指定等</p>
	<p>【第14条】 韓国語：교육훈련시설의 설치기준 등 日本語：教育訓練施設の設置基準等</p>
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第12条～14条
法律の内容	<p>【第12条】</p> <p>① 乳幼児保育法の第21条2項1号及び1号の2により、保育士の資格を取得するために「高等教育法」第2条に定める学校（以下「大学等」）で履修しなければならない、または同等以上の学歴があると認められる者が履修しなければならない保育関連科目及び単位は、別表4のとおりである</p> <p>② 乳幼児保育法の第21条2項2号により、保育士の資格を取得するために教育訓練施設で履修しなければならない教育課程は、別表5のとおりである</p>
	<p>【第13条】</p> <p>① 乳幼児保育法の第21条2項2号に基づく教育訓練施設は、保育士の養成等のために大学等に一定の施設及び教授要員を備えて設置された施設の内、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」）が乳幼児保育法の第6条に基づく地方保育政策委員会（以下「地方保育政策委員会」）の審議を経て教育訓練施設として指定した施設をいう</p> <p>② 1項に基づき教育訓練施設として指定を受けようとする大学等は、別紙第8号様式の教育訓練施設指定申請書（電子文書による申請を含む）に、次の各号の書類（電子文書を含む）を添付して、市・道知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の定款及び出資金などに関する書類 2. 賃貸借契約書（不動産を賃借する場合のみ該当） 3. 施設の構造別面積が表示された平面図及び施設・設備のリスト 4. 教育訓練施設の長及び教授要員の資格・経歴を証明する書類 5. 教育訓練計画書及び予算書

	<p>③ 2項に基づく申請を受理した市・道知事は「電子政府法」第36条1項に基づく行政情報の共同利用を通じて、法人登記簿謄本及び建物台帳（不動産を賃借する場合は除く）を確認しなければならない</p> <p>④ 2項に基づく指定申請書を受理した市・道知事が、該当施設を地方保育政策委員会の審議を経て教育訓練施設として指定した場合には、別紙第9号様式の教育訓練施設指定書を交付しなければならない</p>
	<p>【第14条】</p> <p>① 教育訓練施設の長は、学士以上の学位を有し、保育または教育業務に10年以上従事した経歴がなければならない</p> <p>② 教育訓練施設の施設基準及び教育訓練施設が備えるべき教授要員の人数及び資格基準は、別表6のとおりである</p>

図表力- 10 保育士資格取得に向けた教育に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 別表 4・5）

名称	<p>【別表 4】 韓国語：보육 관련 교과목 및 학점(제 12 조제 1 항 관련) 日本語：保育関連教科目及び単位（第12条1項関連）</p>			
	<p>【別表 5】 韓国語：보육 관련 교과목 및 학점(제 12 조제 1 항 관련) 日本語：教育訓練施設の教育課程（第12条第2項関連）</p>			
根拠法	乳幼児保育法施行規則 別表 4・5			
法律の内容	<p>【別表 4】 保育関連教科目及び単位（第12条1項関連） 1. 大学等で履修すべき科目及び単位</p>			
	区分	領域	履修科目数 (単位数)	
	a	保育士の人格	保育士（人格）論、児童の権利と福祉	2科目 (6単位)
	b	保育の知識と技術	<p>【必修】 保育学概論、保育課程、乳幼児発達、乳幼児教授法、遊び指導、言語指導、児童音楽（または児童動作、児童美術）、児童数学指導（または児童科学指導）、児童安全管理（または児童生活指導）</p>	9科目 (27単位)
<p>【選択】 児童健康教育、乳幼児社会情緒指導、児童文学教育、児童相談論、障害児指導、特別児童理</p>			4科目 (12単位)以上	

		解、保育所運営管理、乳幼児保育プログラム開発と評価、保育政策論、精神健康論、人間行動と社会環境、児童看護学、児童栄養学、親教育論、家族福祉論、家族関係論、地域社会福祉論	
c	保育実務	児童観察及び行動研究、保育実習	2 科目 (6 単位)

(備考)

- ① 科目名が異なっても、科目内容が類似していれば同一科目と認める。また、c 項の科目の内保育実習は科目名に関わらず、保育実習機関及び保育実習期間の条件を満たせば保育実習として認める
- ② 各科目は 3 単位を基準とし、最低 2 単位でなければならない
- ③ 17 科目以上、51 単位以上を履修しなければならない

2. 対面科目

区分	領域	科目名
a	保育士の人格	保育士（人格）論、児童の権利と福祉
b	保育の知識と技術	遊び指導、言語指導、児童音楽（または児童動作、児童美術）、児童数学指導（または児童科学指導）、児童安全管理（または児童生活指導）
c	保育実務	児童観察及び行動研究、保育実習

(備考)

- ① 対面科目は 8 時間以上の出席授業と 1 回以上の出席試験を実施する
- ② c の科目の内、保育実習に関する基準は以下の各項による
 - ア. 保育実習は理論授業と保育現場実習で構成する
 - イ. 保育現場実習は 6 週以上、240 時間以上を原則とし、2 回に分けて実施することができる
 - ウ. 保育士の資格を取得しようとする者が保育実習を始める時点で、定員が 15 名以上であり、乳幼児保育法の第 30 条 1 項に基づく評価を受けた保育所または放課後課程を運営する幼稚園で、保育士 1 級または幼稚園正教諭 1 級の資格を持つ者が保育実習を指導しなけ

ればならない。この場合、実習指導教諭1名につき実習生は3名以下とする

エ. 保育実習は平日の午前9時から午後7時の間に実施した場合のみ認められ、保育実習時間は1日8時間とする。ただし、やむを得ない理由があると教育部長官が認めた場合で、1日に実習した時間が6時間以上であれば、実際に実習したと認める

オ. 保育実習の評価は教育部長官が定める保育実習日誌及び保育実習評価書に基づいて行い、評価点数が80点以上の場合のみを履修したものと認める

【別表5】教育訓練施設の教育課程（第12条第2項関連）

区分	領域	科目名	履修科目数 (単位数)
a	保育士の人格	保育士（人格）論（3単位）、 児童の権利と福祉（3単位）	2科目 (6単位)
b	保育の知識 と 技術	保育学概論（3単位）、保育課程（3単位）、乳幼児発達及び指導（3単位）、児童生活指導（3単位）、乳幼児問題行動指導及び相談（3単位）、特別児童理解と指導（3単位）、遊び指導（3単位）、言語指導（3単位）、児童音楽と動作（3単位）、児童美術指導（3単位）、児童数学指導・児童科学指導（3単位）、乳幼児教授法（3単位）、教材教具開発（3単位）、親教育（3単位）、乳幼児健康指導（2単位）、乳幼児栄養指導（2単位）、児童安全管理（3単位）、保育所運営管理（3単位）	18科目 (52単位)
c	保育実務	児童観察及び実習（3単位）、 保育実習（4単位）	2科目 (7単位)

(備考)

- ① 各科目毎に評価点数が70点以上の場合のみ、履修したものと認める
- ② 1単位あたり15時間を基準とする

	③ 保育実習は別表 4 備考第 2 号の保育実習に関する基準を準用する。
	④ 22 科目以上、65 単位以上を履修しなければならない

② 保育士資格取得後の教育内容^{22 23}

保育士資格取得後の教育内容は、乳幼児保育法の第 23 条の 2、乳幼児保育法施行規則の第 20 条で規定されている。

乳幼児保育法の第 23 条の 2 では、保育士資格取得後も質の向上のための集合研修が必要であり、研修は職務研修と昇級研修に区分されること、研修に含める内容が規定されている。また、研修の内容や時間は乳幼児保育法施行規則の第 20 条で規定されている。

図表カ- 11 保育士資格取得後の教育に関する法律①（乳幼児保育法 第 23 条の 2）

名称	韓国語：보육교사의 보수교육 日本語：保育士に対する教育
根拠法	乳幼児保育法 第 23 条の 2
法律の内容	<p>① 教育部長官は、保育士の質向上のための研修（補修教育）を実施しなければならない。この場合、研修は集合教育を原則とする</p> <p>② 1 項に基づく研修は、職務研修と昇級研修に区分する</p> <p>③ 1 項に基づく研修には、次の各号に掲げる事項に関する内容を含めなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性暴力及び児童虐待の予防 2. 失踪・誘拐の予防及び防止 3. 感染症及び薬物の誤用防止などの保健衛生管理 4. 災害対策の安全 5. 交通安全 6. 保育士の人格を養うこと（こどもの人権保護教育を含む） 7. その他、乳幼児保育法施行規則で定める事項 <p>④ その他、研修の期間・方法などに必要な事項は乳幼児保育法施行規則で定める</p>

図表カ- 12 保育士資格取得後の教育に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第 20 条）

名称	韓国語：보수교육의 실시 日本語：保育教育の実施
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第 20 条
法律の内容	<p>① 乳幼児保育法の第 23 条 2 項及び第 23 条の 2 の 2 項に基づく職務研修は、保育に必要な知識と能力を維持・発展させるために保育園の園長及び保育士が定期的に受ける研修であり、研修時間は 40 時間以上とする</p> <p>② 乳幼児保育法の第 23 条の 2 の 2 項に基づく昇級研修は、保育士が 3</p>

	<p>級から 2 級、または 2 級から 1 級に昇級するために必要な研修であり、研修時間は 80 時間以上とする</p> <p>③ 乳幼児保育法の第 23 条 4 項 7 号及び法第 23 条の 2 の 3 項 7 号で「乳幼児保育法施行規則で定める事項」とは、保育に関する実務能力の向上を目的とした内容を指す</p> <p>④ 1 項及び 2 項に基づく職務研修及び昇級研修の対象者、研修評価、研修費等に関する具体的な内容は別表 7 のとおりである</p> <p>⑤ 市・道の長は毎年 2 月末までに研修の需要を把握し、研修計画を策定しなければならない</p>
--	--

ウ. 保育所運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

- 乳幼児保育法（영유아보육법、Child Care Act）
- 乳幼児保育法施行規則（영유아보육법 시행규칙、Enforcement Rule of the Child Care Act）

■ 発行年（及び改正年）

- 乳幼児保育法
発行：1991 年 最新の改正：2024 年
- 乳幼児保育法施行規則
発行：2004 年 最新の改正：2025 年

■ 概要

保育所には 1 名の園長と保育士の配置が必須であり、等級の定めはないが、こどもの年齢により、1 名の保育士が受け持つことができるこどもの数が規定されている。ただし、満 4 歳以上の就学前のこども 40 人につき保育士が 1 人の場合のみ保育士の等級の規定があり、その保育士は 1 級資格を持つ者であることが必須である。

また、保育士以外にも、看護師、栄養士、調理師等についても配置基準が規定されている。

学級編成について、保育所は例外を除き、同じ年齢のこどもでクラスを編成する必要があり、且つ可能な限り、保育所は 2 歳未満のクラス、2 歳児クラス及び 3 歳以上のクラスを同時に運営しなければならない。

面積基準については、保育室、調理室、浴室、トイレ、教員室、遊び場、給排水設備、非常災害対策施設、監視カメラの設置が必須であり、こども 1 人あたりの面積基準や設置方法が定められている。

(イ) 保育所の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準

保育者及びその資格・役職の配置基準は、乳幼児保育法の第 17 条及び乳幼児保育法施行規則の第 10 条、別表 2 で規定されており、保育所には 1 名の園長と保育士の配置が必須である。

加えて、保育士の等級別の配置基準について、満 4 歳以上の就学前のこども 40 人につき保育士が 1 人の場合、その 1 人は保育士 1 級資格を持つ者でなければならないことが規定されている。

■ 年齢別における保育者の配置基準^{24 25}

年齢別の保育士の配置基準は、「保育者及びその資格・役職の配置基準」同様、乳幼児保育法の第 17 条及び乳幼児保育法施行規則の第 10 条、別表 2 で規定されている。

満 1 歳未満から満 4 歳以上の就学前のこども、就学したこども、障害を持つこどもに関する保育士の配置基準に加え、看護師、栄養士、調理師等の配置基準が規定されている。

図表力- 13 年齢別の保育士の配置基準に関する法律①（乳幼児保育法 第 24 条 2 項）

名称	韓国語：보육교직원의 배치 日本語：保育士の配置
根拠法	乳幼児保育法 第 17 条
法律の内容	① 保育所には保育士を配置しなければならない ② 第 24 条の 2 の 1 項に基づき、保育時間を区分して運営する保育所は、同項各号に定める保育時間毎に保育士を配置することができる ③ 保育所には保育士の業務負担を軽減できるよう、補助教員等を置く ④ 休暇または研修等で保育士を含む保育職員の業務に空白が生じる場合、それを代替できる代替教員等の代替人員を配置する ⑤ 保育士及びその他の人員の配置基準等の必要事項は乳幼児保育法施行規則で定める

図表力- 14 保育時間に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第 10 条、別表 2）

名称	【第 10 条】 韓国語：보육교직원의 배치기준 日本語：保育所の運営基準
	【別表 2】 韓国語：보육교직원의 배치기준(제 10 조 관련) 日本語：保育職員の配置基準（第 10 条関連）
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第 10 条、別表 2
法律の内容	【第 10 条】 ✓ 乳幼児保育法の第 17 条 5 項による保育士の配置基準は別表 2 のとおりである
	【別表 2】 保育職員の配置基準（第 10 条関連）

1. 保育所に配置しなければならない保育職員とその人数
- (ア) 保育所の園長
1名。ただし、20人以下のこどもを保育する場合は、園長が保育士を兼務することができる
- (イ) 保育士
以下の区分に従って配置し、保育士の業務負担を軽減するために補助教員等を置く
1. 満1歳未満のこども3人につき1人
 2. 満1歳以上満2歳未満のこども5人につき1人を原則とする。
 3. 満2歳以上満3歳未満のこども7人につき1人を原則とする。
 4. 満3歳以上満4歳未満のこども15人につき1人を原則とする。
 5. 満4歳以上の就学前のこども20人につき1人を原則とする。ただし、こども40人につき1人の場合、その1人は保育士1級資格を持つ者でなければならない⁹
 6. 就学したこども20人につき1人を原則とする
 7. 障害を持つこども3人につき1人を原則とする。ただし、障害を持つこども9人につき1人の場合、その1人は特別支援教員資格保有者とする
 8. 乳幼児保育法の第24条の2の1項に基づき、保育時間を区分して運営する場合、基本保育の保育士は1～7の規定に従って配置、延長保育の保育士は以下に従って配置する
 - イ) 満3歳未満のこども5人につき1人。ただし、満1歳未満のこどものみを対象とする場合は、こども3人につき1人
 - ロ) 満3歳以上就学前のこども15人につき1人
 - ハ) 障害を持つこども3人につき1人
- (ウ) 看護師
100人以上のこどもを保育する場合、看護師（准看護師を含む）1名を置かなければならない
- (エ) 栄養士
100人以上のこどもを保育する場合は栄養士1名を置くこと。ただし、保育所単独で栄養士を置くことが困難な場合は、同じ市・郡・区の5か所以内の保育所が共同で栄養士を置くことができる
- (オ) 調理師
40人以上80人以下のこどもを保育する場合、調理師1名を置き、こ

⁹ 満4歳児以上は、こども対保育士は20対1が原則である。こどもが40人の場合、保育士は2人、その内、1人が1級保育士の配置という資格構成要件が加わるという解釈となる。

	<p>どもが 80 人を超える毎に 1 名ずつ増員する。</p> <p>(カ) その他の保育職員 保育所の規模や特性に応じて、医師（または嘱託医）、社会福祉士、事務員、管理人、衛生員、運転手、治療士等を置くことができる</p> <p>(キ) 保育所の園長が看護師または栄養士の資格を有する場合、看護師または栄養士を兼任することができる。</p> <p>2. 保育職員の勤務</p> <p>(ア) 保育所の園長は専任でなければならず、他の保育所、社会福祉施設、幼稚園及び宗教施設等の業務を兼任することはできない</p> <p>(イ) クラスを担当する保育士の勤務時間は平日 8 時間（延長保育を担当する保育士の場合は平日 4 時間）を原則とし、前後に延長される時間は保育所の園長と保育士が交代勤務し、超過勤務手当を支給しなければならない</p> <p>(ウ) 休暇は、保育の空白を最小限にするために順番制で実施し、研修、産休等によって保育所の園長、保育士またはその他の保育職員に空白が生じた場合は、代替できる代替園長、代替保育士またはその他の人員をそれぞれ配置しなければならない</p>
--	---

■ 学級編成・面積基準

➤ 学級編成^{26,27}

学級編成は乳幼児保育法の第 24 条 1 項及び乳幼児保育法施行規則の第 23 条と別表 8 で規定されている。

乳幼児保育法の第 24 条 1 項にて、保育所は乳幼児保育法施行規則で定める運営基準に従って保育所を運営しなければならない。学級編成については、乳幼児保育法施行規則の第 23 条と別表 8 にて、例外を除き、クラスは同じ年齢のこどもで構成される必要があり、且つ可能な限り、保育所は 2 歳未満のクラス、2 歳児クラス及び 3 歳以上のクラスを同時に運営しなければならない。

ただし、保育時間を区分して運営する場合は、保育時間毎にクラスを区分して運営することができる。

図表カ- 15 学級編成に関する法律①（乳幼児保育法 第 24 条）

名称	韓国語：어린이집의 운영기준 등 日本語：保育所の運営基準等
根拠法	乳幼児保育法 第 24 条 1 項
法律の内容	✓ 保育所を設置・運営する者は、乳幼児保育法施行規則で定める運営基準に従って保育所を運営しなければならない

図表力- 16 学級編成に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第 23 条、別表 8）

名称	<p>【第 23 条】</p> <p>韓国語：어린이집의 운영기준</p> <p>日本語：保育所の運営基準</p>
	<p>【別表 8】</p> <p>韓国語：어린이집의 운영기준(제 23 조, 제 34 조 및 제 34 조의 2 관련)</p> <p>日本語：保育所の運営基準（第 23 条、第 34 条及び第 34 条の 2 関連）</p>
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第 23 条、別表 8 の 2 の a
法律の内容	<p>【第 23 条】</p> <p>✓ 乳幼児保育法 第 24 条 1 項の保育所の運営基準及び第 24 条 2 項 2 の保育時間運営基準と内容は別表 8のとおりである</p>
	<p>【別表 8 の 2 の a】</p> <p>2. 保育所の運営</p> <p>a. クラス運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所は同じ年齢のこどもで構成されたクラスで運営しなければならない。ただし、運営上必要な場合には、教育部長官が定めるところにより、異なる年齢のこどもで構成されたクラスを運営することができる 2. 保育所は可能な限り 2 歳未満のクラス、2 歳児クラス及び 3 歳以上のクラスを同時に運営しなければならない。ただし、障害児がいる場合には、障害児のみで構成されたクラスを運営することができる 3. 乳幼児保育法の第 24 条の 2 の 1 項により保育時間を区分して運営する場合は、保育時間毎にクラスを区分して運営することができる

➤ 面積基準^{28 29}

面積基準は乳幼児保育法の第 15 条と第 15 条の 2 及び乳幼児保育法施行規則の第 9 条と別表 1 で規定されている。

保育所には保育室、調理室、浴室、トイレ、教員室、遊び場、給排水設備、非常災害対策施設、監視カメラを設置する必要がある。保育室を含む施設面積（遊び場の面積は除く）はこども 1 人あたり 4.29 平方メートル以上としなければならない。加えて、保育室については、こども 1 人あたり 2.64 平方メートル以上の空間を確保しなければならない。遊び場については、屋外と屋内に設置する場合で、異なる基準が設けられている。

また、乳幼児保育法の第 15 条の 3 と 4 では、非常災害対策施設と監視カメラ等の設置についても規定されている。

図表カ- 17 面積基準に関する法律①（乳幼児保育法 第 15 条、第 15 条の 2 から 4）

名称	<p>【第 15 条】 韓国語：어린이집 설치기준 日本語：保育所設置基準</p>
	<p>【第 15 条の 2】 韓国語：놀이터 설치 日本語：遊び場の設置</p>
	<p>【第 15 条の 3】 韓国語：비상재해대비시설 日本語：非常災害対策施設</p>
	<p>【第 15 条の 4】 韓国語：폐쇄회로 텔레비전의 설치 등 日本語：監視カメラの設置等</p>
根拠法	乳幼児保育法 第 15 条、第 15 条の 2 から 4
法律の内容	<p>【第 15 条】 ✓ 保育所を設置・運営しようとする者は、乳幼児保育法施行規則で定める設置基準を満たさなければならない。ただし、遊び場、非常災害対策施設及び監視カメラの設置に関する事項は、本法第 15 条の 2 から 4 による</p>
	<p>【第 15 条の 2】</p> <p>① 保育所を設置・運営する者は、遊び場（遊戯場）を設置しなければならず、その設置に関する基準は乳幼児保育法施行規則で定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する保育所についてはこの限りではない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定員が 50 人未満の保育所 2. 100m 以内に乳幼児保育法施行規則で定める基準を満たす遊び場が設置されている保育所 <p>② 1 項に関わらず、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は本法第 6 条 1 項に基づく地方保育政策委員会の審議を経て、2005 年 1 月 29 日以前に認可を受けた保育所が都市部や島嶼・僻地等、地域の事情により遊び場の設置が困難であり、且つ保育上支障がないと認められる場合には、遊び場を設置しない、または遊び場の設置基準を緩和して変更認可することができる</p>
	<p>【第 15 条の 3】</p> <p>① 保育所を設置・運営する者は、必ず 1 階及び 2 階以上等の種類毎に非常災害対策施設を設置しなければならず、設置に関する基準は乳幼児保育法施行規則で定める</p> <p>② 1 項に関わらず、特別自治市長、特別自治道知事、市・郡・区の長</p>

は、2009年7月3日以前に認可を受けた保育所（以下「既認可保育所」という）が非常災害対策に支障がないと判断する場合、従前の認可当時の基準を適用することができる。この場合、特別自治市長・特別自治道知事、市・郡・区の長は、既認可保育所が非常災害対策に支障がないかどうかを判断するために非常災害対策施設基準審議委員会を構成・運営し、当該委員会の審議を必ず経なければならない

- ③ 2項に基づく非常災害対策施設基準審議委員会の委員は5名以上とし、以下の各号のいずれかに該当する者の中から特別自治市長、特別自治道知事、市・郡・区の長が任命または委嘱する。この場合、全体委員の2分の1以上は1号から4号に該当する者でなければならない、委員長は委員の中から互選する

1. 消防公務員
2. 消防技術士
3. 消防施設管理士
4. 「火災の予防及び安全管理に関する法律」第11条に基づき、消防・防災分野に関する専門知識を有する者
5. 保育関連業務を担当する公務員
6. 「高等教育法」第2条に基づく学校に勤務している保育関連分野の教授

- ④ 委員の任期、運営及び会議等に必要な事項は、本法第6条に基づく地方保育政策委員会の関連規程を準用する

【第15条の4】

- ① 保育所を設置・運営する者は児童虐待防止等、こどもの安全及び保育所のセキュリティのために「個人情報保護法」及び関連法令に基づき、監視カメラを設置・管理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない

1. 保育所を設置・運営する者が保護者全員の同意を得て、特別自治市長、特別自治道知事、市・郡・区の長に申告した場合
2. 保育所を設置・運営する者が保護者及び保育職員全員の同意を得て、「個人情報保護法」及び関連法令に基づくIPカメラを設置した場合

- ② 1項に基づき監視カメラを設置・管理する者は、こども及び保育職員等、情報主体の権利が侵害されないよう、次の各号の事項を遵守しなければならない

1. 児童虐待防止等、こどもの安全及び保育所のセキュリティのため、必要最小限の映像情報のみを合法かつ正当な方法で収集し、目的外の用途に利用しないこと

	<p>2. こども及び保育職員等、情報主体の権利が侵害される可能性とその危険度を考慮して、映像情報を安全に管理すること</p> <p>3. こども及び保育職員等、情報主体のプライバシー侵害を最小限に抑える方法で映像情報を処理すること</p> <p>③ 保育所を設置・運営する者は、監視カメラに記録された映像情報を60日以上保管しなければならない</p> <p>④ 1項に基づく監視カメラの設置・管理基準、同意、申告の方法・手続き・要件、3項に基づく映像情報の保管基準及び保管期間等に必要事項は乳幼児保育法施行規則で定める</p>
--	--

図表カ- 18 面積基準に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第9条、別表1）

名称	<p>【第9条】 韓国語：어린이집의 설치기준 등 日本語：保育所の設置基準等</p>
	<p>【別表1】 韓国語：어린이집의 설치기준 (제9조 관련) 日本語：保育所の設置基準 (第9条関連)</p>
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第9条、別表1
法律の内容	<p>【第9条】</p> <p>① 乳幼児保育法の第15条に基づく保育所の設置基準（同法第15条の2から4に基づく遊び場、非常災害対策施設、監視カメラの設置基準を含む）は別表1のとおりとする。</p> <p>② 乳幼児保育法の第15条の4に基づく監視カメラの管理基準は、別表1の2のとおりとする。</p>
	<p>【別表1における面積に関する規定】 保育所には保育室、調理室、浴室、トイレ、教員室、遊び場、給排水設備、非常災害対策施設、監視カメラを設置しなければならないが、保育室を含む施設面積（遊び場の面積は除く）はこども1人あたり4.29平方メートル以上とする （保育室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育室はこどもが主に生活する室内空間で、クラス毎の定員を考慮して別々に区画された空間を意味する ✓ 保育室は建築法令上の階数に関係なく、当該階の4面の80%以上が地上に露出していて、当該階の主出入口の下端が地表面から1メートル以内である階（以下「1階」）に設置しなければならない。ただし、条件により例外が存在する ✓ こども1人あたり2.64平方メートル以上の空間を確保しなければならないが、全体定員及び面積算定時には保育室、リビングルーム、共同遊

	<p>戯室を含めて算定する (屋外遊び場)</p> <p>✓ 定員が 50 名以上の保育所（12 カ月未満の乳児のみを保育する場合は除く）は、こども 1 人あたり 3.5 平方メートル以上の規模で屋外遊び場を設置することを原則とする。ただし、教育部長官が保育所の規模（定員）に応じて同時間帯に遊び活動に参加する最大こども数及び面積の基準を定めた場合には、その基準に従って遊び場を設置できる</p> <p>(屋内遊び場)</p> <p>✓ 屋内遊び場を保育所として使用する建物内の屋外空間に設置する場合、最低 1.5 メートル以上のフェンスや保護柵を設置し、さらに遊具の高さ等に合わせて安全を確保できる高さで設置しなければならない。この場合、フェンスや保護柵の材質は腐食・破損の危険がなく、乳幼児が握ったり、つかんで登れない構造で設置し、柵の間隔は 80 ミリメートル以下としなければならない</p> <p>✓ 屋内遊び場を保育所の最上階に設置する場合、フェンスや保護柵は床面最下段から 1.2 メートルまではコンクリート・煉瓦または強化ガラス等で設置し、さらに固定式遊具は当該階の床が設置しようとする遊具の荷重に耐えられるよう建築されている、且つ「児童遊具安全管理法」で定める基準に適合している場合に設置できる</p>
--	---

■ 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）^{30 31}

教育部が発表している保育実態調査等に遵守の状況は記載されていないが、違反した場合の罰則は乳幼児保育法の第 45 条及び乳幼児保育法施行規則の第 38 条と別表 9 で規定されている。

乳幼児保育法の第 45 条で規定されている事項に違反した場合、教育部長官、道知事、市・郡・区の長は当該保育所に 1 年以内の運営停止を命じることができる。規定されている事項とは、配置基準に加え、不正な方法での補助金交付、こどもに被害を与えること（虐待、重症、死亡）、道路交通法違反等である。

乳幼児保育法施行規則の第 38 条では、行政処分の詳細を別表 9 に規定することが定められており、別表 9 では保育士の配置基準違反について、全クラスの内、30%以内もしくは未満で配置基準違反が行われた場合の罰則が定められている。さらに、同法では、「年齢別における保育者の配置基準」で記載した乳幼児保育法施行規則の第 10 条及び別表 2 で規定されている必須の保育職員の未配置に関する罰則も定められている。

図表カ- 19 保育士の配置基準順守に関する法律①（乳幼児保育法 第 45 条）

名称	韓国語：어린이집의 폐쇄 등 日本語：保育所の閉鎖等
根拠法	乳幼児保育法 第 45 条 1 項、6 項
法律の内容	<p>① 教育部長官、道知事、市・郡・区の長は、保育所を設置・運営する者（以下「設置・運営者」）が次の各号のいずれかに該当する場合、1 年以内の保育所の運営停止を命じることができ、または保育所の閉鎖を命じることができる。この場合、保育職員等、設置・運営者の管理・監督下にある者が 4 項または 5 項に該当する行為を行った場合には、設置・運営者が行ったものとみなす。ただし、設置・運営者がその行為を防止するために相当の注意や監督を怠らなかった場合は、この限りでない</p> <p>(1 項の各号及び 2 項から 5 項は補助金の交付、虐待、道路交通法違反等に関する規定で、配置基準と関連がないため省略)</p> <p>⑥ 1 項に基づく行政処分の詳細基準は、乳幼児保育法施行規則で定める</p>

図表カ- 20 保育士の配置基準順守に関する法律②（乳幼児保育法施行規則 第 38 条、別表 9）

名称	【第 38 条】 韓国語：어린이집에 대한 행정처분 등 日本語：保育所に対する行政処分等
	【別表 9】 韓国語：어린이집에 대한 행정처분의 세부기준(제 38 조제 1 항 관련) 日本語：保育所に対する行政処分の詳細基準（第 38 条第 1 項関連）
根拠法	乳幼児保育法施行規則 第 38 条、別表 9
法律の内容	<p>【第 38 条】</p> <p>① 乳幼児保育法の第 45 条 1 項に基づく保育所に対する行政処分の詳細基準は別表 9 による</p> <p>② 1 項に基づく行政処分が運営停止に該当する場合、特別自治市長・特別自治道知事、市・郡・区の長は、違反行為の動機・内容及び回数などを考慮して、1 項に基づく運営停止期間を 2 分の 1 の範囲で加重または減輕することができる。ただし、加重する場合には運営停止の総期間が 1 年を超えてはならない</p> <p>③ 乳幼児保育法の第 45 条 1 項と 5 項以外の箇所における「乳幼児保育法施行規則で定める重傷を負った場合」とは、乳幼児の身体に傷害を負わせて生命に対する危険が生じた場合、または身体の傷害により障害、不治または難治の疾病に至った場合をいう</p>

【別表 9】

1. 一般基準

- a. 違反行為の回数による行政処分の基準は、直近3年間に同じ違反行為で行政処分を受けた場合に適用する。この場合、期間の計算は違反行為に対する行政処分の日と、その処分日以降に同じ違反行為をして再び摘発された日を基準とする
- b. a に従って加重された行政処分を行う場合、加重処分の適用回数は、その違反行為の前の行政処分回数（a に定める期間内に行政処分が複数回あった場合は高い回数とする）の次の回数とする
- c. 違反行為が複数ある場合で、それぞれの処分基準が異なる場合は、その中で最も重い処分基準に従う。ただし、複数の処分基準が同じ運営停止の場合、最も重い処分基準の2分の1まで加重することができるが、各処分基準を合算した期間または1年を超えることはできない
- d. 違反行為に対して行政処分を行うための手続きが進行中に、同じ事項を繰り返し違反した場合には、その違反回数毎に行政処分基準の2分の1ずつ加重して処分する。この場合、合算した期間は1年を超えることはできない

2. 個別基準

- ✓ 違反行為と処分基準（保育士等の配置基準に関する処分を抜粋）

違反行為	1 回目	2 回目	3 回目
保育士配置基準違反	違反割合に応じた罰則		
必須職員（看護師・栄養士等）未配置	運営停止 1 ヶ月	運営停止 3 ヶ月	運営停止 6 ヶ月

- ✓ 保育士配置基準違反の処分基準

違反割合	1 回目	2 回目	3 回目
全クラスの内、その30%以上のクラスで配置基準違反	運営停止 3 ヶ月	運営停止 6 ヶ月	運営停止 1 年
全クラスの内、その30%未満のクラスで配置基準違反	運営停止 1 ヶ月	運営停止 3 ヶ月	運営停止 6 ヶ月

参考文献 (韓国)

1. Ministry of Education, “Early Childhood Education”
<https://english.moe.go.kr/sub/infoRenewal.do?m=0302&page=0302&s=english>
2. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
3. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
4. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행령 (乳幼児保育法施行令)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>
5. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法施行規則)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
6. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
7. 법제처 (法制処), “영유아 보육의 개념 (乳幼児保育の概念)”
https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=626&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1&search_put=
8. 교육부 (教育部), “2024 개정 표준보육과정 (2024 改訂標準保育課程)”
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/fileDown.do?m=0301&s=moe&fileSeq=0583ddf05cb79566cb868be88e8539e0>
9. 교육부 (教育部), “Education in Korea(2023)”
<https://english.moe.go.kr/boardCnts/viewRenewal.do?boardID=282&boardSeq=95608&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=english&m=0502&opType=N>
10. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
11. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행령 (乳幼児保育法施行令)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>

12. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法施行規則)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
13. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
14. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
15. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法施行規則)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
16. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
17. 한국보육진흥원 (韓國保育振興院), “소관부서 변경에 따른 국가자격증 발송 지연 안내 (所管部の変更による国家資格証の発送遅延のご案内)
<https://chrd.childcare.go.kr/ctis/community/notice/NoticeSl.jsp?flag=Sl&BBSGB=640&BID=198876&clsfccode=&offset=>
18. 조선일보 (朝鮮日報), “이르면 2026년 유치원·어린이집 통합...어린이집 보육교사도 '교원' 된다 (早ければ 2026 年、幼稚園と保育園が統合…保育士も「教員」に)
<https://www.chosun.com/national/education/2024/06/27/QW3DSCDKZNCNHGZMI2OQHMWZGI/>
19. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행령 (乳幼児保育法施行令)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>
20. 한국보육진흥원 (韓國保育振興院), “보육교사의자격기준 (保育教師の資格基準)”
https://central.childcare.go.kr/lcentral/d1_30000/d1_30005/d1_30016/d1_30035.jsp
21. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法施行規則)”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
22. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法)”

- <https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
23. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法 施行規則) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
 24. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
 25. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法 施行規則) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
 26. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
 27. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法 施行規則) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
 28. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
 29. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法 施行規則) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
 30. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 (乳幼児保育法) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95>
 31. 국가법령정보센터 (国家法令情報センター), “영유아보육법 시행규칙 (乳幼児保育法 施行規則) ”
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%98%81%EC%9C%A0%EC%95%84%EB%B3%B4%EC%9C%A1%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>

II. ニュージーランド

ア. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管

■ 省庁¹

教育省 (Ministry of Education)

■ 実施運営機関²

➤ 非営利団体か営利団体

ニュージーランドにおいて、幼児教育 (Early Childhood Education、以下、ECE) を提供する施設は Early Childhood Services (以下、幼児教育・保育施設) と呼ばれ、非営利団体 (community-based) か営利団体 (privately owned) により運営されている。公立の学校 (state schools) のように政府が運営 (Government-owned) していない。

なお、幼児教育・保育施設を運営する施設は、教育省より認可 (Licensed) もしくは認定 (Certified) を受ける必要がある。認可と認定の違い及びそれによる施設の違いは「(エ) 保育所等の種類及びサービス等」に記載する。

(イ) 保育所設置・運営における根拠法

■ 根拠法

➤ Education and Training Act 2020 (以下、教育訓練法)

➤ Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (以下、教育規則 2008 (幼児期のサービス))

➤ Education (Playgroups) Regulations 2008 (以下、教育規則 2008 (プレイグループ))

■ 根拠法の趣旨^{3 4 5 6}

教育訓練法は、幼児教育から高等教育までニュージーランドの教育システム全体について、教育省の管轄範囲、幼児教育・保育施設に対する認可/認定の枠組み、政府による幼児教育・保育施設への資金提供、及び後述する ECE に関するニュージーランドにおける基本的なカリキュラムであるテ・ファリキ (Te Whāriki) の導入等が規定されている。

教育規則 2008 (幼児期のサービス) は教育訓練法に基づき制定され、幼児教育・保育施設のうち、教師主導型 (Teacher-led) 施設と一部の家族主導型 (Parent/Whānau-led) 施設に適用される。教育規則 2008 (幼児期のサービス) では、教育省より認可された幼児教育・保育施設 (以下、認可幼児教育・保育施設) で働く教師 (ECE Teacher、以下、ECE 教師) 等の配置基準、施設基準、衛生基準、及びガバナンスに関する基準等が規定されている。

教育規則 2008 (プレイグループ) も教育規則 2008 (幼児期のサービス) と同様に、教育訓練法に基づき制定され、幼児教育・保育施設のうち、家族主導型 (Parent/Whānau-led) 施設に適用される。教育規則 2008 (プレイグループ) では、教育省より認定された幼児教育・保育施設 (以下、認定幼児教育・保育施設) 施設で働く教育者 (ECE educator、以下、ECE 教育者) の配置、安全確保、適切な運営管理に関する基準が規定されている。

教師主導型/家族主導型等の施設種別に関する詳細は「(エ) 保育所等の種類及びサービス

ス等」の「施設種別」に記載する。

図表ニ-1 ニュージーランドにおける幼児教育・保育に関する法律の建付け

教育訓練法		
教育訓練法は幼児教育から高等教育まで、ニュージーランドの教育システム全体を規定しており、幼児教育については、以下の法律が教育訓練法に基づき制定された		
	教育規則 2008 (幼児期のサービス)	教育規則 2008 (プレイグループ)
対象施設	認可幼児教育・保育施設	認定幼児教育・保育施設
教育の主体	教師主導型と家族主導型	家族主導型
対象者	ECE 教師	ECE 教育者

(ウ) 保育における方針

■ 基本原則・考え方⁷

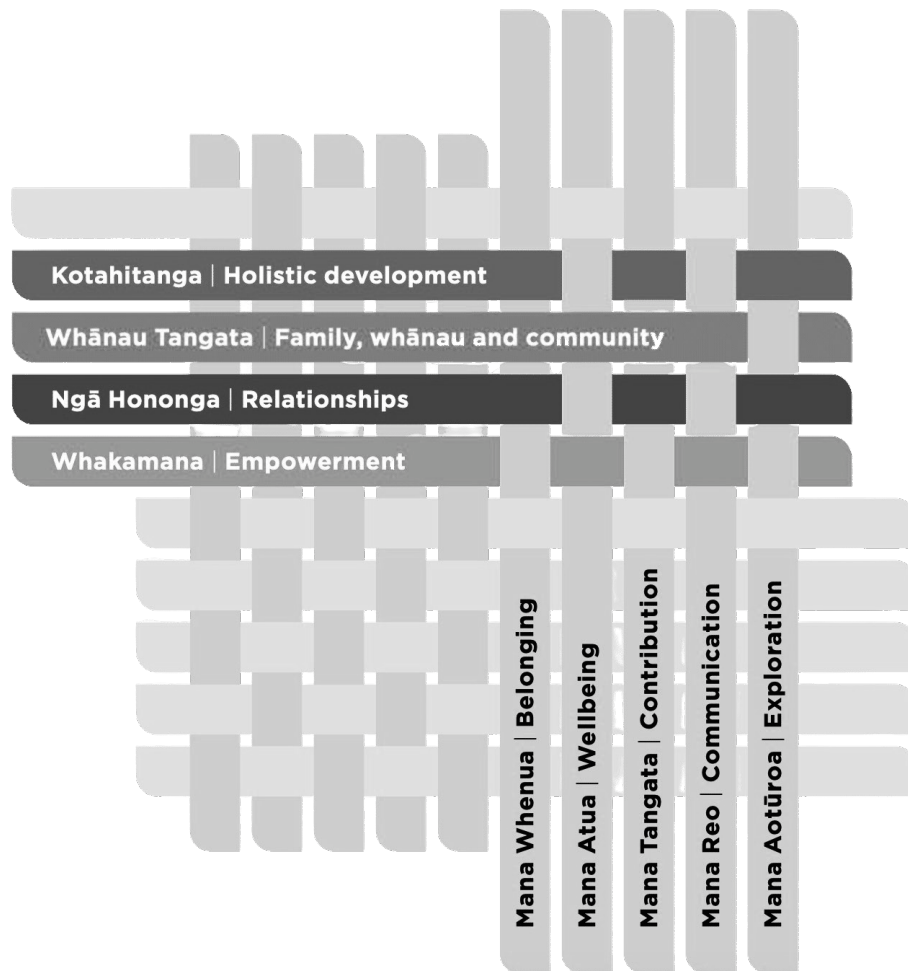
ECE に関する方針や考え方は教育省のホームページに掲載されている。

ECE は 1996 年に教育省により導入されたテ・ファリキ (Te Whāriki) という、ニュージーランドの先住民族であるマオリ文化の精神を西洋の教育理論と融合させ、多文化共生やマオリ族の文化の尊重を重視したカリキュラムに則って行われている。テ・ファリキは、原則、学習領域、目標、学習成果の 4 つの枠組みに基づいて構成され、ECE の現場で起こるあらゆる経験、活動、出来事を網羅するよう設計されている。

テ・ファリキの「テ」は冠詞、「ファリキ」はマオリ語で「織物」を指し、教育者や家族等によって行われる ECE のあらゆる側面が関係している（織り合わさっている）ことを表している。

下図はテ・ファリキの概念図であり、横糸はテ・ファリキの 4 大原則である Holistic Development (全体的な発達)、Family, whānau and community (家族、親族、コミュニティとの連携)、Relationships (人間関係の構築)、Empowerment (主体性の尊重)、縦糸はこどもが学ぶべき 5 つの領域である Belonging (つながりと居場所)、Wellbeing (心身の健やかさ)、Contribution (参加と他社との協力)、Communication (表現・理解する方法)、Exploration (探求する姿勢) であり、原則 (横糸) と学習領域 (縦糸) が織り合わさることで、豊かな学びの場 (織物) が形作られることを表している。

図表ニ-2 テ・ファリキ（Te Whāriki）の概念図⁷



■ 目標

テ・ファリキの目標は、遊びをベースにこどもの健やかな成長をサポートすることである。

■ こどもの具体的な学び⁸⁹

テ・ファリキはこどもが生涯に渡って、自信を持って学習するために必要なことを学べるよう設計され、幅広いスキルを身につける機会を与えている。例として、下記のような、原則の一部である Relationships（人間関係の構築）や Empowerment（主体性の尊重）に関する要素を学ぶことができる。

- 必要なものを頼む方法（How to ask for what they need）
- 他人と一緒に働くこと（To work with and alongside others）
- 自分の行動や選択に責任を持つ力（How to take responsibility for themselves）
- 自分のアイデアで集団に貢献する方法（How to contribute their ideas）

加えて、テ・ファリキは前述の通り、マオリと西洋、2つの文化を融合したカリキュラムであるため、こどもは学習の過程でマオリ語の単語、フレーズ、歌を学ぶ。

さらに、各地域ではテ・ファリキに則った上で、地域のリソースを活用した独自のカリキュラムを提供している。例として、海の近くの幼児教育・保育施設では、海洋生物や海に関する地元の神話や伝説等を探求するカリキュラムがある。

(エ) 保育所等の種類及びサービス等

■ 施設種別^{10 11}

前述の通り、ECE を提供する施設は「Early Learning Services (幼児教育・保育施設)」と呼ばれており、教育の主体、運営形態、施設の種類、規制分類(認可/認定)によって分けられる。

教育の主体は教育規則 2008 (幼児期のサービス) で規定されている教師主導型 (Teacher-led) と教育規則 2008 (プレイグループ) で規定されている家族主導型 (Parent/Whānau-led) の2つに分けられる。

教師主導型及び一部の家族主導型の施設は教育省の認可を受ける必要があり、その施設で勤務している成人の少なくとも半数が ECE 教師でなければならない等、配置等の基準が教育規則 2008 (幼児期のサービス) で厳密に規定されている。

家族主導型は教育省からの認定を受ける必要があり、教育規則 2008 (プレイグループ) で配置等の基準が規定されているが、教育規則 2008 (幼児期のサービス) ほど厳密ではない。配置等に関する基準の詳細は「ウ. 保育所運営における保育者の配置基準」にて記載する。

運営形態はどこでECEが提供されるかを表しており、Centre-based (以下、施設基盤)、Home-based (以下、家庭基盤)、Hospital-based (以下、病院基盤) の3つに分けられる。

また、上記に通うことができない2~6歳のこどもに対して、Te Kura という通信教育も提供されている。

図表二-3 ECE を提供する施設種別

教育の主体	運営形態	施設の種類	施設の特徴	認可/認定
教師主導型 (Teacher-led)	施設基盤 (Centre-based)	Kindergarten	2~5歳のこどもに対してECEを提供する	認可
		Daycare Preschool	出生~就学年齢になるまでのこどもに対してECEを提供する	
		Puna reo	こどもがマオリ族の主要言語である Reo Māori を話す時間が 81%以上である	
		Reo rua education and care	こどもが Reo Māori を話す時間が少なくとも 51%である	

教育の主体	運営形態	施設の種類	施設の特徴	認可/認定
		Leo o fanau moana immersion	こどもが太平洋諸島（サモア、トンガ、フィジー等）系の言語を話す時間が81%以上である	
		Leo o fanau moana bilingual	こどもが太平洋諸島系の言語を話す時間が少なくとも51%以上である	
		家庭基盤 (Home-based)	ECE 教師が住む家で ECE を提供する	
		病院基盤 (Hospital-based)	病院で治療を受けているこどもに対し、ECE 教師が病院で ECE を提供する	
家族主導型 (Parent/Whānau-led)	施設基盤 (Centre-based)	Kōhanga reo	マオリの言語、習慣、価値観に基づいて ECE 教育者が ECE を提供する	認定
		Playcentre	ECE 教育者が家とは別の施設で ECE を提供する	
		Playgroup	主に地域所有の施設で ECE 教育者が ECE を提供する	
		Puna kōhungahunga (Playgroup の一種)	主に地域所有の施設で ECE 教育者がマオリ語や太平洋諸島（サモア、トンガ、フィジー等）系の言語で ECE を提供する	
通信教育		Te Kura	施設や家に通うことができない 2~6 歳のこどもにオンラインで ECE を提供する	認可

■ 対象年齢

➤ 出生～就学年齢（5歳の誕生日もしくは6歳の誕生日まで）^{12 13 14}

ECE は出生から就学年齢までを対象としており、義務教育ではない。

ニュージーランドの義務教育の対象年齢は教育訓練法の第 35 条（1）で規定されており、対象年齢は6歳の誕生日から16歳の誕生日までである。

しかし、教育訓練法の第 33 条で、5歳の誕生日から19歳の誕生日後の1月1日まで、無料の公立学校またはチャーター・スクール（教育委員会ではなくスポンサー（学校を運営するために政府と契約を結んだ組織）によって運営されている公立学校）にて無償教育を受けることができる。

そのため、幼児教育・保育施設の対象年齢における就学年齢は、5歳の誕生日もしくは6歳の誕生日までのどちらかとなる。

図表二-4 義務教育の対象年齢に関する法律（教育訓練法 第35条）

名称	<p>【第35条】</p> <p>英語：Domestic students aged between 6 and 16 years must be enrolled at registered school</p> <p>日本語：6歳から16歳までの国内の学生は登録された学校に入学する必要がある</p>
根拠法	教育訓練法 第35条（1）
法律の内容	<p>✓ 国内の全ての学生は、6歳の誕生日から16歳の誕生日までの期間、登録された学校に入学する必要がある</p>

図表二-5 公立学校における無料教育を受ける権利に関する法律（教育訓練法 第33条）

名称	<p>【第33条】</p> <p>英語：Right to free enrolment and free education at State schools or charter schools（including entitlement to attend full-time）</p> <p>日本語：公立学校またはチャーター・スクールへの無償入学及び無償教育を受ける権利（全日制学校に通学する権利を含む）</p>
根拠法	教育訓練法 第33条
法律の内容	<p>✓ 国内の全ての学生は、5歳の誕生日から19歳の誕生日後の1月1日までの期間、公立学校またはチャーター・スクールに無料で入学し、無償教育を受ける権利を有する</p> <p>✓ この権利には、学校が授業を行っている期間中、生徒が在籍する学校に通う権利が含まれる</p>

■ 保育受け入れ頻度¹⁵

保育の受け入れ頻度は教育訓練法の第10条で規定されている。

幼児教育・保育施設とは、6歳の誕生日を迎えるまでのこどもに対し、教育や保育について定期的に使用される施設である。ただし、いかなる連続した期間においても、7日間を超えて利用されることはない。

図表二-6 保育受け入れ頻度に関する法律（教育訓練法 第10条）

名称	<p>【第10条】</p> <p>英語：Interpretation</p> <p>日本語：定義</p>
根拠法	教育訓練法 第10条（a）
法律の内容	<p>✓ 幼児教育・保育施設とは、6歳の誕生日を迎えるまでのこども3人以上（教育または保育を提供する人のこども、または学校に在籍し放課前または放課後に教育または保育を受けているこどもを除く）に対す</p>

	<p>る教育または保育のために、定期的に使用される施設を指す</p> <p>✓ ただし、いかなる連続した期間においても、7 日間を超えて利用されることはない</p>
--	--

■ 保育時間等^{16 17}

認可幼児教育・保育施設の保育時間は、教育規則 2008（幼児期のサービス）の第 3 条で規定されている。

「all-day licence（以下、終日制認可）」と「sessional licence（半日制認可）」の 2 つがあり、1 日の保育時間が 4 時間を超えるかどうかにより取得すべき認可が異なる。

認定幼児教育・保育施設の保育時間は教育訓練法の第 10 条で、どの日においても、4 時間以上出席するこどもがいないことが規定されている。

図表ニ- 7 認可幼児教育・保育施設の保育時間に関する法律（教育規則 2008（幼児期のサービス）第 3 条）

名称	<p>【第 3 条】</p> <p>英語：Interpretation</p> <p>日本語：定義</p>
根拠法	教育規則 2008（幼児期のサービス）第 3 条
法律の内容	<p>✓ 終日制認可</p> <p>終日制認可とは、ECE が提供される各日に、参加するこどもが合計 4 時間以上出席することを許可することである</p> <p>✓ 半日制認可</p> <p>半日制認可とは、ECE が提供される各日に、参加する全てのこどもが出席する時間を合計 4 時間以内に制限することを許可することである</p>

図表ニ- 8 認定幼児教育・保育施設の保育時間に関する法律（教育訓練法 第 10 条）

名称	<p>【第 10 条】</p> <p>英語：Interpretation</p> <p>日本語：定義</p>
根拠法	教育訓練法 第 10 条
法律の内容	<p>✓ 認定幼児教育・保育施設とは、こどもが定期的に集まり、ECE 教育者がこどもの遊びを促進する集団であり、どの日も 4 時間以上出席するこどもは少ない</p>

イ. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法

- 教育訓練法
- 教育規則 2008（幼児期のサービス）
- 教育規則 2008（プレイグループ）

■ 根拠法の資格に関する概要

ニュージーランドの保育士資格は「Early childhood education（ECE）teaching qualification」であり、資格取得者は ECE teacher（ECE 教師）と呼ばれている。

これは、教育訓練法の第 474 条に基づき設立され、教員の資格登録、研修、能力向上等を監督する法定機関である Teaching Council of Aotearoa New Zealand（以下、教育評議会）により認定される国家資格である。

(イ) 保育士の資格要件

■ 資格概要

日本で言う保育士は教師主導型の施設で働く人、すなわち、ECE 教師である。

ECE 教師になるには、認定要件を満たした上で、教育評議会に登録し、教育評議会から認定を受けなければならない。

一方、家族主導型の施設に勤務する人は前述の通り、ECE 教育者であり、教育評議会に登録し、認定を受ける点では ECE 教師と同じだが、認定要件が異なる。

なお、ECE 教師でなくても認可幼児教育・保育施設で働くことは可能であるが、教師主導型の施設では、教育規則 2008（幼児期のサービス）の別表 1 で責任者の資格保有に関する要件や ECE 教師の割合が規定されている。詳細は「ウ. 保育所運営における保育者の配置基準」で記載する。

■ 資格要件・教育内容¹⁸

ECE 教師になるには、幼児教育に関する学士号または修士号の取得が必須である。

また、ニュージーランドの資格取得に関するプログラムの階層の 1 つで、学士号または修士号を指すレベル 7、またはそれと同等の要件を満たしていれば、教員への登録が可能で、教育評議会が認定すれば、ECE 教師の資格を取得できる。

ECE 教育者について、ECE 教師の認定を取得していれば ECE 教育者として働くことができる。ECE 教師の資格を有していない場合は、NZQA（New Zealand Qualifications Authority：以下、資格庁）が認定したレベルを満たしている、特定の大学で幼児教育に関するカリキュラムを修了している等の要件を満たせば、ECE 教育者として登録し、教育評議会が認定すれば、ECE 教育者の資格を取得できる。

図表ニ- 9 ECE 教師と ECE 教育者の認定要件

	ECE 教師 (ECE teacher)	ECE 教育者 (ECE educator)
勤務地	教師主導型の幼児教育・保育施設	家族主導型の幼児教育・保育施設
認定要件	<p>【必要な学位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学士号（幼児教育） ✓ 修士号（幼児教育） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 幼児教育に関する 1 年間のフルタイムまたは 2 年間のパートタイムの研究プログラムの修了 ◇ または、教育評議会が教師として認定したレベル 7*と同等の資格 <p>【レベル 7 と同等の資格の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 無資格教師（Unqualified teacher） <ul style="list-style-type: none"> ◇ ECE を含むレベル 7 未満の資格を持つ人（レベル 7 認定プログラムの最終学年である人を含む） ✓ 有資格教師（Qualified teacher） <ul style="list-style-type: none"> ◇ レベル 7 認定された教員資格を保持している人 ✓ 認定教員（Certificated Teacher） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記の資格（または例として海外の教員資格の場合、資格庁により同等と評価された資格）を持ち、登録及び認定されている教員（仮教員資格を持つ新任教員を含む） ✓ 研修中の教員（Teacher in training） レベル 7 の認定教員資格または認定大学院卒業資格の取得に向けた研修に登録し、それを開始した人 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECE 教師の認定資格 ✓ 資格庁が認定した幼児教育に関するレベル 4 の認定 ✓ 資格庁が認定した幼児教育におけるマオリの世界観に関するレベル 4~6 の認定 ✓ オークランド工科大学における幼児教育入門カリキュラム修了、または教育学修了の証明書の取得 ✓ マッセー大学における幼児教育カリキュラム終了の証明書取得 ✓ Te Wananga o Raukawa（マオリの価値観に基づいた大学）における幼児教育カリキュラムの修了 ✓ Kōhanga reo（（エ）保育所等の種類及びサービス等の施設種別参照）で働くためのレベル 5 の認定資格、またはそれ以上の認定資格

*レベルとはニュージーランドの資格取得に関するプログラムの階層であり、レベル 7 は学士号及び修士号取得を指す

ウ. 保育所運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

- 教育規則 2008（幼児期のサービス）
- 教育規則 2008（プレイグループ）

■ 発行年（及び改正年）

- 教育規則 2008（幼児期のサービス）
発行年：2008 年
改定年：2025 年
- 教育規則 2008（プレイグループ）
発行年：2008 年
改定年：2021 年

■ 概要

教育規則 2008（幼児期のサービス）では認定幼児教育・保育施設、教育規則 2008（プレイグループ）では認定幼児教育・保育施設の配置基準が規定されており、基準は認定/認可別に異なる。

(イ) 保育所の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準^{19 20}

認可幼児教育・保育施設の配置基準は教育規則 2008（幼児期のサービス）の第 44 条と別表 1 で規定されている。

ニュージーランド・プレイセンター全国連盟と Kōhanga reo 全国信託財団が運営している幼児教育・保育施設、上記以外が運営している幼児教育・保育施設、病院基盤の幼児教育・保育施設により、基準が異なるが、運営責任者が ECE 教師であることと、職員の少なくとも半数が ECE 教師であることが主な基準である。

認定幼児教育・保育施設の配置基準は教育規則 2008（プレイグループ）の第 19 条で規定されている。

この条文では、全ての認定幼児教育・保育施設において、いかなる場合でも出席しているこどもの半数以上が ECE 教育者 1 名と同じ遊び場にいることと、出席しているこどもの総数が同じ遊び場にいる ECE 教育者の数の 4 倍以下であることが基準である。

図表ニ- 10 認可幼児教育・保育施設の配置基準（教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 44 条）

名称	<p>【第 44 条】</p> <p>英語：Qualifications, ratios, and service-size standard: general 日本語：資格、比率及びサービス規模に関する一般基準</p>									
	<p>【別表 1】</p> <p>英語：Qualification requirements: early childhood education and care centres and hospital-based education and care services 日本語：資格要件：幼児教育・保育施設及び病院基盤の幼児教育・保育施設</p>									
根拠法	教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 44 条、別表 1									
法律の内容	<p>【第 44 条】</p> <p>✓ この規制が適用される認可幼児教育・保育施設は、資格、比率及びサービス規模に関する一般基準に準拠する必要がある</p> <p>✓ 別表 1 の要件を満たすためには、職員の少なくとも半数が ECE 教師である必要がある</p>									
	<p>【別表 1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 次のいずれかが運営する認可幼児教育・保育施設</p> <p>✓ ニュージーランド・プレイセンター全国連盟</p> <p>✓ Kōhanga reo 全国信託財団</p> </td> <td> <p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2. 1 が運営していない認可幼児教育・保育施設</p> </td> <td> <p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p> <p>D. 運営責任者は資格庁が認定した研修機関で応急手当の資格を取得していなければならない</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>3. 病院基盤の認可幼児教育・保育施設</p> </td> <td> <p>A. 運営責任者が ECE 教師であることに加え、実務証明書を保有している必要がある</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p> </td> </tr> </tbody> </table>		施設種別	要件	<p>1. 次のいずれかが運営する認可幼児教育・保育施設</p> <p>✓ ニュージーランド・プレイセンター全国連盟</p> <p>✓ Kōhanga reo 全国信託財団</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p>	<p>2. 1 が運営していない認可幼児教育・保育施設</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p> <p>D. 運営責任者は資格庁が認定した研修機関で応急手当の資格を取得していなければならない</p>	<p>3. 病院基盤の認可幼児教育・保育施設</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師であることに加え、実務証明書を保有している必要がある</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p>
	施設種別	要件								
	<p>1. 次のいずれかが運営する認可幼児教育・保育施設</p> <p>✓ ニュージーランド・プレイセンター全国連盟</p> <p>✓ Kōhanga reo 全国信託財団</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p>								
<p>2. 1 が運営していない認可幼児教育・保育施設</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師である</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p> <p>D. 運営責任者は資格庁が認定した研修機関で応急手当の資格を取得していなければならない</p>									
<p>3. 病院基盤の認可幼児教育・保育施設</p>	<p>A. 運営責任者が ECE 教師であることに加え、実務証明書を保有している必要がある</p> <p>B. （この条文は廃止されました）</p> <p>C. 職員の少なくとも半数が ECE 教師である</p>									

図表ニ-11 認定幼児教育・保育施設の配置基準（教育規則 2008（プレイグループ） 第 19 条）

<p>名称</p>	<p>【第 19 条】 英語：Ratios standard 日本語：比率基準</p>
<p>根拠法</p>	<p>教育規則 2008（プレイグループ） 第 19 条</p>
<p>法律の内容</p>	<p>比率基準では、全ての認定幼児教育・保育施設に次の要件を満たすことが求められている</p> <ul style="list-style-type: none"> a. いかなる場合でも、出席しているこどもの半数以上が、同じ遊び場に ECE 教育者 1 名と一緒にいること b. いかなる場合でも、出席しているこどもの総数は、同じ遊び場にいる ECE 教育者の数の 4 倍以下であること

■ 年齢別における保育者の配置基準²¹

認可幼児教育・保育施設の年齢別の配置基準は、教育規則 2008（幼児期のサービス）第 44 条と別表 2 で規定されている。

「保育者及びその資格・役職の配置基準」に記載した通り、ニュージーランド・プレイセンター全国連盟と Kōhanga reo 全国信託財団が運営している認可幼児教育・保育施設以外には、職員の少なくとも半数が ECE 教師であることが求められている。これに加え、教育規則 2008（幼児期のサービス）第 44 条と別表 2 では、ECE 教師を含めた認可幼児教育・保育施設で働いている成人の数に対するこどもの数の割合を遵守することが求められている。割合は、家庭基盤を除く認可幼児教育・保育施設と家庭基盤の認可幼児教育・保育施設で基準が異なる。

なお、認定幼児教育・保育施設には、年齢別の配置基準は設けられていない。

図表ニ- 12 認可幼児教育・保育施設における成人とこどもの比率に関する規則（教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 44 条と別表 2）

<p>名称</p>	<p>【第 44 条】 英語：Qualifications, ratios, and service-size standard: general 日本語：資格、比率及びサービス規模に関する一般基準</p>			
<p>根拠法</p>	<p>教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 44 条（1）（b）、別表 2</p>			
<p>法律の内容</p>	<p>【第 44 条（1）（b）】 ✓ 資格、比率及びサービス規模に関する一般基準は、全ての認可幼児教育・保育施設別表 2（成人対こどもの比率に関する規定）の遵守を義務付ける</p>			
	<p>【別表 2（成人対こどもの比率に関する規定（最少人数））】</p>			
	<p>認可幼児教育・保育施設 （家庭基盤を除く）</p>			
	<p>保育形態</p>	<p>年齢範囲</p>	<p>出席している こどもの人数</p>	<p>成人の人数 （最少）</p>
	<p>終日</p>	<p>2 歳未満</p>	<p>1～5</p>	<p>1</p>
			<p>6～10</p>	<p>2</p>
			<p>11～15</p>	<p>3</p>
			<p>16～20</p>	<p>4</p>
			<p>21～25</p>	<p>5</p>
		<p>2 歳以上</p>	<p>1～6</p>	<p>1</p>
<p>7～20</p>			<p>2</p>	
<p>21～30</p>			<p>3</p>	
<p>31～40</p>			<p>4</p>	
<p>41～50</p>			<p>5</p>	
<p>51～60</p>			<p>6</p>	
<p>61～70</p>			<p>7</p>	
<p>71～80</p>			<p>8</p>	
<p>81～90</p>			<p>9</p>	
<p>91～100</p>			<p>10</p>	
<p>101～110</p>	<p>11</p>			
<p>111～120</p>	<p>12</p>			
<p>121～130</p>	<p>13</p>			
<p>131～140</p>	<p>14</p>			
<p>141～150</p>	<p>15</p>			
<p>半日</p>	<p>2 歳未満</p>	<p>1～5</p>	<p>1</p>	
	<p>2 歳未満</p>	<p>6～10</p>	<p>2</p>	
	<p>2 歳未満</p>	<p>11～15</p>	<p>3</p>	
	<p>2 歳未満</p>	<p>16～20</p>	<p>4</p>	
	<p>2 歳未満</p>	<p>21～25</p>	<p>5</p>	

	2 歳以上	1～8	1
		9～30	2
		31～45	3
		46～60	4
		61～75	5
		76～90	6
		91～105	7
		106～120	8
		121～135	9
		136～150	10
終日 または 半日	2 歳未満と 2 歳以上	年齢の異なる こども 3 人ま で	1
		年齢の異なる こども 3 人 以上	2 歳未満のこどもに必要な成人の人数と 2 歳以上のこどもに必要な成人の人数の合計
認可幼児教育・保育施設 (家庭基盤)			
保育形態	年齢範囲	出席している こどもの人数	成人の人数 (最少)
終日 または 半日	2 歳未満	1～2	1
	2 歳以上	1～4	1
	2 歳未満と 2 歳以上	1～4	1

■ 学級編成・面積基準

➤ 学級編成^{22 23}

ECE 教師、大人とこどもの比率については規制されているが、認可幼児教育・保育施設、認定幼児教育・保育施設ともに、学級編成に関する規定は設けられていない。

ただし、施設が保有する保育室の数により、年齢別に学級編成することが基本となっている。

図表二- 13 幼児教育・保育施設の基本的な学級編成例

保育室数	学級編成例
2 部屋	2 歳未満のクラス
	2 歳以上のクラス
3 部屋	2 歳未満のクラス
	2～3 歳半未満のクラス
	3 歳半以上のクラス
4 部屋	2 歳未満のクラス
	2 歳のクラス
	3～4 歳未満のクラス
	4 歳以上のクラス

➤ 面積基準^{24 25}

認可幼児教育・保育施設的面積基準は教育規則 2008（幼児期のサービス）の第 45 条と別表 4 で規定されており、その基準は施設種別により異なる。

認定幼児教育・保育施設的面積基準は教育規則 2008（プレイグループ）の第 20 条で規定されているが、認可幼児教育・保育施設のように、具体的な数値で規定はされておらず、「健康を維持し、心身ともに満たされた状態を保つのに十分なスペース」を確保するよう求められている。

図表二- 14 認可幼児教育・保育施設的面積基準（教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 45 条と別表 4）

名称	<p>【第 45 条】</p> <p>英語：Premises and facilities standard : general</p> <p>日本語：施設及び設備基準：一般</p> <p>【別表 4】</p> <p>英語：Activity spaces (minimum)</p> <p>日本語：活動スペース（最小）</p>
根拠法	<p>✓ 教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 45 条、別表 4</p>
法律の内容	<p>【第 45 条】</p> <p>(1) この規則は適用される全ての認定幼児教育・保育施設に対し、以下を義務付けるものである</p> <p>a. 施設に通うこどもの人数及び年齢層を考慮し、さまざまな活動のために十分かつ適切なスペース、食事の準備、食事、睡眠、収納、トイレ、洗面のための設備、そして十分かつ適切な暖房、照明、騒音対策、換気、設備を備え、</p> <p>i. 認定幼児教育・保育施設による適切なカリキュラムが実施され、</p> <p>ii. 認定幼児教育・保育施設により、こどもに対し安全かつ健康的な教育の実践が支援されていること</p>

	b. 活動スペースに関する別表 4 の要件を遵守すること (2) この規則が適用される全ての認定幼児教育・保育施設は、規則を遵守しなければならない	
	【別表 4】	
	施設種別	必要な活動スペース
	施設基盤 (Centre-based)	屋内：こども 1 人につき 2.5 m ² 屋外：こども 1 人につき 5 m ² または第 54 条 (3) で定められた最小面積
家庭基盤 (Home-based)	屋内：1 か所で 10 m ² 屋外：何らかの屋外スペースが必要	
病院基盤 (Hospital-based)	屋内：少なくとも 20 m ² の使用可能スペースが 1 か所あり、サービスの許可証に記載された最大こども数の 40%が利用可能で、かつ各こどもに 2.5 m ² 以上のスペースを提供すること 屋外：不要	

図表二- 15 認定幼児教育・保育施設の面積基準（教育規則 2008（プレイグループ） 第 20 条）

名称	【第 20 条】 英語：Premises and facilities standard 日本語：施設及び設備基準
根拠法	✓ 教育規則 2008（プレイグループ） 第 20 条
法律の内容	【第 20 条】 (1) 施設及び設備基準では、全ての認定幼児教育・保育施設に対し、以下を義務付ける a. 安全であり、出席するこどもの学習を支援し、健康を維持し、心身ともに満たされた状態を保つのに十分なスペース、施設、設備を備えていること b. 施設は地域の他の団体も利用可能であること（公共性の担保） c. ただし、個人の住居として使用されていないこと (2) (1) (b) は当該施設の一部を専用のスペースとして確保することを禁じるものではない

- 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）^{26 27}

配置基準の遵守の状況は公表されていないが、配置基準を遵守しなかった場合は、認可/認定が取り消される旨が、認可幼児教育・保育施設については教育規則 2008（幼児期のサービス）の第 32 条、認定幼児教育・保育施設については教育規則 2008（プレイグループ）の第 12 条で規定されている。

ただし、配置基準を遵守できなかった場合、即時に認可/認定が取り消されるわけではな

く、配置基準の不遵守は取消要件の 1 つであり、他の全ての要件に当てはまった場合に認可/認定が取り消される。

図表ニ- 16 認可幼児教育・保育施設の認可取り消しに関する法律（教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 32 条）

（※配置基準の不遵守に関する記載を抜粋）

名称	<p>【第 32 条】 英語：Cancellation of licences 日本語：認可の取り消し</p>
根拠法	<p>✓ 教育規則 2008（幼児期のサービス） 第 32 条</p>
法律の内容	<p>【第 20 条】 (1) 教育大臣は幼児教育・保育施設が以下の事項に該当すると判断した場合、認可を取り消し、官報に告示する</p> <p>e. 幼児教育・保育施設が</p> <p>i. 過去に、正式認可（full licence）または暫定認可（probationary licence）を、仮認可（provisional licence）に格下げされたことがあり（ただし、格下げ理由が第 15 条の (1)(c) または (ca) に挙げられたものであり、かつ、その際に本規則への不遵守があったと判断していなかった場合を除く）かつ、</p> <p>ii. 現在、以下の基準のうち 1 つ以上に違反しているかつ、</p> <p>A. 第 43 条で定めるカリキュラム基準 B. 第 44 条で定める資格、配置比率、規模に関する基準 C. 第 45 条で定める施設・設備基準 D. 第 46 条で定める健康・安全慣行に関する基準 E. 第 47 条で定めるガバナンス、運営、管理に関する基準</p> <p>iii. 将来に渡り、基準を遵守する見込みがないと判断されること</p>

図表ニ- 17 認定幼児教育・保育施設の認可取り消しに関する法律（教育規則 2008（プレイグループ） 第 12 条）

（※配置基準の不遵守に関する記載を抜粋）

<p>名称</p>	<p>【第 12 条】 英語：Withdrawal of certificates 日本語：認定の取り消し</p>
<p>根拠法</p>	<p>✓ 教育規則 2008（プレイグループ） 第 12 条</p>
<p>法律の内容</p>	<p>【第 12 条】 (1) 教育大臣は幼児教育・保育施設が以下の事項に該当すると判断した場合、認定を取り消さなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 幼児教育・保育施設が恒久的に運営を停止した場合、または b. 幼児教育・保育施設が本法、本法で定められている規則や基準を遵守していない、かつ幼児教育・保育施設が教育大臣から改善命令を受け取っているにも関わらず、以下を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> i. 改善計画を実行できなかった ii. 指摘された点を教育大臣が定めた期間内に是正できなかった

参考文献（ニュージーランド）

1. Office of Early Childhood Education, “Ministry of Education”
<https://oece.nz/public/information/ministry-of-education/>
2. Ministry of Education, “Types of early learning”
<https://www.education.govt.nz/parents-and-caregivers/early-learning/starting-early-learning/types-early-learning>
3. Ministry of Education, “Laws and regulations for early learning services”
<https://www.education.govt.nz/education-professionals/early-learning/licensing-and-certification/laws-and-regulations-early-learning-services>
4. New Zealand Legislation, “Education and Training Act 2020（教育訓練法）”
<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0038/latest/lms170676.html>
5. New Zealand Legislation, “Education（Early Childhood Services） Regulations 2008（教育規則 2008（幼児期のサービス））”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
6. New Zealand Legislation, “Education（Playgroups） Regulations 2008（教育規則 2008（プレイグループ））”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0205/latest/DLM1396401.html>
7. New Zealand Council Of Christian Social Service, “Te Whāriki and Middle Childhood”
<https://nzccss.org.nz/report/tamariki/tamariki-chapter-1/>
8. Ministry of Education, “What your child learns at early learning services”
<https://www.education.govt.nz/early-childhood/teaching-and-learning/te-whariki>
9. IDEA FOR GOOD, “先住民マオリの価値観を取り入れた幼児教育「テファリキ」とは？主体的な学び手を育てるヒント”
<https://ideasforgood.jp/2025/03/10/te-whariki-new-zealand/>
10. Ministry of Education, “Types of early learning”
<https://www.education.govt.nz/parents-and-caregivers/early-learning/starting-early-learning/types-early-learning>
11. Ministry of Education, “Starting a puna kōhungahunga（Māori language playgroup）”
<https://www.education.govt.nz/education-professionals/early-learning/starting-early-learning-service/starting-a-puna-kohungahunga-maori-language-playgroup>
12. Ministry of Education, “Early childhood education”
<https://www.education.govt.nz/our-work/about-us/education-new-zealand/our-education-system/early-childhood-education>
13. New Zealand Legislation, “Education and Training Act 2020（教育訓練法）”
<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0038/latest/lms170676.html>
14. Charter School Agency, “What is a charter school?”
<https://www.charterschools.govt.nz/what-is-a-charter-school/>
15. New Zealand Legislation, “Education and Training Act 2020（教育訓練法）”

- <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0038/latest/lms170676.html>
16. New Zealand Legislation, “Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (教育規則 2008 (幼児期のサービス)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
 17. New Zealand Legislation, “Education and Training Act 2020 (教育訓練法) ”
<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0038/latest/lms170676.html>
 18. Office of Early Childhood Education, “Recognised Early Childhood Education Qualifications and Training Courses”
https://oece.nz/public/information/teacher/courses-training/#elementor-toc__heading-anchor-3
 19. New Zealand Legislation, “Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (教育規則 2008 (幼児期のサービス)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
 20. New Zealand Legislation, “Education (Playgroups) Regulations 2008 (教育規則 2008 (プレイグループ)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0205/latest/DLM1396401.html>
 21. New Zealand Legislation, “Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (教育規則 2008 (幼児期のサービス)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
 22. Office of Early Childhood Education, “Group Size – Licence Size Increase from 50 to 150 Children also the Maximum Group Size”
<https://oece.nz/public/big-issues/group-size/group-size-regulation-discussion/>
 23. Nzdaisuki.com, “第 3 回 卒園も進級もバラバラなニュージーランド”
<https://nzdaisuki.com/column/childcare-man-s-daily-life-in-nz/naoki-yjm-03>
 24. New Zealand Legislation, “Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (教育規則 2008 (幼児期のサービス)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
 25. New Zealand Legislation, “Education (Playgroups) Regulations 2008 (教育規則 2008 (プレイグループ)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0205/latest/DLM1396401.html>
 26. New Zealand Legislation, “Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 (教育規則 2008 (幼児期のサービス)) ”
<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412501.html>
 27. New Zealand Legislation, “Education (Playgroups) Regulations 2008 (教育規則 2008 (プレイグループ)) ”

<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0205/latest/DLM1396401.html>

III. デンマーク

ア. 保育所運営における制度

(ア) 担当所管

■ 省庁¹

➤ こども・教育省 (Ministry of Children and Education)

保育所運営を含むデンマークの幼児教育・保育に関する制度は、こども・教育省の管轄下にある。同省は幼児教育・保育に関する枠組みと法律を策定し、その法律に従い、自治体は幼児教育・保育施設の組織化、管理、監視に関する責任を負っている。

■ 実施運営機関

➤ 自治体、民間事業者²³⁴

デンマークの幼児教育・保育施設は自治体が運営する公立幼児教育・保育施設（以下、公立施設）と、民間事業者が運営する私立幼児教育・保育施設（以下、私立施設）に分けられる。

後述する幼児教育・保育施設法により、デンマークのこどもは公的補助による幼児教育・保育を受ける権利を有している。これに伴い、自治体は生後 26 週を過ぎ、5 歳または 6 歳に就学するまでのこどもに対し、年齢に応じた公立施設を提供する義務を負うため、各自治体は保育所や幼稚園等、こどもに幼児教育・保育を提供する施設を公営している。

私立施設は民間事業者により運営され、こどもに対す幼児教育・保育の提供の場として、保護者が公立施設を希望しない場合に選択される。

保育所は生後 26 週から 2 歳までのこども、幼稚園は 3 歳から 5 歳または 6 歳までのこどもが対象である。さらに、0～6 歳児を対象とする保育園と幼稚園の複合施設も存在する。

なお、法的には、保育所も幼稚園も幼児教育・保育施設に区分されるため、本項以降、保育所を含めた施設として「幼児教育・保育施設」と記載する。

(イ) 保育所設置・運営における根拠法

■ 根拠法

➤ 幼児教育・保育施設法

(Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge (dagtilbudsloven))

➤ 6 つのカリキュラムテーマに関する教育目標・内容の省令

(Bekendtgørelse om pædagogiske mål og indhold i seks læreplanstemaer)

■ 根拠法の趣旨⁵

幼児教育・保育施設法は、すべてのこどもが平等に質の高い幼児教育・保育を受けられる社会を目指し、自治体に公立施設の設置、運営、教育の質の確保を課している。加えて、公立・私立を問わず、こども・教育省により、幼児教育・保育施設に対して厳格な基準と監督が行われ、保護者とこどもの権利の保護、保護者が支払う保育料の負担の公平性、多様なニーズの充足等が重視されている。

(ウ) 保育における方針

■ 基本原則・考え方⁶

デンマークの幼児教育・保育制度は、各家庭に対し、品質を保ち、柔軟性があり、多様な施設や補助金の選択肢を提供し、こどもをスムーズに義務教育に移行させることを目的としている。制度は恵まれないこどもや障害のあるこどもを含むすべてのこどもへの働きかけと支援を通じ、こどもが社会的に悪影響を受けないようにするよう設計されている。さらに、各家庭のニーズや要望に応じて、家庭生活と仕事のバランスを取ることを重視し、且つより多くの女性の社会復帰、男女平等の確保も図られている。

上記を規定する幼児教育・保育施設法は、就学前のすべてのこどもが平等に幼児教育・保育施設を利用できることを保証しており、利用の保証とは、生後 26 週から就学年齢に達するまでのすべてのこどもに、年齢に適した 幼児教育・保育施設の席を提供しなければならないことを意味する。

このような制度設計の結果、デンマークでは、1 歳から 5 歳までのこどものほとんど（約 10 人中 9 人）が公立施設に通っている。

■ 目標⁷

幼児教育・保育施設は、こどもが考え、探求し、経験する余地を与える体験、遊び、教育的に計画された活動を通じて、こどもの学習と能力の発達を促進することを目標としている。

■ こどもの具体的な学び^{8,9}

上記目標を達成するために、教育方針はデンマークの幼児教育・保育に関する基本的な考え方と下記 6 つの学習テーマに基づいており、幼児教育・保育施設は書面による教育カリキュラムを作成する必要がある。これは、幼児教育・保育施設法で規定されている。

教育カリキュラムについては、遊びを中心に、6 つの学習テーマ毎、及び複数のテーマを跨いだ学習おけるこどもの好奇心、意欲、自尊心、行動等、幅広い学習を教育環境がどのようにサポートするかを明確にする必要がある。

- 多様性
- 社会性
- コミュニケーション能力、言語能力
- 身体、感覚、運動
- 自然、アウトドアにおける生活、科学
- 文化、美的探求、コミュニティー

(エ) 保育所等の種類及びサービス等

■ 施設種別^{10,11}

施設種別は幼児教育・保育施設法の第 3 章の第 19 条に記載されている。

施設種別は 4 つあり、自治体が運営する公立、民間事業者が自治体との契約に基づき設立する独立型と外部委託型、民間事業者が自治体の承認を得て運営する私立である。

独立型と外部委託型の違いは、独立型は自治体と直接契約した民間事業者が運営し、外部委託型は自治体における入札に基づき選定された民間事業者が運営する点である。そのため、独立型は主に非営利目的、外部委託型は主に営利目的で運営される。

なお、すべての幼児教育・保育施設はこどもに対し、日中に幼児教育・保育を提供するように規定されており、夜間の幼児教育・保育の提供は想定されていない。

図表デ-1 幼児教育・保育施設の種別に関する法律（幼児教育・保育施設法 第3章 第19条）

名称	<p>【第3章】 デンマーク語：Etablering og drift af dagtilbud, Dagtilbud i daginstitutioner 日本語：幼児教育・保育施設の設置、運営、サービス （第19条にはタイトルは付されていない）</p>
根拠法	<p>幼児教育・保育施設法 第3章 第19条</p>
法律の内容	<p>（第1項） ✓ 幼児教育・保育施設は日中の幼児教育・保育施設として設立することができる</p> <p>（第2項） ✓ 1つまたは複数の自治体（複数の自治体が共同で幼児教育・保育施設を運営することがある）は、公立の幼児教育・保育施設を運営することができる</p> <p>（第3項） ✓ 自治体との契約に基づき、民間事業者は独立型幼児教育・保育施設を運営することができる</p> <p>（第4項） ✓ 自治体との契約に基づき、民間事業者は外部委託型幼児教育・保育施設を運営することができる</p> <p>（第5項） ✓ 自治体の承認を得て、民間事業者は私立の幼児教育・保育施設を運営することができる</p> <p>（第6項） ✓ 第2項～第5項に基づき運営される幼児教育・保育施設は、複数の施設で構成することができる</p>

■ 対象年齢¹²

➤ 生後26週から2歳

保育所は生後26週から2歳までのこども、幼稚園は3歳から5歳または6歳までのこどもが対象である。

■ 保育受け入れ頻度^{13 14}

幼児教育・保育施設は、祝日やその他の休業日を除き、年中無休で月曜日から金曜日まで営業している。

夏休みやキリスト昇天祭の翌日等、こどもの参加が少ない場合にのみ、平日を休業にて

きるが、こどもの参加が少ないことは、保護者のニーズを反映している必要がある。

さらに、平日に休業している場合、自治体は保護者に対し、代替の幼児教育・保育施設を提供する義務がある。

■ 保育時間等¹⁵

デンマークの幼児教育・保育制度は地方分権化されているため、幼児教育・保育施設の営業時間や保育時間に関する具体的な法規定はない。しかし、営業時間と保育時間は幼児教育・保育の目的を考慮した上で、幼児教育・保育に対する地域のニーズを柔軟に満たすものでなければならない。

なお、営業時間は、一般的に平日の6時30分から17時までであり、一部の特別な幼児教育・保育施設では、保護者の勤務時間の変更等、地域のニーズに対応するために営業時間を延長する場合がある。

イ. 保育士の資格要件

(ア) 保育士資格の根拠法

■ 根拠法

➤ ペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律

(Lov om uddannelsen til professionsbachelor som pædagog)

■ 根拠法の資格に関する概要^{16 17 18}

ペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律では、保育所、幼稚園、学童保育、社会福祉施設等で働くための国家資格である「Pædagog（以下、ペダゴギー）」を取得するための教育の目的、期間、科目等、資格取得に向けた内容が規定されている。

(イ) 保育士の資格要件

■ 資格概要¹⁹

前述のとおりデンマークの保育士資格はペダゴギーと呼ばれる国家資格である。なお、ペダゴギーは保育所のみではなく、幼稚園、学童保育、社会福祉施設等で働き、こどもに対して幼児教育・保育を提供する教育者の総称である。

ペダゴギーの資格を取得するには、教育機関（大学）の幼児教育・保育に関する専門学士課程（Professionsbacheloruddannelser）で専門教育を受け、それを修了し、専門学士号を取得する必要がある。

なお、資格取得に国家試験はなく、専門学士課程を修了し、専門学士号を取得すると同時に、ペダゴギーの資格が与えられる。この理由は、専門学士課程自体が看護師、理学療法士、教師、ソーシャルワーカー等、特定の職種を養成するために、デンマークの法律によって定められた教育課程であるからである。

■ 資格要件・教育内容

資格要件と教育内容はペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律で定められている。

ペダゴギーの資格取得に向けた専門学士課程に入学するには、高等学校卒業、関連する職業訓練に係る資格の保有、高等学校における特定の科目の単位取得が条件である。

専門学士課程の教育内容は法律で定められており、教育機関での教育とインターンシッ

プで構成されており、期間は3年半である。

➤ 資格要件 ^{20 21 22 23}

前述のとおりペダゴギーの資格を取得するには、専門学士課程で専門教育を受ける必要がある。なお、専門学士課程を提供する教育機関は大学であり、こども・教育省が運営する教育に関するポータルサイト「UddannelsesGuiden」でリストが公開されている。

専門学士課程に出願するには、高等学校の卒業、関連する職業訓練に係る資格の保有、高等学校における特定の科目の単位取得のいずれかが条件であり、それぞれに特定の科目要件が定められている。

なお、デンマークにおける高等学校の科目は、上から 12、10、7、4、02、00、-3 の7段階でレベル分けされ、これをヨーロッパの単位制度である ECTS (European Credit Transfer and Accumulation System : ヨーロッパ単位互換評価制度) に換算した場合、それぞれ A、B、C、D、E、Fx、F となる。

図表デ-2 ペダゴギーの専門学士課程への出願要件

高等学校卒業者
<p>【条件】</p> <p>✓ 高等学校卒業資格を持っている場合、ペダゴギーの専門学士課程への出願が可能である</p> <p>【特定の科目要件】</p> <p>✓ 高等学校を卒業している場合、特定の科目要件はない</p>
関連する職業訓練に係る資格の保有者
<p>【条件】</p> <p>✓ 以下の職業訓練に係る資格の保有者は、出願が可能である</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ペダゴギーアシスタント ◇ ソーシャル・ヘルス・アシスタント (社会福祉士と保健師を合わせた資格) <p>【特定の科目要件】</p> <p>✓ 下記すべての科目に合格している必要がある。不足している科目やレベルがある場合は、補習が可能である</p> <p>(ペダゴギーアシスタント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ デンマーク語 C ◇ 英語 E ◇ 社会科 C <p>(ソーシャル・ヘルス・アシスタント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ デンマーク語 C ◇ 英語 D ◇ 自然科学 C

高等学校における特定の科目の単位取得者

- ✓ 以下の4つの高等学校科目の単位を取得している場合、出願が可能である
 - ◇ デンマーク語 A
 - ◇ 英語 B
 - ◇ 社会科 C
 - ◇ Cレベルの選択科目の1つ

➤ 教育内容²⁴

教育内容はペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律の第2章「内容、期間、構造」の第5条～7条で定められている。

専門学士課程における教育は、こども・教育省の大臣により定められており、教育学、デンマークの言語・文化・コミュニケーション、個人・組織・社会の関係性、選択科目、インターンシップの5つで構成され、且つ専門学士課程の学生は、こども・若者、障害者、社会的問題を抱える人の3つから専門分野を選択しなければならない。

専門学士課程の期間は3年半に標準化されており、教育機関での教育とインターンシップでの教育が交互に行われるように構成されている。

図表デ-3 ペダゴギー資格取得に向けた教育内容に関する法律

(ペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律 第2章 第5条～7条)

名称	【第2章】 デンマーク語：Indhold, varighed og struktur 日本語：内容、期間、構造
根拠法	ペダゴギーの専門学士号取得のための教育に関する法律 第2章 第5条～7条
法律の内容	【第5条：期間】 ✓ 専門学士課程の期間は3年半に標準化されており、教育機関での教育とインターンシップでの教育が交互に行われるように構成されている 【第6条：基礎科目と専門的要素】 (第1項) ✓ 専門学士課程には以下の基礎科目と専門的要素が含まれる 1. 教育学 2. デンマークの言語・文化・コミュニケーション 3. 個人・組織・社会の関係性 4. 選択科目 (以下のうち1つ) A) 健康、身体活動、運動 B) 表現方法、音楽、演劇 C) 創作活動、自然、テクノロジー 5. インターンシップ

	<p>(第2項)</p> <p>✓ こども・教育省の大臣は、専門学士課程の基礎科目と専門的要素の教育方針、目的、中心となる知識、技能領域に関する詳細な規則、学生の専攻科目の選択に関する規則を定めることができる</p>
	<p>【第7条】</p> <p>(第1項)</p> <p>✓ 専門学士課程の学生は以下のいずれかの専門分野を選択する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. こども・若者 2. 障害者 3. 社会的問題を抱える人 <p>(第2項)</p> <p>✓ こども・教育省の大臣は、専門的要素の教育方針、目的、中心となる知識、技能領域に関する詳細な規則、学生の専門分野の選択に関する規則を定めることができる</p>

ウ. 保育所運営における保育者の配置基準

(ア) 根拠法もしくはガイドライン/規制

■ 名称

➤ 幼児教育・保育施設法

(Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge (dagtilbudsloven))

■ 発行年 (及び改正年)

➤ 発行年：2007年 改正年：2025年

■ 概要

幼児教育・保育施設法では、年齢別におけるペダゴギー資格保有者の配置基準が定められている。

保育者及びその資格・役職の配置基準については、管理者の役割に関する規定はあるが、配置基準は規定されていない。

(イ) 保育所の職員配置基準

■ 保育者及びその資格・役職の配置基準²⁵

幼児教育・保育施設法、及びこの法律を基にした「保育施設等に関するガイドライン (Vejledning om dagtilbud m.v.)」において、管理者の役割や次項のペダゴギー資格保有者のこどもの年齢別の配置基準は規定されているものの、役職に関する配置基準は規定されていない。

ただし、保育施設等に関するガイドラインの第10条に幼児教育・保育施設の管理者は役割や業務に基づいて定義されるため、1人にすべての管理機能が集約されている場合は特定の人物、管理機能が複数の人物に分担されている場合は管理者が複数名になると記載さ

れている。

図表デ- 4 管理者の人数に関するガイドライン（保育施設等に関するガイドライン 第 10 条）

名称	デンマーク語：Etablering og drift af dagtilbud, Dagtilbud i daginstitutioner 日本語：経営の概念
根拠法	保育施設等に関するガイドライン 第 10 条
法律の内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管理者とは、自治体の管理体制に従い、幼児教育・保育施設に対して管理機能を持つ 1 人または複数の人物を指す ✓ 管理者とは、特定の人物を指すのではなく、役割や業務に基づいて定義される。そのため、幼児教育・保育施設の管理者は、幼児教育・保育施設の業務に関する管理機能が複数の人物に分担されている場合、複数の人物となることがある ✓ 逆に、幼児教育・保育施設の業務に関するすべての管理機能が 1 人に集約されている場合、幼児教育・保育施設の管理者は特定の人物になる

■ 年齢別における保育者の配置基準²⁶

年齢別のペダゴギー資格補保有者の配置基準は、幼児教育・保育施設法の第 3 章の第 19 条の a（公立）と b（私立）で定められている。

公立施設の場合、0～2 歳のこども 3 人につきペダゴギー資格保有者が最低 1 人、3 歳～就学までのこども 6 人につきペダゴギー資格保有者が最低 1 人が配置基準である。

なお、上記配置基準を満たさなければならないのは、施設ではなく各自治体である。各自治体にあるすべての幼児教育・保育施設の年間平均が配置基準を満たしていればよい。

私立施設の場合、配置基準は公立同様、0～2 歳のこども 3 人につきペダゴギー資格保有者が最低 1 人、3 歳～就学までのこども 6 人につきペダゴギー資格保有者が最低 1 人である。

なお、私立施設の場合、配置基準を満たさなければならないのが自治体ではなく、私立施設であることが公立施設との違いである。

**図表デ- 5 年齢別における保育者の配置基準に関する法律
（幼児教育・保育施設法 第 3 章 第 19 条の a と b）**

名称	【第 3 章】 デンマーク語：Etablering og drift af dagtilbud, Dagtilbud i daginstitutioner 日本語：幼児教育・保育施設の設置、運営、サービス （第 19 条の a と b にタイトルは付されていない）
根拠法	幼児教育・保育施設法 第 3 章 第 19 条の a（公立）と b（私立）
法律の内容	【第 19 条の a：公立施設の年齢別の配置基準】 （第 1 項） ✓ 0～2 歳：こども 3 人につき、ペダゴギー資格保有者が最低 1 人

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3歳～就学まで：こども6人につき、ペダゴギー資格保有者が最低1人 (第2項) ✓ 3歳未満のこどもについて、第1項の配置基準をこどもが3歳になった翌月の1日まで確保しなければならない (第3項) ✓ 第1項と第2項の配置基準は、各自治体にあるすべての幼児教育・保育施設の年間平均で算出される (第4項) ✓ こども・教育省の大臣は第1項及び第2項で規定した配置基準の算出方法について、詳細な規則を定める
	<p>【第19条のb：私立施設の年齢別の配置基準】</p> <p>(第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 0～2歳：こども3人につき、ペダゴギー資格保有者が最低1人 ✓ 3歳～就学まで：こども6人につき、ペダゴギー資格保有者が最低1人 (第2項) ✓ 3歳未満のこどもについて、第1項の配置基準をこどもが3歳になった翌月の1日まで確保しなければならない (第3項) ✓ こども・教育省の大臣は第1項及び第2項で規定した配置基準の算出方法及び私立の施設による配置基準の証明方法について、詳細な規則を定める

■ 学級編成・面積基準

➤ 学級編成²⁷

学級編成は法律では規定されておらず、編成は自治体の裁量に委ねられている。

日本人によるデンマークの幼児教育・保育施設への視察結果によると、様々な学級分けのパターンが報告されている。これらによると、学級編成は年齢毎ではなく、年齢が混在した学級分けとなっている。

図表デ- 6 幼児教育・保育施設の学級編成のパターン²⁷

ブレックスプレテン公立施設（2010年）				
こどもの種類	クラス名	年齢	こどもの人数	ペダゴギー資格保有者数
健常児	Gron（緑）	3～4歳	63人	4人
	Gul（黄）	4～5歳		2人
	Lilla（紫）	5～6歳		2人
障害児	Bla（青）	0～6歳	8人	4人 （上記に加え、 実習生が1名）
	Rod（赤）	3～6歳	3人	2人

➤ 面積基準^{28,29}

幼児教育・保育施設の面積基準は、社会住宅省が管轄する建築規則 2018（Bygningsreglement 2018：BR18）の第 228 条から第 231 条で定められている。これは、幼児教育・保育施設だけではなく、幼児教育・保育施設や学校等、こどもに教育を提供する施設に適用される。

面積と容積は、こどもの数と職員の数に応じて適切なものでなければならず、幼児教育・保育にはこども 1 人当たり最低 3 m²、幼稚園にはこども 1 人当たり最低 2 m²の床面積、幼児教育・保育施設を含む教育施設の一般的な教室には、こども及び職員 1 人当たり 6 m²以上の空間が必須である。

図表デ- 7 幼児教育・保育施設の面積基準に関する法律（建築規則 2018 第 228 条～第 231 条）

名称	【第 228 条～第 231 条】 デンマーク語：Indretning af normalklasserum 日本語：教室の配置・設計
根拠法	建築規則 2018 第 228 条～第 231 条
法律の内容	【第 228 条】 ✓ 学校等の教室の面積及び容積、幼児教育・保育施設における面積及び容積は、当該施設のこどもの数と職員の数に応じて適切なものでなければならない
	【第 229 条】 ✓ 学校や幼児教育・保育施設の教室には、以下が必須である ① 幼児教育・保育はこども 1 人当たり最低 3 m ² 、幼稚園はこども 1 人当たり最低 2 m ² の床面積 ② 一般的な教室は、こども及び職員 1 人当たり 6 m ² 以上の空間
	【第 230 条】 ✓ 空間を計算する際は、天井高を考慮し、教育に係るスペースとして許可された部分のみを含める ✓ 床から 4.0m を超える高さにある部分は計算に含めない

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機器・家具・保管物等によって空間が著しく制限される場合は、それも考慮しなければならない
	<p>【第 231 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 床は地面より低い位置に設置してはならない ✓ ただし、特別な地形の場合、少なくとも 1 つの窓のある壁に沿って、床が地面より高い位置にあれば、この要件は適用除外となる

■ 保育者の配置基準の遵守の状況（国もしくは自治体において配置基準を満たしている割合等）³⁰

配置基準の遵守の状況は公開されていないが、幼児教育・保育施設法の第 20 条で、配置基準を含む規定を遵守しなかった場合の処遇が規定されている。

この条文は私立施設に適用され、私立施設が自治体の定めた基準を遵守しなかった場合、認可を取り消す場合がある。

なお、公立施設は自治体が運営しており、当該自治体の規定に従うため、配置基準を含む規定を遵守しなかった場合の処遇は法律で規定されていない。

図表デ- 8 私立施設の配置基準の遵守に係る法律（幼児教育・保育施設法 第 3 章 第 20 条）

名称	<p>【第 3 章】 デンマーク語：Etablering og drift af dagtilbud, Dagtilbud i daginstitutioner 日本語：幼児教育・保育施設の設置、運営、サービス （第 20 条にタイトルは付されていない）</p>
根拠法	<p>幼児教育・保育施設法 第 3 章 第 20 条</p>
法律の内容	<p>【第 20 条】 （第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設が所在する自治体は、私立施設を認可しなければならない ✓ 法律及び自治体が定める認可の条件を満たす私立施設は、認可を受ける権利を有する <p>（第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体は、第 1 項による認可のための基準を定め、公表しなければならない ✓ 自治体が定める認可基準は、私立施設の職員配置基準には関わることができない（第 19 条の b を参照） ✓ 私立施設は、基準の公表から 6 か月以内に認可基準を満たさなければならず、自治体は運営保証書を求めることができる <p>（第 3 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体は、私立施設が認可基準を満たさなくなった場合、または 1 年の間に、社会的に困難な住宅地域から 30% を超える子どもを受け入れた場合、認可を取り消すことができる。

(第4項)

- ✓ 自治体は、第1項に基づく認可申請に際し、保証金を徴収することができる。第1項～4項に基づく自治体の決定は、他の行政機関に不服申立てをすることはできない

参考文献（デンマーク）

1. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/early-childhood-education-and-care>
2. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care, 3.1 Access”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/access>
3. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care, 3.2 Organisation of centre-based ECEC”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/organisation-centre-based-ecec>
4. lifeindenmark.dk, “Family daycare, nurseries and kindergartens”
<https://lifeindenmark.borger.dk/family-and-children/childcare/family-daycare--nurseries-and-kindergartens#>
5. Retsinformation.dk, “幼児教育・保育施設法
（Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge
（dagtilbudsloven））”
<https://www.retsinformation.dk/eli/Ita/2025/1038>
6. Ministry of Children and Education, “Introduction to the Early Childhood Education and Care system（Dagtilbud）”
<https://eng.uvm.dk/early-childhood-education-and-care-ecec/introduction-to-the-early-childhood-education-and-care-system>
7. Ministry of Children and Education, “Pedagogical framework”
<https://eng.uvm.dk/early-childhood-education-and-care-ecec/pedagogical-framework/>
8. Retsinformation.dk, “6つのカリキュラムテーマに関する教育目標・内容の省令
（Bekendtgørelse om pædagogiske mål og indhold i seks læreplanstemaer）”
<https://www.retsinformation.dk/eli/Ita/2018/968>
9. Ministry of Children and Education, “Pedagogical framework”
<https://eng.uvm.dk/early-childhood-education-and-care-ecec/pedagogical-framework/>
10. Retsinformation.dk, “幼児教育・保育施設法
（Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge
（dagtilbudsloven））”
<https://www.retsinformation.dk/eli/Ita/2025/1038>
11. Børne- og Undervisningsministeriet（こども・教育省）, “Daginstitutioner（幼児教育・保育施設）”
<https://uvm.dk/dagtilbud/om-dagtilbud/daginstitutioner>
12. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care, 3.2 Organisation of centre-based ECEC”

- <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/organisation-centre-based-ecec>
13. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care, 3.2 Organisation of centre-based ECEC”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/organisation-centre-based-ecec>
 14. lifeindenmark.dk, “Rules for daycare facilities”
<https://lifeindenmark.borger.dk/family-and-children/childcare/rules-for-day-care-facilities>
 15. European Commission, “Eurydice, Denmark, 3. Early childhood education and care, 3.2 Organisation of centre-based ECEC”
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/denmark/organisation-centre-based-ecec>
 16. Retsinformation.dk, “ペダゴーの専門学士号取得のための教育に関する法律（Lov om uddannelsen til professionsbachelor som pædagog）”
<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2006/315>
 17. UddannelsesGuiden（こども・教育省が運営する教育に関するポータルサイト）, “Pædagog”
<https://www.ug.dk/videregaaende-uddannelser/professionsbacheloruddannelser/paedagog>
 18. 北欧教育フイーノリッケ, “ペダゴーの資格とは？取得するメリットや魅力、北欧発の教育資格も紹介”
<https://paedagog-fl.co.jp/paedagog-qualification/>（Pædagog の読み方の参考とした）
 19. UddannelsesGuiden（こども・教育省が運営する教育に関するポータルサイト）, “Professionsbacheloruddannelser（専門学士課程）”
<https://www.ug.dk/videregaaende-uddannelser/professionsbacheloruddannelser/paedagog>
 20. UddannelsesGuiden（こども・教育省が運営する教育に関するポータルサイト）, “Pædagog”
<https://www.ug.dk/videregaaende-uddannelser/professionsbacheloruddannelser/paedagog>
 21. lifeindenmark.dk, “7-point grading scale”
<https://lifeindenmark.borger.dk/school-and-education/the-danish-education-system/7-point-grading-scale>
 22. Nordic Co-operation, “The grading scale in the Danish education system”
<https://www.norden.org/en/info-norden/grading-scale-danish-education-system>
 23. European Commission, “European Credit Transfer and Accumulation System (ECTS)”
<https://education.ec.europa.eu/education-levels/higher-education/inclusive-and-connected-higher-education/european-credit-transfer-and-accumulation-system>
 24. Retsinformation.dk, “ペダゴーの専門学士号取得のための教育に関する法律（Lov om

- uddannelsen til professionsbachelor som pædagog) ”
<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2006/315>
25. Retsinformation.dk, “保育施設等に関するガイドライン（Vejledning om dagtilbud m.v.）”
<https://www.retsinformation.dk/eli/retsinfo/2015/9109>
26. Retsinformation.dk, “幼児教育・保育施設法（Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge（dagtilbudsloven））”
<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2025/1038>
27. 石井 正子（昭和女子大学学術機関リポジトリ）, “スウェーデン, デンマークにおける-特別なニーズのある子どもの保育-“
<https://swu.repo.nii.ac.jp/record/5119/files/KJ00006250060.pdf>
28. Social- og Boligstyrelsen, “Bygningsreglementet.dk”
<https://www.bygningsreglementet.dk/>
29. Social- og Boligstyrelsen, “Organisation”
<https://www.sbst.dk/om-os/organisation>
30. Retsinformation.dk, “幼児教育・保育施設法（Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge（dagtilbudsloven））”
<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2025/1038>

(2) 深堀調査

(2) -1. 調査概要

■ 調査の目的

令和6年度及び令和7年度の調査研究では、保育施設の職員の配置基準の検討の一助とするために先駆的な取組みをしている諸外国の保育士・保育者の配置基準とともに国の法制度、保育における基本原則や考え方・目標、職員資格要件などを調査した。

令和6年度は、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポールを調査し、令和7年度は韓国、ニュージーランド、デンマークを調査して合計9か国の状況を調査した。今後の日本の保育施設の職員配置基準を検討に向けて参考となる諸外国調査の職員配置基準の考え方を整理・まとめる。

■ 調査対象国

9か国（イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、シンガポール、韓国、ニュージーランド、デンマーク）

(2) -2. 調査結果

令和6年度と令和7年度の調査研究や検討委員会を通じて、日本の保育施設の職員の配置基準の検討に向けて、下記の4点の考え方が参考となると考える。

- ① 保育士以外の職員配置基準（韓国、ニュージーランド）
- ② 保育士資格の階層別の職員配置状況（イギリス）
- ③ 保育の提供の時間帯による職員配置状況（ドイツ・ベルリン州、ニュージーランド、韓国）
- ④ 保育サービスの機能に応じた職員配置状況（シンガポール）

上記の該当する国を中心に、諸外国の調査および深堀調査の結果を踏まえてまとめた。

①保育士以外の職員配置基準

すべての調査対象国において、保育施設における保育士・保育者の配置基準は、法律またはガイドライン/規制によって定められている。日本では、児童福祉法施行規則第36条に基づき、保育施設における保育士の配置基準が規定されており、こどもの年齢との保育士数や、その他職種の配置として施設長、0歳児クラスには看護師または准看護師の配置が推奨されている。

調査対象国ごとに保育士の定義・要件はそれぞれ異なるものの、法律またはガイドライン/規制において保育施設の職員配置基準に「保育士」以外の職種の規定があるのは、韓国、ニュージーランドの2か国のみである。なお、年齢別の保育士・保育者の配置基準において、その国の保育士資格を保有していなくても算出できるのはニュージーランドのみであり、その他の8か国では、年齢別の職員配置基準においてその国の保育士資格を有することが必須である。

【韓国】

韓国では、保育施設における年齢別の保育士の配置基準は保育士のみを対象としているが、保育施設の規模に応じて、園長、看護師、栄養士、調理師についても配置に関する規定が設けられている。

- ✓ 園長：20人以下のこどもを保育する場合は、園長が保育士を兼務することができる

(なお、園長が看護師または栄養士の資格を有する場合、看護師または栄養士を兼任が可能)

- ✓ 看護師（准看護師含む）：100人以上のこどもを保育する場合、看護師（准看護師を含む）1名を配置
- ✓ 調理師：40人以上80人以下のこどもを保育する場合、調理師1名を配置、こどもが80人を超えるごとに1名ずつ増員する。
- ✓ その他の保育職員：保育所の規模や特性に応じて、医師（または嘱託医）、社会福祉士、事務員、管理人、衛生員、運転手、治療士等を置くことができる

【ニュージーランド】

ニュージーランドでは、幼児教育（Early Childhood Education、以下、ECE）を提供する施設は Early Childhood Services（以下、幼児教育・保育施設）と呼ばれている。これらの施設は、教育の主体、運営形態、施設の種類、規制分類（認可/認定）によって詳細に区分されている。

また、保育士資格は2種類ある。教師主導型の施設に勤務する専門職員は「ECE 教師」と呼ばれ、幼児教育に関する学士号または修士号の取得および認定登録等が必須である。家族主導型の施設に勤務する専門職は「ECE 教育者」と呼ばれ、特定の大学で幼児教育に関するカリキュラムを修了するなどの要件を満たせば登録ができる。

保育施設の職員配置基準については、日本の保育士に類する職種である ECE 教師や ECE 教師者、運営責任者の規定がある。その中でも、運営責任者は ECE 教師の資格を有することが求められている。

認可幼児教育・保育施設（家庭基盤）の場合、出席するこどもの数が最大4名と定められており、必ず ECE 教師または ECE 教師者のいずれかの配置が必須となっている。一方、認可幼児教育・保育施設（施設基盤）の場合は、受け入れるこどもの規模が施設ごとに異なり、保育施設で勤務する職員の資格比率を遵守することが義務付けられている。職員の資格については、「職員の少なくとも半数が ECE 教師」であれば、必ずしも全員が ECE 教師であることは求められていない。

<認可幼児教育・保育施設（施設基盤）>

- ✓ 0～2歳未満の場合は、出席しているこども対保育施設の職員：1～5対1
（※こどもの数が5人増加で、職員数は1人増加）
- ✓ 2歳以上～就学の場合は、出席しているこども対保育施設の職員：1～6対1
（※こどもの数が7～20人で、職員数は2人、以降、こどもの数が21人以上の場合は10人増加で、職員数も1人増加）

②保育士資格の階層別の職員配置状況

日本の保育士の資格要件（保育士試験の合格、一定の学歴、幼児・保育に関する教育課程受講等）に近い国は、フランスと韓国である。フランスと韓国以外の諸外国7か国でも、国または州によって保育士資格が規定されており、国家資格かどうかは国によって異なるが、学歴・教育課程、必須取得単位・教科等が定められている。その中でも、イギリスと韓国の保育士資格は経験年数や保有学位などで階層の区分がある。イギリスの年齢別の保育士の配置基準において、階層別の中でも高水準の階層の保育士を配置することで、

こども対保育士の比率を引き上げられるという特徴がある。

【イギリス】

イギリスの保育士資格のレベルは1から9まであり、レベル1から5は英国資格試験規制庁によって認定されている資格である。レベル6から7は学位取得者に対し、保育や社会福祉、医療分野におけるトップレベルの専門職や上級管理職に就くために必要な高度な知識を提供する資格である。レベル8以上は、さらに高度な研究や専門職資格取得などを目的とした博士号取得者に付与される資格である。

- ✓ レベル1、2、3：保育や社会福祉、医療分野における基本的役割に必要な知識とスキルを身につける資格である。
- ✓ レベル4、5：レベル3を保有し、既に保育士として勤務している者に対して、保育や社会福祉、医療分野における管理職や専門職へキャリアアップするために必要な知識とスキルを提供する資格である。
- ✓ レベル6、7、8、9：学士号以上の学位を必要とし、幼児教育および保育の専門知識とスキルの習得、保育施設でのリーダーや管理職、幼稚園や初等教育機関での教職に就くための基盤を築く資格である。

保育士の階層別の専門性・能力を踏まえ、施設型保育所等の職種配置を前提条件で、職員全体、保育士、インストラクターそれぞれの職種のレベルの配置が求められる（図表フ1参照）。その上で、こどもの年齢別の保育士の配置基準として、保育士の比率と保育士のレベルが定められている。イギリスの特徴的な配置基準として、0～2歳児は一般的な保育士のレベルであるレベル2と3が求められるが、3歳児以上については、公立プリスクール以外のその他保育施設等ではレベル6の保育士を配置することで、こども対保育士の比率を8対1から13対1まで引き上げることができ、階層別に応じた配置基準の仕組みとなっている。

図表フ-1 施設型保育所等の職種配置の前提要件

対象	前提要件	
職員全体	<ul style="list-style-type: none"> ・半数の職員がレベル2以上の保育資格を保有すること。 ・少なくとも1人は有効な小児救急救命法（PFA）証明書（3年ごとに更新要）を持っている者が、常に保育所等内におり、外出時にはこどもに同行すること。 	
保育士	レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2の保育資格を保有する者。 ・勤務開始後3か月以内に小児救急救命法（PFA）資格（3年ごとに証明書を更新要）を取得した者。
	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3の保育資格を保有する者。 ・レベル2の英語資格（中等教育修了レベルの実用的な英語能力を証明する資格）を保有している者。 ・勤務開始後3か月以内に小児救急救命法（PFA）資格（3年ごとに証明書を更新要）を取得した者。

対象	前提要件	
	管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3以上の保育資格を保有する者。 ・レベル2の数学資格を保有、または管理職になってから2年以内に取得した者。 ・保育施設での実務経験が少なくとも2年ある、もしくは少なくとも2年間他の適切な経験がある者。
インストラクター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において特定の技術や芸術、または科目や科目群の指導を行う者。 ・特別な資格や経験、またはその両方が必要とされる場合、学校の管理責任者または管理団体が、その教育を提供する者の資格や経験について満足している場合に雇用される。 	

図表フ-2 施設型保育所等における年齢別の保育士の配置基準

年齢	配置基準	
0歳児 1歳児		こども対保育士：3対1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも1名の保育士は、レベル3資格を保有し、2歳未満のこどもと働いた経験が十分にあること ・ その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること ・ 保育者の少なくとも半数は、乳児のケアに関する訓練を受けていること ・ 2歳未満のこども用の部屋がある場合、その部屋の責任者は、2歳未満のこどもと働いた適切な経験があること
2歳児		こども対保育士：5対1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有していること ・ その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること
3歳児 4歳児	公立 プリ スクール	こども対保育士：13対1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも1名の保育士は、2002年教育法第122条で定義された学校教師であること ・ 少なくとももう1名の保育士は、レベル3資格を保有していること（公立プリスクールは1クラスあたり最大30人の児童が定員である）

年齢	配置基準		
	その他保育所等	<レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ海外で訓練を受けた教師がこどもと直接関わる場合> こども対保育士：13対1	—
		<レベル6以上の資格保有者、インストラクター、または適切な資格を持つ海外で訓練を受けた教師がこどもと直接関わらない場合> こども対保育士：8対1	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1名の保育者は、レベル3資格を保有していること その他保育者の少なくとも半数は、レベル2資格を保有していること

※5歳児で小学校教育に移行

③保育の提供の時間帯による職員配置状況

日本の保育施設の職員配置基準は、年齢に応じたこども対保育士の比率が定められており、諸外国9か国も同様に低年齢児には手厚い比率となっている。その中で、ドイツ・ベルリン州、ニュージーランド、韓国は、保育の提供の時間帯において職員配置基準が異なる。

【ドイツ・ベルリン州】

ドイツは、保育所と幼稚園の児童教育者の配置基準については、国の法律で規定されておらず、州法で規定されている。ベルリン州では州法の児童支援法に基づいて、保育施設の運営の規定や職員の配置基準が規定されている。保育施設の1日の保育時間は、終日（7時間以上、※9時間以上の場合は延長保育）、半日以上～終日未満（5時間以上～最大7時間）、半日（最大5時間）の3つの区分となっている。保育時間に応じた年齢別の職員配置基準が規定されており、すべての年齢区分で保育時間が長い「終日」でこども対保育士の比率が上がり、手厚くなっている。

図表フ-3 保育時間に応じた年齢別の職員配置基準

年齢	終日	半日以上～終日未満	半日
0歳～2歳 未満	こども対保育士： 3.75対1	こども対保育士： 5対1	こども対保育士： 7対1
2歳	こども対保育士： 4.75対1	こども対保育士： 6対1	こども対保育士： 8対1
3歳以上～ 就学前	こども対保育士： 9対1	こども対保育士： 11対1	こども対保育士： 14対1

【ニュージーランド】

ニュージーランドは、認可幼児教育・保育施設の保育時間は、教育規則2008（幼児期のサービス）の第3条で規定されており、「all-day licence（以下、終日制認可）」と

「sessional licence（半日制認可）」の2つがあり、1日の保育時間が4時間を超えるかどうかで、取得すべき認可が異なる。その認可に応じ、2歳以上では職員配置基準の比率も異なっており、ドイツ・ベルリン州と同様に、保育時間が長い「終日制認可」はこども対保育士の比率が上がり、手厚くなっている。

図表フ-4 保育時間に応じた年齢別の職員配置基準（認可幼児教育・保育施設（施設基盤））

年齢	終日制認可	半日制認可
2歳未満	出席しているこども対保育施設の職員：1～5対1 ※出席しているこどもの数が5人増加に応じ、職員の数も1人増加	
2歳以上	出席しているこども対保育施設の職員：1～6対1 出席しているこども対保育施設の職員：7～20対2 ※21人以上の場合、出席しているこどもの数が10人増加に応じ、職員の数も1人増加	出席しているこども対保育施設の職員：1～8対1 出席しているこども対保育施設の職員：9～30対2 ※31人以上の場合、出席しているこどもの数が15人増加に応じ、職員の数も1人増加

【韓国】

韓国の保育施設は、週6日以上、1日12時間以上開園が必要である。ただし、保護者の勤務時間等を考慮した上で、保護者及びそのこどもに不便を与えない範囲で保育所の運営日及び運営時間を調整し、園長がこどもの保護者から同意を得た場合にはこの限りではない。保育時間は基本保育（1日最大7時間）と延長保育（基本保育時間終了後）に分かれており、年齢別の保育士の配置基準も基本保育と延長保育の時間帯で定められている。基本保育は1年齢ごと、延長保育は0～2歳児、3歳児以上の年齢区分でこども対保育士の比率が定められているが、延長保育の時間帯でも年齢区分の低年齢のこども対保育士の比率（0～2歳児の区分は1歳児、3歳以上は3歳児の比率）に準じているため、保育サービスの提供の手厚さに大きな変動はないことが推察できる。

図表フ-5 保育時間に応じた年齢別の職員配置基準

年齢	基本保育	延長保育
0歳児	こども対保育士：3対1	こども対保育士：5対1 ※ただし、0歳児のみの場合は、3対1とする
1歳児	こども対保育士：5対1	
2歳児	こども対保育士：7対1	
3歳児	こども対保育士：15対1	こども対保育士：15対1
4歳児以上～就学前	こども対保育士：20対1 ※ただし、こどもが40人以上は、保育士1級の資格を持つ者でなければならない	

④保育サービスの機能に応じた職員配置状況

シンガポール以外の諸外国8か国は、1日の保育提供時間に応じた職員配置基準は定められているが、保育サービスの機能に応じて配置基準の変更はない。一方、シンガポール

の保育施設では、年齢別の職員配置基準に加えて保育サービスの内容に応じた職員配置基準が定められている。

【シンガポール】

Early Childhood Development Centres Act 2017（以下、「ECDC Act」）に基づき、シンガポールの保育施設では、こどもの年齢に応じてクラスが区分されている。インファントケアクラスは2か月～18か月未満、プレイグループクラスは18か月～2歳、プレナーサリークラスは3歳、ナーサリークラスは4歳、キンダーガーデン1クラスは5歳、キンダーガーデン2クラスは6歳となっている。これらのクラス別の保育士配置に加え、保育サービスの種類ごとに、①常時配置基準、②授業やアクティビティ中に守らなければならないプログラム中配置基準、③園庭や公園など屋外活動を行っている際に守らなければならない屋外配置基準が設けられている（図表フ-6 照）。

ECDC Actでは、保育施設がこどもの発達を支える質の高い教育プログラムを提供することを義務付けられており、教育省が作成した国家カリキュラムに準拠している。0歳から3歳についてはEarly Years Development Framework 2023（下記、「EYDF」と記す）、4歳から6歳についてはNurturing Early Learners Framework 2022（下記、「NEL」と記す）が適用されている。

実際の保育施設の1日のプログラム（図表フ-7 参照）の一例としては、15分～45分間単位で、国家カリキュラムに基づいた屋内/屋外遊び、言語やリテラシー、認知的発達などのプログラムで構成されている¹⁰。そのため、シンガポールの調査結果からの考察となるが、同国は多民族・多文化・多言語という社会的特徴を有しており、就学前のプレスクールに移行するための早期教育も重視されている。例えば、言語プログラムの場合、その言語力を有する職員の配置が必要となるため、柔軟な職員配置が求められていると考えられる。

図表フ-6 クラス・年齢別の保育者の配置基準

クラス・対象年齢	職種	時間	配置基準
ナーサリークラス 2か月～18か月未満	保育士 (Educarer)	常時	1人あたり最大5人のこどもを担当可能。
プレイグループクラス 18か月～2歳	保育者（保育士含む）	常時	1人あたり最大12人のこどもを担当可能。
	保育士 (Educarer)	プログラム中	1人あたり最大8人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大6人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
プレナーサリークラス	保育者（保育士含む）	常時	1人あたり最大18人のこどもを担当可能。

¹⁰ 小栗正裕、宮地あゆみ「シンガポールにおける幼児教育・保育について：多民族・多文化共生の保育に着目して」（2025年）（<https://cir.nii.ac.jp/crid/1390585172429289216>）

クラス・対象年齢	職種	時間	配置基準
3歳	保育士 (Educarer)	プログラム 中	1人あたり最大12人のこどもを担当可能。
		屋外	1人あたり最大9人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
ナーサリー クラス 4歳	保育者（保育 士含む）	常時	1人あたり最大20人のこどもを担当可能。
		保育士 (Educarer)	プログラム 中
	屋外		1人あたり最大10人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
キンダーガーデン 1 クラス 5歳	保育者（保育 士含む）	常時	1人あたり最大25人のこどもを担当可能。
		保育士 (Teacher)	プログラム 中
	屋外		1人あたり最大13人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。
キンダーガーデン 2 クラス 6歳	保育者（保育 士含む）	常時	1人あたり最大30人のこどもを担当可能。
		保育士 (Teacher)	プログラム 中
	屋外		1人あたり最大15人のこどもを担当可能。加えて、少なくとも2人の大人が監督し、そのうち1人は保育者であること。

図表フ-7 シンガポールの保育施設の1日のプログラム（2024年）¹¹

成長する幼児—（18～30ヶ月）						
時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7:00～8:00	登園 / 目視による健康チェック / 自由遊び（異年齢混合保育）					
8:00～9:00	朝食 / 水分補給 / トイレ					
9:00～9:15	集会 - 国歌斉唱、誓い、運動（異年齢混合保育）					
9:15～9:45	中国語統合テーマ					自由遊び
9:45～10:00	水分補給 / トイレ					
10:00～10:30	英語統合テーマ					
10:30～10:45	おやつ / 水分補給 / トイレ					
10:45～11:30	屋外遊び / MSD					
11:30～12:45	昼食 / 健康チェック / シャワータイム					
12:45～13:00	読み聞かせ / ミルク					
13:00～15:00	午睡（全日保育の場合 / 土曜日は午後2時まで） / 降園					
15:00～16:00	午睡後の健康チェック / 水分補給 / トイレ / おやつ					
16:00～16:30	実践的な生活技能	音楽と動作	料理 / 世界の発見	実践的な生活技能	アートとは何か	
16:30～17:00	音楽と動作	Phonicsで歌う (16:45～17:15)	料理 / 世界の発見	Phonicsで歌う (16:45～17:15)	アートとは何か	
17:00～18:00	操作的な遊び（異年齢混合保育）					
18:00～19:00	自由遊び（異年齢混合保育） / 降園					
知的な探究者—（3歳）						
時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7:00～8:00	登園 / 目視による健康チェック / 自由遊び（異年齢混合保育）					
8:00～9:00	朝食 / 水分補給 / トイレ					
9:00～9:15	集会 - 国歌斉唱、誓い、運動（異年齢混合保育）					
9:15～10:00	屋外遊び / MSD					自由遊び
10:00～10:30	中国語統合テーマ					
10:30～10:45	おやつ / 水分補給 / トイレ					
10:45～11:30	英語統合テーマ					
11:30～12:45	昼食 / 健康チェック / シャワータイム					
12:45～13:00	読み聞かせ / ミルク					
13:00～15:00	午睡（全日保育の場合 / 土曜日は午後2時まで） / 降園					
15:00～16:00	午睡後の健康チェック / 水分補給 / トイレ / おやつ					
16:00～16:30	音楽と動作	音楽と動作	料理 / 世界の発見	実践的な生活技能	アートとは何か	
16:30～17:00	音楽と動作	コーナー保育	料理 / 世界の発見	コーナー保育	アートとは何か	
17:00～18:00	操作的な遊び / Phonics Explorer - 火・木曜日 (17:15～17:45)					
18:00～19:00	自由遊び（異年齢混合保育） / 降園					

¹¹ 小栗正裕、宮地あゆみ「シンガポールにおける幼児教育・保育について：多民族・多文化共生の保育に着目して」（2025年）（<https://cir.nii.ac.jp/crid/1390585172429289216>）

第3章 調査B：ヒアリング調査

1 ヒアリング調査の概要

実証研究の調査設計（案）策定に向けて、保育所等に向けた保育業務に関するプレタイムスタディ調査（B-1）、学識有識者等に向けたヒアリング調査（B-2）を実施した。

(1) 調査B-1

ア 目的

保育業務等の把握・整理するために現場の状況把握を行う。

イ 基礎調査（文献調査）

プレタイムスタディ調査の実施に向けて、基礎調査（文献調査）を行い、保育士の業務の分類や業務フロー等について整理した。

ウ プレ・ヒアリング調査

基礎調査（文献調査）の結果をもとに、保育所等の現場に携わる検討委員へプレ・ヒアリング調査を行い、プレ・タイムスタディ調査に向けて保育士の業務分類及び業務項目の精緻化を図った。また、プレ・タイムスタディ調査の実施における留意事項等についても助言いただいた。

調査実施時期	令和7年10月
ヒアリング者 ※五十音順	佐久間貴子委員（株式会社ベネッセスタイルケア、こども子育て支援カンパニー、カンパニー長） 篠崎直人委員（特定非営利活動法人全国認定こども園協会、理事） 丸山純委員（公益社団法人 全国私立保育連盟、常務理事）
項目	✓ 対象施設の基礎情報について ✓ 保育士の業務、業務分類について ✓ 保育士以外（保育補助者）の配置、役割、業務内容について ✓ 保育士業務に関連するICT導入の状況について など

エ プレ・タイムスタディ調査

プレ・タイムスタディ調査は、認可保育所1施設、認定こども園2施設の計3施設にご協力いただき実施した。対象学齢は1～5歳とし、対象者はクラスを担当している保育士2名と保育補助者1名、実施日は平日3日間とした。

プレ・タイムスタディ調査の実施にあたっては、事前説明会を行い、調査趣旨及び記録表の記載方法について説明した。また、事前アンケート調査を実施し、施設の基本情報を把握した。また、実施後にヒアリング調査を行い、今回のプレ・タイムスタディ調査の記録方法、記録表への記入時に困ったこと、実施した保育業務がどの業務項目にあてはまるのかわからなかった業務（振り分けに迷った業務）・日次業務では発生しにくい業務等、タイムスタディ調査実施に向けたご意見等について確認した。

調査実施時期	令和 8 年 1 月～2 月
対象施設	勝田保育園（認可保育所） ベネッセ西馬込保育園（認可保育所） さくら認定こども園
事前説明会	令和 8 年 1 月
プレ・タイムスタ ディ調査	令和 8 年 1 月中の平日 3 日間
ヒアリング調査	プレ・タイムスタディ調査実施の 1 週間後に 1 時間程度

■ 実施施設一覧

	勝田保育園	ベネッセ西馬込保育園	さくら認定こども園
施設種別	認可保育所（私立）	認可保育所（私立）	幼保連携型認定こども園（私立）
所在地	千葉県八千代市	東京都大田区	栃木県宇都宮市
定員数	90 名	64 名	147 名
対象学齢	3 歳児、4 歳児、5 歳児 の 3 学齢	1 歳児、2 歳児の 2 学齢	3 歳児の 1 学齢
対象者	各学齢の担任保育士 2 名の計 6 名	各学齢の保育士 2 名、 非常勤保育スタッフ 1 名の計 5 名	保育士 2 名、非常勤保 育補助者（無資格者）1 名の計 3 名

(2) 調査 B-2

ア 目的

実証研究の調査設計（案）策定を進めるにあたり、検討委員からのご意見や、事務局が懸念している実証研究の調査設計上の課題や留意点等について、具体的な対策案や方針の示唆を得る。

イ 調査内容

タイムスタディ調査に知見のある学識有識者等の 2 名にヒアリング調査を実施した。

調査実施時期	令和 7 年 11 月～令和 8 年 2 月
対象者 ※五十音順	佐久間貴子委員（株式会社ベネッセスタイルケア、こども子育て支援カンパニー、カンパニー長） 留目宏美様（上越教育大学大学院 学校教育研究科 発達支援・心理臨床教育学系 准教授）
項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究目的・検証内容 ✓ 研究デザイン ✓ 研究期間・対象（対象施設・対象者の選定） ✓ 評価項目（評価項目・指標） ✓ 調査手法（データ取得方法） ✓ 分析手法 ✓ 倫理的配慮

2 調査結果

(1) 調査 B-1：プレ・タイムスタディ調査

プレ・タイムスタディ調査の結果を踏まえ、業務分類の見直しを行い、大分類 10、中分類 20 に整理した。また、業務項目については全体 51 項目から 40 項目へ再整理した。

■ 保育業務の整理

	大分類 (6)	中分類 (11)	業務説明
直接または間接的に子どもやその保護者にかかわる業務	1. 直接保育	保育・援助	・ こどもたちの集団生活や日常生活の中で、遊びや活動、基本的な生活習慣の習得、食事・排泄・清潔などの身の回りの援助を行う業務
		個別対応	・ こども一人ひとりの発達や特性に合わせた個別支援や、障害児保育を含む個々へのきめ細やかな援助を行う業務
		健康・安全管理	・ こどもの健康状態や安全確保のための観察、保健指導、怪我や病気時の応急処置、登降園時の健康チェックなどを行う業務
	2. 周辺業務	環境構成 (環境整備)	・ 保育活動や生活が安全・快適に行えるよう、教材や遊具の準備、保育室や園内の装飾、作品展示、物的環境の整備・維持を行う業務
		行事	・ 季節や園の運営方針に応じた行事の企画・準備・運営、写真記録や整理・販売など、園生活の特別な活動に関する業務
	3. 保護者対応	保護者対応 (直接)	・ 保護者からの相談や連絡への対応、保護者参加行事の運営、登園・降園時の対応など、直接的な保護者対応に関する業務
		保護者対応 (間接)	・ 保護者との連絡や情報共有を目的とした通信文書の作成・配布、間接的なコミュニケーションに関する業務
	4. 書類作成	計画立案・評価	・ 日々の保育内容や長期的な指導方針、個別支援計画などの作成・評価を行い、保育の質向上や実践の振り返りを行う業務
		観察・記録	・ こどもの様子や保育の内容、成長記録などを観察し、保育日誌や各種記録、連絡帳、写真などで記録・共有する業務
	5. 地域活動	地域における子育て支援	・ すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援に係る業務
	6. 会議	会議 (ケース)	・ こどもの発達や家庭環境に関する情報を職員や関係機関で共有し、支援方針や具体的な対応策を協議・決定する業務

	大分類 (4)	中分類 (9)	業務説明
直接または間接的に子どもやその保護者にかかわる業務	7. 会議	会議 (内部)	・ 定期的に実施される園内の会議やミーティングへの参加、情報共有・意見交換などを行う業務、また必要に応じて行われる打ち合わせや協議など、臨時的な会議・ミーティングに関する業務
		会議 (外部)	・ 園外の関係機関や地域団体が主催する会議や協議に参加し、情報共有や連携強化を図る業務
	8. 研修・育成	研修・育成 (組織内)	・ 運営法人や園が主催する研修や勉強会への参加を通じて、職員の保育知識や技術の向上を図る業務、職員間での指導業務
		研修・育成 (組織外)	・ 外部の研修や講習会への参加を通じて、最新の知識や技術の習得、専門性向上を図る業務
	9. 実習対応	実習生受入れ・指導	・ 保育実習生の受け入れや指導、実習報告書の作成など、実習生の育成に関する業務
	10. 施設管理	事務処理 (自己評価等、保育関連)	・ 保育の質向上や業務改善を目的として、自己評価や各種報告書の作成・提出など保育に関する事務的手続きを行う業務
		事務処理 (備品発注等、施設管理関連)	・ 園運営に必要な各種事務処理や管理業務、人事管理や物品発注・発送など、間接的な業務
		清掃 (保育関連)	・ 保育活動に関連する室内や用具の清掃・消毒・洗濯など、衛生的な環境を維持するための業務
		清掃 (園全体)	・ 園内全体の共用部分や施設の清掃・整備を行い、清潔で安全な園環境を維持する業務

各施設へのヒアリング調査結果より項目別の実証研究への反映の方向性を検討して整理した。

■ 実証研究への反映方向性の整理

項目	ヒアリング等でのご意見	実証研究への反映の方向性
対象	・ 地域子育て支援事業については、園の職員配置によって、回答者の範囲が異なる可能性がある。誰まで回答する必要があるのかわかるように、対象範囲を明確化しているとよい (担任のみか、子育て支援職員も含むかなど)	・ 対象者の範囲を明確にして実施する
実施方法	・ 記録は紙 (A3の記録用紙) または PC で行い、紙は午睡中や退勤前後、PC は保育の	・ 原則、自記式を想定するが、紙・PC どちらでも

	<p>区切りや非保育時間に職員室で入力していた</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙は A4 ならバインダーで携行しやすく、午前・午後で用紙を分けると時間ずれが減り見やすく誤記防止にも有効である アプリも選択肢だが、パスワード等で即時起動できないことがあり、手間の少ない紙運用が適している スマートフォンが支給されている場合は、スマートフォンで回答することもできる 	<p>記入できるように対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙の場合は A4 サイズを想定し、午前と午後で分けるなど、記入しやすさを工夫する PC の場合はスクロール設定などを事前に行い、入力しやすいように工夫する
説明会	<ul style="list-style-type: none"> 説明があるとより理解が進むため、対面・オンラインを問わず事前の説明会は実施いただけるとよい 	<ul style="list-style-type: none"> 事前説明会を実施する
問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 不明な点があった場合でも、事務局へ電話をするハードルは高い 1 日目実施後に確認・相談する機会や、Forms 等を活用して疑問点を収集し、FAQ のようなシートを共有いただくと疑問が解消される 	<ul style="list-style-type: none"> タイムスタディ開始後にフォローアップするなど、疑問点を残したまま調査を実施しないように対応する
記録表	<ul style="list-style-type: none"> 常勤・非常勤ともに労働時間を正確に把握できるとよい 業務の開始・終了時間を記載する方法ではなく、今回のように○をつける方式であると実施の負担は小さい。現場の状況を踏まえると、詳細な時間をメモすることは難しいのではないか ◎・○の区別が分からず、入力に困ることがあった。複数担任制の場合、保育業務を1人で担うことは少ないため、◎が多くなる傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間は、常勤・非常勤ともに記載していただくようにする 入力方式は、業務の開始・終了時間を記載するものではなく、「○」をつけるなど簡便なものとする 複数人で実施している業務については、何人で実施しているか把握できるように記入欄を設計する
記録方法	<ul style="list-style-type: none"> 同じクラスでも職員ごとに記録時間のずれが生じるため、共同記入か個別記入かの方針を明確化するとよい 	<ul style="list-style-type: none"> 個別記入を原則とするものの、複数人で実施している場合は認識の齟齬がないように、共同で各記録表に記入することを推奨する 事前説明会にて、記載方法について説明とお願いをする
記録時間の単位	<ul style="list-style-type: none"> 手間を考慮すると 30 分単位が丁度よい 	<ul style="list-style-type: none"> 業務時間は 30 分単位とする

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分単位であれば業務終了後に想起して記載することはできるが、更に細かい単位であると覚えてもらえない可能性がある 	
クラスの運営方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異年齢保育でも業務は同様で、特別な追加項目は不要である。ただし、合同保育の時間に特定年齢のみの対応を記録するのは難しい ・ 運用はクラス単位と全体・2クラス合同が混在し、担任配置やこどもの総数など表から読み取れない情報が多い ・ 厳格な年齢別保育は柔軟性を欠き大人主導になりがちで、保育の面白みが薄れるうえ、その結果の解釈も難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異年齢保育を実施している場合については、継続して検討が必要である

(2) 調査 B-2：ヒアリング調査

実証研究の調査設計（案）の作成に向けて、学識有識者2名にヒアリング調査を実施し、概要をまとめた。これらの意見を実証研究の調査設計（案）策定時に参考とした。

項目		ご意見
研究対象	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務実施の方法や役割分担、マネジメントの担当者の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ場面に複数人の職員が業務を実施していることを前提に、各職員に記録表を記載いただくのは問題ないとする ・ 複数人のデータを収集する留意事項として、業務分担計画やルールがあることが想定されるため、業務遂行の仕方や分担のルール、誰がマネジメントしているのかを把握できると、分析後の考察が広がると思われる
	対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 求めるデータや結果を踏まえた対象施設の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設種別の業務遂行状況を示したい場合には施設間の比較、年齢別で示したい場合には年齢別の比較をする必要がある
	実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施時期の定義の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期でも特段の行事等がない週と、単発のイベントが入る時期等があると推測する。平時の日常で記録していただくパターンなど、いくつもパターンがあると想定される。定義が必要ではないか
調査項目		<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務内容の定義の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他」項目を選択している回答が多かった。個別の業務を具体的に定義し、項目の横に説明を付記したほうがよい ■ 複数人で実施する業務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士以外の人材やICT、外部委託の活用を推進する方向性を見据えての調査とする場合、保育士以外の方の働き方を可視化する必要がある ・ 施設別と年齢別の違いだけではなく、1人で行っている業務と2人

	<p>以上でやっている業務の違いも軸になるのではないかと考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職務に対する満足感等の職務に対する意識の確認 <ul style="list-style-type: none"> • 過去の調査研究では職務に対する意識や多忙感、職務を遂行した結果としての自分自身の満足感など、心理的な認知についても確認した ■ 園独自の項目は「その他」に割り振り <ul style="list-style-type: none"> • 「その他」の項目は拡張すると際限がないので、可能な限り、保育業務項目内に振り替えていけるのが望ましい。 • 園独自の項目は「その他」に分類し、施設種別や園によって共通の傾向が見えてきた段階で、その他の業務を例えば施設種別等で振り分ける手法はいかがか ■ 「多忙感」の把握 <ul style="list-style-type: none"> • 各日の記録表に「多忙感」の選択肢とその理由を把握するために自由記述の欄を設けた。その結果、同一時間帯に複数の業務を遂行していると多忙感があったということが明らかになった。「多忙感」の理由は自由記述で回答を収集した • 「多忙感」の定義が定まっていない中で「多忙感」を調査することに懸念がある。一方で、対象者からは多忙感があるという声があるため、「多忙感」と「業務量」を収集することで考察も広げることができる
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ■ アンケート調査の簡易化 <ul style="list-style-type: none"> • 記録表とアンケート調査を実施する場合、調査対象者の負担を考えるとアンケート調査は簡潔的な質問項目にする必要がある ■ 調査期間中の問合せ <ul style="list-style-type: none"> • 過去調査では、不明点や質問等があれば担当者へ連絡するようにしたが、結果的に実施者から問合せはなかった。担当者が各園へ適宜確認やフォローアップを実施した ■ アプリを活用した記録 <ul style="list-style-type: none"> • 過去調査ではアプリを活用してデータ収集したが、課題は「記録忘れ・記録漏れ」である。突発的な業務対応もあるため、記録を失念する、また記録ができない状況も発生していた。ネットワーク回線接続によりデータ記録ができないという影響は僅かだった
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同一時間帯で複数業務を実施した場合の集計方法 <p>過去調査では、同一時間帯に最大 2 つまで業務を収集した。同一時間帯に複数の業務をしていた場合でも、各 15 分で算出した。結果、勤務時間よりも業務時間は上回る。1 クラスを複数名で運営するため、同一時間帯の業務時間と労働時間を足し合わせて、1 クラスを運営するための総労働時間を算出することも可能であると考え</p> ■ 明らかにしたいことと分析方法の検討 <p>分析でどのような差分を示したいかを明確にする必要がある。職種別・歳児別・職員数別等の差を示したいのか、分析の展望とも</p>

	<p>重なってくると考える。したがって、目的と分析方法をあわせて検討する必要がある</p> <p>■ データの緻密化</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一時間帯に複数人で実施している業務において、データの非整合が発生すると考えられる。一方、対象者人数を考えると、調査後に非整合のデータを修正するのは困難と考える。まず、事前説明の際に同一時間帯に複数人で同じ業務をしている場合は、意識を合わせて記録表へ記入の依頼をするのがよいと考える。分析時には、信頼性の低いデータについてはn数から除外する選択肢も考えられる。得られたデータをどこまで排除していくか、基準づくりをしながら分析を進める方法もある
運営	<p>■ 調査の目的の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に目的や今回の調査が今後どう活きるか、自身の業務が可視化されること等を明確に伝えることが重要であると考え。協力いただく負担を考えて、できれば記録をお願いしたいという説明にすると、結果的に十分なデータ収集に至らず、分析が難しいデータ収集となる可能性がある
配慮事項	<p>■ 個人と業務記録が紐づかないよう配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス時には園名と職種だけを表示し、個人のデータを収集されている感覚がないように配慮した

第4章 実証研究の調査設計（案）

1 実証研究の調査設計（案）

実証研究の調査設計（案）は、本調査研究で実施した調査 B-1 プレ・タイムスタディ調査、調査 B-2 ヒアリング調査及び検討委員からの意見に基づき作成をした。

(1) 検討委員会からの委員意見サマリ

検討委員からの意見については、主に実証研究の調査設計（案）に係る内容を以下にまとめた。

<p>■ 実証研究①：タイムスタディ等による保育士業務の現状把握・分析等</p>
<p>➤ 保育業務の整理・分類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育士が理想とする保育やコア業務・ノンコア業務のバランスを把握することは保育の質向上や職員配置にも活きるため、コア業務・ノンコア業務のあるべき姿と現状を把握できるとよい。・ 年齢別のこどもとのコンタクトタイム、ノンコンタクトタイム、コア業務、ノンコア業務、保育補助者の活用、研修受講や有休取得前提とした保育体制の中で業務に従事しているかなど、まずは現状を把握し、業務項目を整理することが重要である。
<p>➤ 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自記式が良いと考える。他人が記録する手法もあるが、記録員が保育施設に入ることによって環境自体が変わる可能性がある。・ 保育士をはじめとする対人援助に関する職業は、他者への貢献を主とする職業である。そのため、身体的な負担が増える可能性がある。身体的負担と心理的負担の変数を同時に収集し、複数園へ追加インタビューを実施し、項目とストレスの関係に関するヒアリングができると興味深いと考える。・ 統制変数をどの範囲までコントロールするかが大切である。地域、クラス、保育者レベルの3段階にわけ、それぞれについて複数個、統制変数を定めるとよいのではないかと考える。
<p>➤ 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3月は書類の作成や整理、次年度への引継ぎ、作品展の準備等で業務が増えるため、精神的な多忙感を感じやすい。4月以降は入所児童の受入れ等で肉体的な疲労感を持つことが多い。3～4月にかけては、他の月よりも多忙感や疲労感を持つことは可能性として高い。・ 園への依頼時に実施時期がどのような時期であるか特徴を把握するのがよい。繁忙期か平常期かを選択するのではなく、調査対象となる実施時期の特徴を記載いただくという方法もある。・ ノンコンタクトタイムが多忙である時期と、コンタクトタイムが多忙である時期が存在する。・ 園によっては、実習生を引き受けているところが多くあると考えられる。そのような場合には、調査の時期をずらす方がよいのではないかと考える。

<ul style="list-style-type: none"> 調査実施時期に関して、園の裁量に任せるとするならば、避けていただきたい時期を何項目かリストにしておく、調査園も時期の判断がしやすいと考える。あるいは、繁忙期として、上記を位置づけることも一案である。
<p>➤ 調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ある時間帯だけはクラス担当ではない補助員や専門職が実施している場合がある。③保育士以外の専門職と④保育補助者の部分的な関わりについては、タイムスタディ調査の対象者に記載いただく必要があると考える。 歳児別のクラスにサポートで入る職員もいる。他クラスにサポートで入った場合に記入できる項目等を追加するとよいのではないか。 業務の負荷は、特にICTの導入の有無によって今は大きく変化していると考えられる。次年度調査園数が限られる中であるため、調査の園はこの環境要因は揃えた方がよいのではないか。
<p>➤ 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 園の創立年数によって業務内容にも違いが生じる可能性もある。園の創設年は調査項目への追加を検討いただきたい。 心理的負荷は、戸外でのお散歩や保護者対応の際に大きくなると認識している。業務負荷をどの定義で取るのかについては、整理できるとよい。 勤務時間の前後や休憩時間で実施している業務項目の把握は重要である。一方、依頼を受ける園は、休憩時間中の業務や残業時間に対する指摘を懸念することも想定されるのではないか。 事前アンケート調査の1-(7)利用定員数/利用児童数に、配慮が必要な児童や医療的ケア児の数に関する項目を追加したほうがよい。保育士の配置に影響することが想定される。 保育士自身の理想とする保育とのギャップが精神的な負担感に影響する可能性はあるのではないか。タイムスタディ調査後、仕事の仕方について自分自身の評価を聞くことも選択肢として考えられる。
<p>➤ 事前説明会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会は2つの種類があると考えられる。関心を持った園を対象とした説明会（募集前）と参加が確定した園へ実施する説明会を実施できるとよいのではないか。 事前説明会について、重視すべき点は3つある。①保育者が業務に関する評価をされないことの担保、②保育者が記録の際に悩まないような業務項目の整理、③フィードバックの実施方法の検討である。協力園がデータを活用し、業務改善や保育の在り方の検討につなげられるよう、実践的な工夫を施すことが重要である。あわせて、協力園が園内で結果を活用できるよう、一部データの提供についても検討することが望ましい。 調査の実施にあたり「調査の目的」を伝えるだけでなく、この調査が将来どのように活かされるのか、保育制度の検討にどのようにフィードバックされるか等を調査協力者に伝えると、調査への参加意欲を高い水準で維持できると考える。
<p>■ 調査 B-1：保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査</p>
<p>➤ 保育業務の整理・分類</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士や保育補助者等との分業で業務が成り立っている。個人の業務量のみなら

<p>ず、園全体の業務量や分業の状況について把握する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月に 1 回や半年に 1 回等の業務はタイムスタディにおいて、考える必要がある。 ・ 対象となる保育所等の行事や保育のあり方、考え方によっても業務量が大きく異なる可能性があるため、その点を考慮する必要がある。 ・ 地域子ども・子育て支援事業の業務（例：延長保育等）は含めず、タイムスタディを実施する必要はあるか。1 日の流れの中で、延長保育事業は保育士の業務に含まれるため、どのように分類すべきかについて検討する必要がある。 ・ 保育士が本来注力すべき業務項目により時間を割くことができるよう、保育補助者等への分担が可能な業務をどの程度抱えているかについて把握できるとよい ・ 業務項目の定義は明確にされていることが理想である。
<p>➤ 業務項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に実施したタイムスタディ調査では、想定していた業務項目以外の業務が 30%ほどあった。そのような業務が重要である可能性も高いため、自由記述の欄を設けておくとよい。自由記述については、調査実施後、①他の業務項目にまとめることができるもの、②自由記述の似た回答から新たな業務項目を作成すること、を検討できるとよい。 ・ 業務項目が多いため、どの項目に記録すべきか迷ったという意見や、クラスやスタッフにより業務項目を異なる捉え方をするという課題も挙がった。業務項目を事前に説明し、対象者がイメージを持った状態で記録をすることがポイントであると考えられる。 ・ タイムスタディ調査では各園、各法人のこだわりや特徴も現れることが分かった。園長や主任保育士に一度業務項目を確認していただき、自園の業務はどの業務項目にあてはまるか紐づけると各園の記載のブレがなくなるのではないかと。 ・ 業務項目として、判断することが難しい、あるいは定義を見てもどのような業務なのか理解が困難な項目がないかも確認いただけるとよい。 ・ 業務項目の理解に齟齬が生じるということは、いくつかの理由が考えられる。1 点目は 30 分間隔が広い故に、その項目にブレが生じていること、2 点目は項目数が多いことである。 ・ 記載が少ない項目は、粒度を丸める等で業務項目の精査を検討してもよいのではないかと。
<p>➤ 複数人で従事する業務項目の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数人で実施した業務について、同じ時間帯で何名が携わったかが重要である。何人従事したかを明確にできるとよい。 ・ 複数人でクラスを運営している場合、メインの担任と補助的な立ち位置の担任に分かれると考えている。担任が 2 人いる場合、1 名はクラス運営をリードする役割、もう 1 名は配慮が必要な子どもたちへのサポート等の補助的な役割に分けることが多い。2 人以上担任がいた場合、その日の役割についても確認すると、その日の保育時間の比率の違いが明らかになると考える。
<p>➤ 調査期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の質を担保するために、調査期間は 2 週間が理想的である。1 週間は特殊性が強くなる傾向にある。2 週間の実施が難しい場合には、サンプルサイズを小さく

<p>くしてでも実施できると、よいエビデンスが取れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の状況を鑑みると1週間が妥当ではないか。
<p>➤ 調査対象 (調査施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設種別によりこどもの教育・保育給付認定が異なり、コアタイムの設定にも違いが生じることが想定される。施設種別や地域性を考慮して調査対象となる園を選定する必要がある。 介護や看護の分野において、分業体制を検討する中で人材確保に繋がったと話に聞く。したがって、保育の分業化が進んでいる園を対象として選定し、理想的なデータが取れると今後の参考となるのではないか。 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験年数によっても業務にかかる時間や負担感は異なる可能性がある。経験年数も考慮に入れて、対象者を選定できるとよい。
<p>➤ タイムスタディ以外で把握する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育人材の確保の観点から、有給休暇取得率も重要な要素となる。保育士が有給休暇を取得した際の現場の状況についても、実態が把握できることが理想である。 どの業務に、より人員が必要かを把握できると、今後の配置基準改定の検討に資する調査になるのではないか。 その他業務について、シルバー人材センターなどへ依頼している事例もあるため、外部化の有無に関する項目を追加できるとよい
<p>➤ 分析方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務を分析するにあたって、業務の役割分担の考え方や方法について、ヒアリング調査等を通じて把握することが重要である。業務の役割分担は各園の方針によっても異なることが想定される（例：仕事の幅を広げるため、人材育成のため、急な人手不足に対応するため、等） 3～5 歳児の異年齢保育を実施している。本調査研究は各歳児別の保育士配置人数の検討に資する調査であることは認識しているが、特定の歳児を取り出して調査することは難しい印象である。そのため、次年度以降に向けて調査結果の分析方法について検討することが望ましい

(参考)

<p>■ 実証研究②：バイタルチェック等による保育士のストレスやエンゲージメントなどの分析等</p>
<p>➤ 調査設計</p> <ul style="list-style-type: none"> アウトプットを決定する要因の検討が重要であるが、コントロールすべき変数が多すぎる印象がある。効果がわかりやすい項目に絞る等が必要ではないか。 分析軸を施設種別、役割別、経験年数別等、明確にするとストレスとエンゲージメントの傾向が明らかになるのではないか。 実証研究①で意見聴取した研究期間、研究対象は同様に検討する必要がある。 どのような業務が保育者のストレスとなっているのかを可視化できるのは意義深

いと感じる。一方でバイタルチェックそのものが被験者のストレスとなってしまうのではないかが懸念である。

- ・ 一日の業務だけに焦点を当てるのではなく、週の後半、休み明け、休憩時間の有無などで差が生じるのかどうかも確認できるとよい。アウトプットの変数としては、仕事と生活の葛藤がひとつ重要となってくると思われる。仕事に集中しすぎて、生活が辛い等のケースもありうるため、保育者のストレスを考える上では、仕事のみでなく生活の質との関連を踏まえておくことは肝要であると考え。

➤ 保育士のストレス等に影響を与える要因

- ・ アウトプットを決定する要因の検討が重要であるが、コントロールすべき変数が多すぎる印象がある。効果がわかりやすい項目に絞る等が必要ではないか。
- ・ 分析軸を施設種別、役割別、経験年数別等、明確にするとストレスとエンゲージメントの傾向が明らかになるのではないか。
- ・ 実証研究①で意見聴取した研究期間、研究対象は同様に検討する必要がある。

■ 実証研究③：職員配置とこどもの安全確保・保育のプロセスの質の関係性の把握・分析等

➤ 調査設計

- ・ 保育士以外の対象を考慮に入れて実証研究を行うことを検討する必要がある。なお、実証研究①で意見聴取した研究期間、研究対象は同様に検討する必要がある。

2 実証研究の調査設計（案）

実証研究の調査設計（案）を以下のとおり整理した。

(1) 研究背景・目的

保育士の業務内容の多様化や負担が増加しており、保育士が保育業務に専念できる環境整備が求められている。本研究では、保育士の業務内容を記録・分析することで保育士業務の現状を把握し、労働負担の実態を明らかにし、今後保育士が保育業務に専念できる環境の整備と最適な人員配置の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 研究デザイン・全体計画

本研究は、タイムスタディ調査、アンケート調査及びヒアリング調査を組み合わせる。

① 研究対象

対象施設は、以下の3種別において各5施設以上を対象とする。なお、施設選定の際には施設規模及び地域性（自治体独自の職員配置基準等がある）を考慮して選定をする。

また、対象者は、各施設における0歳～5歳児の歳児別クラスを担当している、後段に記載の「イ対象者」（ア）～（ウ）に該当するすべての者とする。

【補足】

- ・ 本研究内では、下記の通り表記をする。
 - 歳児別：4月1日時点の満年齢の区分

- クラス：各対象施設におけるクラス編成

ア 対象施設

【施設種別】

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園）
- ・ 小規模保育事業

イ 対象者

(ア) 保育士・保育教諭（主任保育士・主幹保育教諭、副主任保育士・副主幹保育教諭、その他の保育士・保育教諭を含む）

(イ) 保育士・保育教諭以外の専門職（看護師、栄養士、心理士等）

(ウ) 保育補助者（子育て支援員等）

※園長・所長等の管理職や事務職・用務員等も、施設の運営体制に応じて対象とすることを検討する。

【補足】

- ・ R8年度の実証研究では、0歳～5歳の歳児別でデータを収集することにする。異年齢保育については、運用上異年齢保育の時間帯も生じる園は許容範囲と考える。
- ・ 各歳児のクラスを均等に調査対象とする。
- ・ 施設種別は、主に保育所と認定こども園とする方針とする
- ・ 施設選定においては、施設種別、各歳クラスを優先事項とし、施設規模は次点考慮事項とする（まずは、施設種別、各歳クラスの数を確保する）
- ・ 地域性の考慮については、自治体独自の配置基準の設定という地域差と、様々な地域特性の観点がある。自治体独自の配置基準の設定において、配置基準相当の配置と、配置基準以上の配置という観点から分析等を行い地域性をみていくことを想定している。また、様々な地域特定の観点においては、地域のばらつきに考慮して園選定をするのが望ましいと考える。

② 研究期間

調査期間中に2回実施することとし、1回の研究期間につき1週間程度の調査期間とする。なお、調査期間中がどのような時期か（行事がある時期、平常期等）特徴を把握する。ただし、調査として避けていただきたい時期を例示するなど工夫をする。また、調査の時間帯は、調査対象施設の全開園時間とする。

③ 調査内容・検証内容

ア 保育業務

(ア) 保育士等の業務の現状把握（0歳～5歳の各歳で把握）

- ・ 保育士等の業務内容及び業務内容ごとの所要時間
- ・ 保育士等が実施している主な業務内容の把握
- ・ 複数人で実施する業務とその状況
- ・ 保育士等として専門性が求められる業務とそれ以外の業務の整理

※施設種別、施設規模、地域別、歳児別、保育士の経験年数等にも焦点をあてる

※研修は保育士業務に含む

イ 業務負荷の確認

業務内容及び業務時間帯による偏りについては、1日の終わりにどの時間帯に、どの業務項目に負担感を感じたか回答を頂く。なお、頻度を毎日とするか、初日、中日、最終日等にするかは検討すること。そして負担感の意味については調査設計時に具体的な説明を加筆する。

【補足】

- ・ 調査内容の優先度として、「ア保育業務」とする。なお、「イ業務負荷の確認」については、今後の職員配置の検討にむけて基礎的資料を収集する目的で、各園に共通して負担感を感じる時間帯や業務項目を抽出する。

ウ 休暇・休憩時間

- ・ 有給休暇の取得状況、休憩時間の取得状況
- ・ 有給休暇取得時の保育士等の配員体制の確認

④ 測定項目・評価項目

ア 測定項目

(ア) タイムスタディ調査

- ・ 職種、役割、担当クラス
- ・ 記入日、出勤・退勤・予定及び実働勤務時間・休憩時間
- ・ 勤務形態
- ・ 業務項目別の従事時間（30分単位）
- ・ 複数人で実施した業務項目と従事時間

(イ) アンケート調査

- ・ 施設名、住所
- ・ 施設種別、運営法人種別、施設創立年、開所時間
- ・ 定員数/利用児童数（医療的ケア児及び加配対象のこどもの数）、職員数、保育士の経験年数、乳児担当の経験年数、幼児担当の経験年数、年齢別職員配置
- ・ 労働時間制度、所定労働時間、休日、有休取得率、有休取得時の対応
- ・ クラス担当者の保育士の経験年数
- ・ 保育方針及び保育実施体制
- ・ ICT導入及び外部リソースの活用状況
- ・ 地域子育て支援拠点事業の実施状況

イ 主な評価項目

- ・ 調査対象者全体、施設種別、歳児別クラスにおいて次の評価項目をおく
 - ✓ 保育士等の業務内容と業務内容ごとの所要時間
 - ✓ 複数人で実施する業務内容と所要時間
 - ✓ 業務負荷の偏り（各園に共通して負担感のある時間帯や業務項目の抽出）
 - ✓ 有給休暇取得率・休憩取得状況

ウ 副次評価項目

- ・ 施設規模（定員数、利用児童数、職員数）、地域性
- ・ 国による配置基準と同等の配置をしている施設と配置基準を上回る配置をしている施設との保育士等の業務内容、業務内容ごとの所要時間の違い
- ・ 予定勤務時間と実働勤務時間の差異
- ・ 保育士の経験年数
- ・ 保育の実施体制
- ・ ICT 導入及び外部リソース活用状況

⑤ 調査手法・データ収集方法

調査協力施設が確定後、アンケート調査で施設の保育提供体制について把握する。その後、調査協力の施設向けの説明会を実施し、タイムスタディ調査を実施する。タイムスタディ調査後に、タイムスタディ調査やアンケート調査において不明点などを確認する調査のフォローアップを目的としてヒアリング調査を実施する。

ア 調査協力者向け説明会（30分程度）

- ・ 調査目的、調査結果の活用方法、調査の実施方法、調査実施中の問合せ窓口などを説明する。特にタイムスタディ調査における業務項目の不明点は事前に明確にする。また、調査に協力する保育士等には、人事評価とは関係ないことを説明する。
- ・ タイムスタディ調査の実施方法について、以下の事項を説明する
 - ✓ 同一時間帯に複数人で同じ業務を実施した場合は、タイムスタディ調査の記録は一致するように依頼をする。例) 3名で9:30～10:00までA業務項目を実施した場合は、対象の3名が9:30～10:00までA業務項目に○をつけるように伝える。
 - ✓ 1日の中で複数の歳児別クラスの業務に従事した場合は、タイムスタディ調査票にどの歳児別クラスを担当したか記録する。

イ タイムスタディ調査

- ・ 紙・電子ファイル（Excel）、回答フォーム・アプリ等を活用し実施する
- ・ 毎月発生する業務を把握することとし、1か月間を1つの単位として1か月間の中で任意の1週間～2週間を調査期間とする。なお、取得単位分数は30分を目安とする。保育士等の個人情報は取得せず、情報の取扱いには十分に留意する。

ウ アンケート調査

- ・ 紙または電子ファイル（Word、Excel、Forms等）で実施する
- ・ 保育方針・運営体制等の基本情報、1か月以上の周期・不定期業務を把握する

エ ヒアリング調査

- ・ アンケート調査及びタイムスタディ調査で不明点等の定性情報を収集する

【補足】

- ・ 調査協力施設には、今後の施設運営に役立つ調査結果の（当該施設のみ、調査参加者個人が特定できない情報のみ）のデータ（集計結果を前提としてローデータの提供は想定していない）提供をすることを説明する。なおプレ・タイムスタディ調査では同結果が職員の業務の振り返りや業務を意識することに役立つ資料であった等、調査参画へのメリットを説明する。

⑥ 集計・分析手法

分析手法は以下を想定する。

- 記述統計による業務時間・負担実態の可視化
- クロス集計等による業務構造・負荷の特性解析

【補足】

- ・ タイムスタディ調査の単位（30分）の中で、マルチタスクを実施している場合、按分形式で集計を行う。
- ・ 複数人で実施した業務の割合や複数名で2つ以上の保育業務を実施した場合等を、別立てで集計する。

⑦ 倫理的配慮

個人が特定されない形式で調査を実施し、調査結果は個別の業務評価や人事に一切影響しないことを説明すること。また、調査協力者へ実証研究の目的や実施方法等について説明を行い、同意取得をすること。

なお、本研究は園に通園するこどもを対象とはしていないため、施設及び調査協力者の同意を得ることとする。倫理審査を実施すること。

【補足】

- ・ 倫理審査委にはおおむね1か月半程度の時間を要するため、調査スケジュールに見込むことが望ましい

第5章 まとめ

1 諸外国における保育士・保育者の配置基準

令和7年度の本調査研究では、保育士等の職員配置の検討の一助とするため、「調査 A-1：先行研究のまとめ」と「調査 A-2：諸外国調査」を実施した。調査 A-1 では、欧州連合等の報告書や学術論文を用いて、保育分野における職員配置基準に関連する国際的動向を把握した。調査 A-2 では、計3か国（韓国、ニュージーランド、デンマーク）を対象に、令和6年度の調査研究と同様の調査項目で、先駆的な取組を行う諸外国の保育士・保育者の配置基準に加え、国の法制度、保育における基本原則や考え方・目標、職員資格要件などについて調査した。結果として、諸外国（9か国）における保育施設を所管する省庁等は、学校教育を所管する省庁が担う国として、イギリス（教育庁）、スウェーデン（学校庁）、ニュージーランド（教育省）、デンマーク（こども・教育省）の4か国がある。一方、福祉・家族政策を所管する省庁が担う国は、ドイツ（連邦家族・高齢者・女性・若者省）、フランス（労働・健康・社会福祉・家族省）、アメリカ（保健福祉省）、韓国（保健福祉部）の4か国である。シンガポールでは、教育省と社会・家族支援省が共同で管理を行い、幼児教育とケアに関する政策の立案および実施は幼児期支援局が管轄している。

各国では、こどもが健全に成長するために必要な経験や学びを提供することを目的として、文化的習慣や教育システムを踏まえつつ、保育における目標や具体的な学びを定めている。スウェーデン、ドイツ（ベルリン州）、フランス、アメリカ（ニューヨーク州）、シンガポール、ニュージーランドでは、3～4歳ごろから就学前のプレスクールへ移行する、または保育施設内で特定の教育カリキュラムを提供するなど、早期教育の要素が高まっている。一方、イギリス、デンマーク、韓国では、福祉的側面も兼ね備えつつ、年齢に応じたこどもの学びと発達を支援するよう設計されていることが分かった。その中でも韓国では、2021年に保育士の配置基準を定める「乳幼児保育法施行規則」を、2024年に保育の基本原則や目標などを示す「2024改訂標準保育課程」を改正した。加えて、早ければ2026年から保育所と幼稚園を「乳幼児教育・保育施設」として統合し、保育士資格と幼稚園教諭資格を「教員」に一元化するための法整備を進めており、保育の提供体制を変革する過渡期にある。

各諸外国の実情に応じた保育における基本原則や考え方等の違いがあることを前提として、本章では、令和6年度及び令和7年度の諸外国調査の結果を踏まえ、今後の日本の保育士等の職員配置の検討に資するため、年齢別のこども対保育士・保育者等の配置基準について整理した。

【こどもの年齢に応じた保育士・保育者の配置基準】

調査 A-1 の結果では、保育士・保育者一人当たりに対するこどもの数に関する論文数は限られており、幼児教育・保育プログラムにおけるこども対保育士等の比率の増減がこどもの発達に与える影響について科学的根拠に基づく結果を得ることはできなかった。他方、質の高い幼児教育・保育の提供のためには、保育の質を支える多元的要素の整備が求められ、その中でこども対保育士・保育者等の比率は重要な指標の一つと位置付けられている。推奨する年齢別の保育士・保育者の職員配置基準を提示する文献は計4件であった（図表6に示す）。

調査対象とした9か国の全ての国で、法律もしくは法律に準拠したガイドライン/規則により、保育施設における年齢別の保育士・保育者の配置基準が定められていた。そのうち、イギリス、ドイツ（ベルリン州）、フランス、デンマーク、アメリカ（ニューヨーク州）、シンガポール、韓国、ニュージーランドは、国（または州）レベルで保育士・保育者対こどもの比率を規定している。スウェーデンでは、一人当たりの明確な基準は設けられておらず、こどものグループ人数に関する基準のみに留まっている。諸外国（計9か国）の年齢別配置基準は、図表7に示す。

図表6と図表7の結果より、年齢別のこども対保育士・保育者の配置基準についてまとめる。

<0歳児>

9か国共通で0歳児が最も手厚い配置基準となっている。0歳児は、こども対保育士・保育者は3～6対1とされており、安全の確保や発達に応じた個別対応が求められる月齢であることが推察される。

<1～2歳児>

1～2歳児は、シンガポールとスウェーデンを除き、こども対保育士・保育者は3～6対1であった。保育士・保育者との愛着関係の形成や基本的な生活習慣の提供が主な保育内容として求められていることが推察される。

<3～5歳児>

最も比率が低いのはアメリカ（ニューヨーク州）の5対1であり、最も比率が高いのはシンガポールの18～25対1である。図表6の4件のうち、3件は10対1以下であるが、1件は15対1である。図表7より10対1以下が4か国、10～15対1が2か国、20～25対1が2か国であった。深掘調査において、最も比率が高いシンガポールは多文化・多言語という社会的特徴を有し、就学前のプレスクール移行を見据えた早期教育を重視している。教育カリキュラムの提供や言語力・専門的スキルを有する職員配置のため、柔軟な職員配置が求められていることが推察され、他の諸外国とは配置基準の考え方が異なっている状況がうかがえる。シンガポールを除いた場合、韓国が3歳児で15対1、4～5歳児で20対1と最も比率が高くなる。3～5歳児（または義務教育・小学校教育前）は、0～2歳児に比べ、こども対保育士・保育者の比率の幅が大きいことが分かる。

図表 6 調査 A-1 の調査結果で示された、年齢別のこども対保育士・保育者等の推奨配置基準

名称	High-Quality Childhood Education and Care: Low Children-to-Staff Ratio as a Primary Driver for Children's Well-being and Families' Engagement (2023)	The American Academy of Pediatrics, 2005	National Association for the Education of Young Children, 2014	UNICEF Innocenti Card, 2008	Report
0 歳児	・ 3~4 対 1	記載なし	記載なし	記載なし	
1 歳児		記載なし	月齢 21~35 か月 ・ 4 対 1 (8 人以下) ・ 5 対 1 (10 人以下)	記載なし	
2 歳児	・ 5 対 1	月齢 24~30 か月 ・ 4 対 1 (8 人以下)	月齢 30~47 か月 ・ 6 対 1 (12 人以下) ・ 7 対 1 (14 人以下) ・ 8 対 1 (16 人以下) ・ 9 対 1 (18 人以下)	記載なし	
3 歳児		月齢 31~35 か月 ・ 5 対 1 (10 人以下) ・ 7 対 1 (14 人以下)			記載なし
4 歳児	・ 10 対 1	・ 8 対 1 (16 人以下)	・ 8 対 1 (16 人以下) ・ 9 対 1 (18 人以下) ・ 10 対 1 (20 人以下)	記載なし	
5 歳児					・ 15 対 1 (24 人以下)

※ () 内はこどものグループサイズを示す

図表 7 調査 A-2 の結果で示された、諸外国（計 9 か国）のこどもの年齢に応じた保育士・保育者の配置基準*注 1（トーマツ作成）

		欧州			北米		アジア太平洋州		
		ドイツ (バルリン州)	フランス	スウェーデン*注2	デンマーク	アメリカ (ニューヨーク 州)	ニュージーランド	韓国	シンガポール
0 歳児	こども対保育士： 3対1	こども対保育士： 3.75対1	<配置基準1> 【歩けないこどもの 場合】 こども対保育士： 5対1 【歩けるこどもの場 合】 8対1	-	こども対保育士： 3対1	こども対保育士： 3対1 (生後6週間未 満) 4対1 (生後6週間～18 か月未満)	出席しているこども 対保育施設の職 員*注4： 1～5対1	こども対保育士： 3対1	こども対保育士： 5対1 (生後18か月未満)
1 歳児	こども対保育士： 3対1	こども対保育士： 3.75対1	<配置基準2> 【全ての3歳未満の こどもに対して】 6対1	グループは 6人～12人 を推奨	こども対保育士： 3対1	5対1 (生後18か月～3 歳未満)	5対1	【常時】 12対1 【プログラム 中】 8対1 【屋外活動 中】 6対1	
2 歳児	5対1	4.75対1					7対1	15対1	9対1
3 歳児	【レベル6以上 の者が直接従 事しない場合】 8対1 ※この場合に は、少なくとも 1名はレベル3 以上の者とし、 その他のうち 1/2以上 はレベル2以上	【レベル6以上 の者が直接従 事する場合】 13対1 ※年度中に5 歳児になる者 が多数を占め る場合には30 対1	義務教育に移行	グループは 9～15人を 推奨	6対1	7対1	1～6対1	18対1	12対1
4 歳児		9対1				8対1		20対1	15対1
5 歳児	小学校教育に移行					9対1*注3	小学校教育に移行	25対1	20対1
									13対1

*注 1：施設に応じて配置基準が定められている場合は、大規模な施設型施設を対象とする。

*注 2：学校法でこども対保育士の具体的な比率ではなく、こどものグループの適正な人数について推奨基準を示している。

*注 3：ニュージーランド州教育法で州の義務教育の開始年齢が6歳と規定だが、当該市を含む特定学区では5歳からの義務教育を規定することが許可されている。

*注 4：認可幼児教育・保育施設の職員は、職員の少なくとも半数が保育士資格を有する。

【日本の職員配置基準の検討に当たり参考となる諸外国の保育士等の配置基準の考え方】

調査 A-2 の深堀調査では、日本の保育士等の職員配置基準の検討に当たり参考となる配置基準の考え方を、諸外国調査を踏まえ、下記の4つの視点から整理した。

- ① 保育士以外の者を含めた職員配置基準の設定（韓国、ニュージーランド）
- ② 保育士資格の階層別の職員配置基準の設定（イギリス）
- ③ 保育の提供の時間帯に応じた職員配置基準の設定（ドイツ・ベルリン州、ニュージーランド、韓国）
- ④ 場面に応じた職員配置基準の設定（シンガポール）

①「保育士以外の者を含めた職員配置基準の設定」や②「保育士資格の階層別の職員配置基準の設定」については、例えばニュージーランドでは、保育施設の職員の少なくとも半数が保育士（ECE 教師）である必要がある。また、イギリスでは、保育士資格のレベルが1から9までに細分化され、このレベルを踏まえつつ、こどもの年齢に応じた職員配置基準が設定されている。この考え方は、年齢別の職員配置基準のみならず、職員配置を構成する職員の専門性の程度や配置する職員全体に占める保育士資格保有者の比率等を検討する際の参考となると考えられる。

③「保育の提供の時間帯に応じた職員配置基準の設定」については、例えば韓国の保育時間は、基本保育（1日最大7時間）と延長保育（基本保育時間終了後）に区分されており、年齢別の保育士の配置基準もこの時間帯ごとに定められている。また、④「場面に応じた職員配置基準の設定」については、例えばシンガポールでは、「常時配置基準」、「授業やアクティビティ中に守らなければならないプログラム中配置基準」、「園庭や公園など屋外活動を行っている際に守らなければならない屋外配置基準」が設けられ、保育サービスの場面に応じた職員配置基準となっている。日本においては保育標準時間が最大11時間とされている中で、保育の時間帯や場面に応じた保育士等の職員配置の検討にも参考になると考えられる。

なお、①から④までの視点を踏まえて日本の保育士等の職員配置の在り方を検討する場合には、日本における保育制度の在り方や保育の内容の在り方等の様々な要素を十分に踏まえることが必要であり、諸外国において用いられた考え方をそのまま取り入れることは困難であることに留意する必要がある。

2 次年度の実証研究の実施に向けたまとめ

本調査研究では、令和 8 年度に実施するタイムスタディ調査（実証研究）の実施に向け、目的と仮説、検証項目を明確化し、精度の高いデータを得る設計を固めた。具体的には、調査の目的を「保育士等の業務内容を記録・分析することで保育士等業務の状況を把握し、労働負担の実態を明らかにする」としたうえで、タイムスタディ調査では業務内容、業務に係る時間、複数人で実施する業務と時間に加えて負担感等を収集し、合わせてアンケート調査にて保育サービス提供に係る保育や保育提供体制の考え方等について把握をし、タイムスタディ調査及びアンケート調査での不明点を確認するヒアリングを実施する案をとりまとめた。

特に、タイムスタディ調査においては、事前説明会を実施する方針とし、調査目的、調査結果の活用方法、調査の実施方法のみならず、調査結果が保育士等の業務評価ではないこと等を説明し、保育士等の不安を軽減しながら品質を担保したデータ収集を行う体制を整える整理をした。また、調査協力施設へは、調査結果の一部提供や、協力施設から保育士等への説明資料も準備する計画である。タイムスタディ調査票の記入においては、本年度実施したプレ・タイムスタディ調査の結果から保育士等の負担軽減を考慮した記入シート案を作成した。

令和 8 年度の調査では、施設種別は保育所、認定こども園、小規模保育事業とし、各歳児・各クラス・各施設における保育士等の業務の実態把握を目的とした実証研究の調査設計（案）を作成している。なお、調査対象者は、保育士以外に保育士等の業務を支える看護師、栄養士等の専門職や、保育補助者も含める。これらの人材は、クラス担当ではなく様々な歳児の部分的な業務をサポートすることが想定されるため、専門職や保育補助者としての業務従事状況を把握するため、保育業務における業務項目において、どの歳児の業務に従事したか記録欄を設ける等により、現場の実態を可視化する。さらに歳児別クラスの現場責任者に「どの業務を誰が担っているか」を確認することで、役割分担の実態を明らかにする。なお、アンケート調査では、配慮が必要なこどもや医療的ケア児の数を把握記載することで、業務時間の差異が何に起因するかを分析可能な設計としている。

本調査研究では、「保育政策の新たな方向性」に基づき、職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討及びテクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進めるために、タイムスタディ調査による実証研究の調査設計案を策定した。検討委員会では、今後の保育士等の職員配置の検討に資する多くの貴重なご意見を頂いたものの、令和 8 年度に実施する実証研究でそれらを全て包括的に検証することには限界がある。

一方、職員配置基準の検討に当たっては、保育者がこどもに十分に向き合い、安全かつ質の高い保育を継続的に行うことができるような職員配置を検討する必要がある。そのため、保育の質や安全面での担保に向けた、保育者の位置情報や動線を客観的に測定する位置測位システム等を利用した客観的データも検討の際に有用な情報となると考える。タイムスタディ調査による業務量の把握と位置測位による客観的データを組み合わせることにより、職員配置基準の検討をさらに深化させることが可能となる。ただし、職員配置は、「人手が多いほど良い」という単純な議論ではなく、複数配置が他人任せや一部職員への負担集中を招く場合があるうえ、面積基準等の影響により施設・事業所ごとに体制や比率が異なる点を踏まえる必要がある。そのため、質の高い保育の実現に向けて、施設・事業所全体の業務分担やチームとしての役割配置（保育士と保育補助者等の分業）をエビデンスに基づいて把握・設計することが重要となる。さらに、保育者のストレスや離職防止の観点では、業務量だけでなく人間関係や組織要因が大きく影響するため、働きやすさに配慮した体制づくりが求めら

れる。また、乳児と幼児では職員配置基準や実態に差があり、保育内容や理念との関連も考慮して検討を進めることが望まれる。総じて、「こどもにとっての適正な集団規模」と「保育者集団にとっての適正な人数配置」の双方の視点から、時間帯や業務の特性の違いも踏まえた配置基準の検討を行うことが望まれる。

今後、実証研究の結果に加え、日本の職員配置基準の検討に当たり参考となる諸外国の保育士等の配置基準の考え方として整理した4つの観点も踏まえつつ、総合的な検討が進められることを期待する。

以下、検討委員会における議論等も踏まえ、日本の職員配置基準の検討に当たり、考慮することが考えられる事項を記載する。

■ 開所時間の長さや労働時間及び有給休暇取得等を考慮した職員配置

日本では11時間開所が一般的であり、保育所等の運営においては、労働基準法等の労働関係法規や職員配置基準を踏まえたシフト設計を組むことが求められている。職員の労働時間および職場環境の改善のみならず、人材確保や定着に不可欠な点から、職員が無理なく有給休暇が取得できることや研修参加ができる必要人員を見積もり、当該人員を前提とした職員配置の検討が必要である。その際は、超過勤務を含む労働時間の実態を踏まえ、保育の質や安全面についても議論を深めていく必要がある。

■ 保育士以外の者も含めた職員配置（保育士以外の専門職、保育補助者等）

現在の保育現場においては、保育士のみではなく、看護師、栄養士等の保育士以外の専門職や、保育士資格を有さない保育補助者も含めた体制によって保育を行う実態がある。保育所等における業務には、こどもの保育に直接関わるものとそうでないもの等様々なものが含まれる中で、保育所等におけるそうした多様な業務を保育士以外の者も含めたどのような体制によって行うのか、という観点からも職員配置の検討が必要である。

■ 時間帯・季節変動を考慮した職員配置（繁忙期/平常期、コンタクトタイム/ノンコンタクトタイム）

現行の配置基準においては、学齢別のこどもの人数が基準となっているため、時間帯一律の配置が求められている。しかし、実態としては、開所時間内での時間帯や季節（特に年度末・年度初めなどの繁忙期/平常期）によっても職員への業務負荷が大きく異なり、ノンコンタクトが多忙な時期とコンタクトが多忙な時期もある。そのため、時間帯や季節による変動における保育士の精神・身体面での多忙感を踏まえた弾力的な職員配置の設計についても検討が必要である。

■ 保育士の経験年数や能力の偏りを考慮した職員配置

保育士の経験年数に応じた能力の段階や保育士ごとの業務内容による能力の偏りは、実務においては、業務分担や負荷に影響するため、これらを考慮した職員配置の設計についても検討が必要である。

Appendix

1 調査 A-2：諸外国調査の要約

	韓国	ニュージーランド	デンマーク
ア. 保育所運営における制度			
(ア) 経営所管	保健福祉部 (Ministry of Health and Welfare)	教育省 (Ministry of Education)	子ども・教育省 (Ministry of Children and Education)
実施運営機関	国・地方自治体、社会福祉法人、法人、団体等、組織の事業主、個人、組合、民間組織	幼児教育を提供する施設はEarly Childhood Services (以下、ECE) と呼ばれ、非営利団体 (community-based) が営利団体 (privately owned) が運営	自治体、または民間事業者 (1歳から5歳までの子どもの約10人中9人が公立施設に通っている)
(イ) 保育所設置・運営における根拠法	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育法 ・乳幼児保育法施行令 ・乳幼児保育法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練法 (Education and Training Act 2020) ・教育規則2008 (幼児期のサービス) (Education (Early Childhood Services) Regulations 2008) ・教育規則2008 (プレイグループ) (Education (Playgroups) Regulations 2008) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設法 (Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge (dagtilbudsloven)) ・6つのカリキュラムテーマに関する教育目標・内容の法令 (Bekendtgørelse om pædagogiske mål og indhold i seks læreplanstemær)
根拠法の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育法：保育制度の基本原則や枠組み等の総則を規定 ・乳幼児保育法施行令：乳幼児保育法で定められている事項及びその施行に必要な事項を定めることを目的とし、乳幼児保育法を具体的に運用するための基礎細則が規定 ・乳幼児保育法施行規則：乳幼児保育法及び乳幼児保育法施行令の内容を細分化及び実務に落とし込み、保育の現場で運用するための規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練法：幼児教育から高等教育までニュージーランドの教育システム全体について、教育者の資格範囲、幼児教育・保育施設に対する認可/認定の枠組み、政府による幼児教育・保育施設への資金提供、及びECEに関する基本的なカリキュラムであるテ・ファリキ (Te Whāriki) の導入等を規定 ・教育規則2008 (幼児期のサービス)：教育訓練法に基づき制定され、幼児教育・保育施設のうち、教師主導型 (Teacher-led) 施設と一部の家族主導型 (Parent/Whānau-led) 施設に適用される。教育規則2008 (幼児期のサービス) では、教育省より認可された幼児教育・保育施設 (以下、認可幼児教育・保育施設) で働く教師 (ECE Teacher、以下、ECE教師) 等の配置基準、施設基準、衛生基準、及びガバナンスに関する基準等を規定 ・教育規則2008 (プレイグループ)：教育規則2008 (幼児期のサービス) と同様に、教育訓練法に基づき制定され、幼児教育・保育施設のうち、家族主導型 (Parent/Whānau-led) 施設に適用される。教育規則2008 (プレイグループ) では、教育省より認定された幼児教育・保育施設 (以下、認定幼児教育・保育施設) 施設で働く教育者 (ECE educator、以下、ECE教育者) の配置、安全確保、適切な運営管理に関する基準を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育施設法は、すべての子どもが平等に質の高い幼児教育・保育を受けられる社会を目指すし、自治体に公立施設の設置、運営、教育の質の確保を課している。加えて、公立・私立を問わず、子ども・教育省により、幼児教育・保育施設に對して厳格な基準と監督が行われ、保護者、子どもの権利の保護、保護者が支払う保育料の負担の公平性、多様なニーズの充足等が重視されている。
(ウ) 保育における方針	<p>保育とは、満7歳以下の就学前児童を健康、且つ安全に保護・養育し、子どもの発達特性に適した教育を提供することも及び家庭教育支援に関する社会福祉サービスである。子どもが安全で快適な環境で健康に成長できるよう、子どもの利益を最優先にサービスが提供されなければならない。子ども自身や保護者の性・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害・人種・出生地等、子どもがいかなる種類の差別も受けず保育が実施されなければならない。</p>	ECEは1996年に教育省により導入されたテ・ファリキ (Te Whāriki) という、ニュージーランドの先住民文化であるマオリ文化の精神を西洋の教育理論と融合させ、多文化共生やマオリ族の文化の尊重を重視したカリキュラムに則って行われている。テ・ファリキは、原則、学習領域、目標、学習成果の4つの枠組みに基づいて構成され、ECEの現場で起こるあらゆる経験、活動、出来事を網羅するように設計されている。テ・ファリキの「テ」は望詞、「ファリキ」はマオリ語で「織物」を指し、教育者や家族等によって行われるECEのあらゆる側面が関係している (織り合わさっている) ことを表している。	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育制度は、各家庭に対し、品質を保ち、柔軟性があり、多様な施設や補助金の選択肢を提供し、子どもをスムーズに義務教育に移行させることを目的としている。制度は恵まれない子どもや障害のある子どもを含むすべての子どもへの働きかけと支援を通じ、子どもが社会的に悪影響を受けないようにするよう設計されている。さらに、各家庭のニーズや要望に応じて、家庭生活と仕事のバランスを取ることが重視し、且つより多くの女性の社会的復帰、男女平等の確保も図られている。
目標	標準保育課程に、この具体的な学びが記載され、3つの年齢区分別に「身体運動・健康」「コミュニケーション」「社会関係」「芸術経験」「自然の探求」の5つの領域で、学ぶべき内容となっている。	遊びをベースにこの子どもの健やかな成長をサポートすることである。	子どもが考え、探求し、経験する余地を与える体験、遊び、教育的に計画された活動を通して、子どもの学習と能力の発達を促進すること

	<p>韓 国</p>	<p>ニューゼーランド</p>	<p>デンマーク</p>
<p>こどもの具体的な保育施設の種類</p>	<p>標準保育課程に、こどもの具体的な学びが記載され、3つの年齢区分別（0～1歳、2歳、3～5歳）に「身体運動・健康」「コミュニケーション」「社会関係」「芸術経験」「自然の探求」の5つの領域で、学ぶべき内容となっている。</p>	<p>こどもが生涯に渡って、自信を持って学習するために必要なことを学べるよう設計され、幅広いスキルを身につける機会を与えている。例として、下記のような、原則の一部である人間関係の構築や主体性の尊重に関する要素を学ぶことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なものを頼む方法 (How to ask for what they need) ・他人と一緒に働くこと (To work with and alongside others) ・自分の行動や選択に責任を持つ力 (How to take responsibility for themselves) ・自分のアイデアで集団に貢献する方法 (How to contribute their ideas) 	<p>教育カリキュラムは、遊びを中心に、下記の6つの学習テーマ毎、及び複数のテーマを跨いで学習している。幅広い学習を教育環境がどのようにサポートするかを計画する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①多様性 ②社会性 ③コミュニケーション能力、言語能力 ④身体、感覚、運動 ⑤自然、アウトドアにおける生活、科学 ⑥文化、美的探求、コミュニティー
<p>保育施設の種類</p>	<p>施設型保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立保育所：国や地方自治体が設置・運営（委託運営を含む）（定員：常時11人以上） ・社会福祉法人保育所：社会福祉法人が設置・運営（定員：常時21人以上） ・法人・団体等保育所：社会福祉法人を除いた非営利法人）や団体などが設置・運営（定員：常時21人以上） ・職場保育所：組織の事業主が単独または共同で、従業員のために職場内またはそれに準ずる近隣地域・住宅専、従業員の居住地域に設置・運営（定員：常時5人以上） ・協同保育所：保育を必要とする幼児の保護者11人以上、または保護者と保育士合わせて11人以上が出資し、組合（営利を目的としない組合に限る）を結成して設置・運営（定員：常時11人以上） 	<p>家庭型保育施設 (Home-based)</p> <p>【認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ECE教師が住み家でECEを提供する <p>【認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教師主導型 (Teacher-led) <ul style="list-style-type: none"> ・ Kindergarten：2～5歳の子どもに対してECEを提供する ・ Daycare/Preschool：出生～就学年齢になるまでの子どもに対してECEを提供する ・ 他、主要言語に応じた保育施設が6種類ある ②家族主導型 (Parent/Whānau-led) <ul style="list-style-type: none"> ・ Kōhanga reo：マオリの言語、習慣、価値観に基づいてECE教育者がECEを提供する ・ Playcentre：ECE教育者が家とは別の施設でECEを提供する <p>【認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Playgroup：主に地域所有の施設でECE教育者がECEを提供する 	<p>施設型保育施設</p> <p>【自治体の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立 <p>【民間事業者の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体との契約に基づき設立：独立型、外部委託型 ・ 民間事業者が自治体の承認を得て運営：私立
<p>保育士の資格要件</p>	<p>イ. 保育士の資格要件</p>	<p>ベダゴーの専門学士号取得のための教育に関する法律（Lov om uddannelsen til professionsbachelor som pædagog）</p>	<p>ベダゴーの専門学士号取得のための教育に関する法律（Lov om uddannelsen til professionsbachelor som pædagog）</p>
<p>(ア) 職 名</p>	<p>・ 乳幼児保育法 ・ 乳幼児保育法施行令 ・ 乳幼児保育法施行規則</p>	<p>・ 教育訓練法 (Education and Training Act 2020) ・ 教育規則2008 (幼少期のサービス) (Education Regulations 2008) ・ 教育規則2008 (プレイグループ) (Education Regulations 2008)</p>	<p>・ 教育訓練法 (Education and Training Act 2020) ・ 教育規則2008 (幼少期のサービス) (Education Regulations 2008) ・ 教育規則2008 (プレイグループ) (Education Regulations 2008)</p>
<p>(イ) 履 質 士 の 資格要件</p>	<p>有</p>	<p>ECE教師：有 ECE教育者：無</p>	<p>有</p>

		<p>韓国</p> <p>保育士資格は国家資格であり、1~3級の等級に分かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級の取得：2級を取得した後、3年以上の保育業務経歴もしくは保育関連大学院で修士学位以上を取得 ・1年以上の保育業務経歴が必要であり、さらに教育部長官が定める昇格教育を経て、資格取得となる。 ・2級の取得：専門大学またはそれと同等以上の学校で教育部令で規定されている保育関連科目及び単位を履修して卒業すること、または保育士3級を取得した後、2年以上の保育業務経歴が必要であり、さらに教育部長官が定める昇格教育を経て、資格取得となる。 ・3級の取得：高校またはそれと同等以上の学校を卒業し、教育部令で規定されている教育訓練施設にて定められた教育課程を修了することが必要である。 <p>※韓国政府は、早ければ2026年から、保育所と幼稚園を「乳幼児教育・保育施設」として統合し、保育士資格と幼稚園教諭資格を「教員」に一元化する法整備を進めている。保育所の所管省庁も幼稚園を所管している教育部に移管される見込みである。</p>	<p>ニュージーランド</p> <p>【ECE教師：教師主導型の幼児教育・保育施設】※すべてに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育に関する学士号または修士号の取得が必須 ・ニュージーランドの資格取得に関するプログラムの履修の1つで、学士号または修士号を指すレベル7、またはそれと同等の要件を満たしていれば、教員への登録が可能で、教育評議会の認定すれば、ECE教師の資格を取得できる。 <p>【ECE教育者：家族主導型の幼児教育・保育施設】※いずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECE教師の認定資格 ・資格が認定した幼児教育に関するレベル4の認定 ・資格庁が認定した幼児教育におけるマオリの世界観に関するレベル4~6の認定 ・オークランド工科大学における幼児教育入門カリキュラム修了、または教育学修了の証明書の取得 ・マッセー大学における幼児教育カリキュラム終了の証明書取得 ・Te Wānanga o Raukawa (マオリの価値観に基づいた大学) における幼児教育カリキュラムの修了等 	<p>デンマーク</p> <p>ベダゴニーは保育所のみではなく、幼稚園、学童保育、社会福祉施設等で働き、こどもに対して幼児教育・保育を提供する教育者の総称である。</p>
<p>ウ、保育施設の運営における保育者の配置基準</p>	<p>名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育法 ・乳幼児保育法施行規則 <p>発行年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育法 (制定：1991年 最新の改正：2024年) ・乳幼児保育法施行規則 (制定：2004年、最新の改正：2025年) 	<p>保育所には1名の園長と保育士の配置が必須であり、等級の定めはないが、こどもの年齢により、1名の保育士が受け持つことができるこどもの数が規定されている。ただし、満4歳以上の就学前のこどもも40人につき保育士が1人の場合のみ保育士の等級の指定があり、その保育士は1級資格を持つ者であることが必須である。また、保育士以外にも、看護師、栄養士、調理師等についても配置基準が規定されている。</p>	<p>・教育規則2008 (幼児期のサービス) (Education (Early Childhood Services) Regulations 2008)</p> <p>・教育規則2008 (プレイグループ) (Education (Playgroups) Regulations 2008)</p> <p>・教育訓練法 (発行年：2020年、最新の改正：2025年)</p> <p>・教育規則2008 (発行年：2020年、最新の改正：2021年)</p> <p>・認可幼児教育・保育施設の配置基準：教育規則2008 (幼児期のサービス) の第44条で規定されている。ニュージーランド・プレイセンター・プレイセンター全国連盟とKohanga reo全国信託財団が運営している幼児教育・保育施設、上記以外が運営している幼児教育・保育施設、病院基盤の幼児教育・保育施設により、基準が異なるが、運営責任者がECE教師であること、職員がECE教師であることが主な基準である。</p> <p>・認定幼児教育・保育施設の配置基準：教育規則2008 (プレイグループ) の第19条で規定されている。この条文では、全ての認定幼児教育・保育施設において、いかなる場合でも出席しているこどもの半数以上がECE教育者1名と同じ遊び場にいることと、出席しているこどもの総数が同じ遊び場にいるECE教育者の数の4倍以下であることが基準である。</p>	<p>幼児教育・保育施設法 (Bekendtgørelse af lov om dags-, fritids- og klubtilbud m.v. til børn og unge (dagtilbudsloven))</p> <p>発行年：2007年 最新の改正年：2025年</p> <p>0歳から18歳までのこどもの養育、福祉、学習、社会性の向上のため保育施設や放課後・クラブ活動等に関する法律である。</p>
<p>(ア) 観測法もしくはガイドイラン/規制</p>				

韓国		ニューゼーランド		デンマーク	
韓国		ニューゼーランド		デンマーク	
こどもの年 齢	施設 型保育施設	施設 型保育施設	施設 型保育施設	施設 型保育施設	施設 型保育施設
こどもの年 齢別における 保育士の 配置基準 (こども対 保育士)	こども対保育士：3対1 こども対保育士：5対1	【終日/半日】 出席しているこども対保育施設の職員：1～5対1 ※出席しているこどもの数が5人増加に応じ、職員 の数も1人増加	出席しているこども対ECE教師またはECE教育者： 最大2対1	出席しているこども対ECE教師またはECE教育者： 最大2対1	こども対保育士：3対最低1
2歳	こども対保育士：7対1	【終日】 出席しているこども対保育施設の職員：1～6対1 出席しているこども対保育施設の職員：7～20対2 ※21人以上の場合、出席しているこどもの数が10人 増加に応じ、職員の数も1人増加	出席しているこども対ECE教師またはECE教育者： 最大4人対1		
3歳	こども対保育士：15対1				
4歳	こども対保育士：20対1 ※こども40人につき1人の場合、その1人は保育士1級資格を持つ者でなければならない	【半日】 出席しているこども対保育施設の職員：1～8対1 出席しているこども対保育施設の職員：9～30対2 ※31人以上の場合、出席しているこどもの数が15人 増加に応じ、職員の数も1人増加			こども対保育士：6対最低1
5歳					
6歳	満6歳で小学校教育に移行				満6歳で小学校教育に移行
上記、「こ どもの年 齢別における 保育士の配 置基準」に おける条件 等	・20人以下のこどもを保育する場合は、園長が保育士を兼務することができる	・運営責任者がECE教師である ・認可幼児教育・保育施設の職員は、職員の少なく とも半数がECE教師で構成する	・教育訓練法の第35条(1)：義務教育の対教年齢は6歳の誕生日から16歳の誕生日までと定めている ・教育訓練法の第39条：5歳の誕生日から19歳の誕生日後の1月1日まで、公立学校等で無償教育を受ける ことができる		
2歳					
3歳					
4歳					
5歳					
6歳	満6歳で小学校教育に移行				満6歳で小学校教育に移行

2 事前説明会資料

保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査 ご協力いただく皆様にご依頼したい内容

この度は、「保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査」にご協力いただき、誠にありがとうございます。本調査は、こども家庭庁 令和 7 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」の一環で実施しております。本調査は、来年度以降に複数の保育所等でタイムスタディ調査（仮称）を実施することを予定しており、調査の実施方法等を確認するための事前調査の位置づけとなります。現場で勤務する保育士・保育補助者の皆様にご依頼のとおり、ご協力をお願い申し上げます。

～ご依頼事項～

(1) 事前オンライン説明会の参加

- ✓ 実施日:12月26日(金)13:30～14:00(30分)

(2) プレ・タイムスタディへの協力

- ✓ 実施日:事前オンライン説明会でご都合のよい1月中の3日間をご相談させていただきます
- ✓ その日の勤務時間における保育業務について『記録表』に記入をお願いします
※別添『記録表』の記入方法を参照

(3) ヒアリングへの参加

- ✓ 実施日:プレ・タイムスタディの実施日のおおよそ1週間後に実施させていただきます。
- ✓ ヒアリングでは、記録表への記入時に、どの業務項目にあてはまるのかわからなかった業務(振り分けに迷った業務)、業務項目の説明がわかりにくい、日次業務では発生しにくい業務はなかったかなどをお伺いする予定です。
- ✓ 方法:クラス別にグループでヒアリングをさせていただきます。

【送付資料】

- ・ 資料 01_ご送付状
- ・ 資料 02_記録表(エクセル)

【問い合わせ先】

「保育所等に向けた保育業務に関するプレ・タイムスタディ調査」事務局
(採択事業者:有限責任監査法人トーマツ)

- ・ 担当:XXX
- ・ メールアドレス:XXX
- ・ 電話:XXX

～『記録表』の記入方法(エクセル)～

- ① ご協力いただく勤務日(計3日間)の勤務終了後に、『記録表』のご記入をお願いいたします。(※記入時間:20～30分程度目安)
- ② まず、『記録表』の上部の「勤務状況」の黄色の箇所はその日の勤務状況をご記入ください。

■勤務状況

記入日: 26年 1月 日 記入日の勤務: (早番・日勤・遅番など)

職種: 保育士・保育補助者 出勤時刻: 時 分 休憩時間 分 勤務形態: (常勤・非常勤)

役割: 担任・副担任・() 退勤時刻: 時 分 勤務時間: ～ *非常勤の方のみ

- ③ 次に、「XXX」にご勤務された時間内で、30分毎に該当する業務のマス目をクリックし、表示された「▼」をクリックください。30分以内に複数の業務を行った場合は、複数のマス目をご選択ください。
- ④ 「▼」クリック後に、「○」を選択すると、マス目は、自動的に○印と薄緑色になります。

【例】

		6:00	7:00
1	園全体またはクラス単位での集合の援助	▼	
2	散歩		

▼

		6:00	7:00
1	園全体またはクラス単位での集合の援助	○	
2	散歩		○

- ⑤ その日の勤務時間内の業務を選定できましたら、左上の「ファイル」から「上書き保存」してください。
- ⑥ 勤務翌日は、エクセルの2枚目「2日目」シートをクリックし、上記の①⇒⑤の記録をお願いします。
- ⑦ ご協力いただく勤務日(計3日間)の記録が終了しましたら下記の連絡先にメールアドレスにご送付をお願い申し上げます。
 - ・宛名:XXX
 - ・メールアドレス:XXX

4 事前アンケート調査票

事前アンケート調査(改訂版)

I. 貴施設の施設名、施設所在地、施設類型、運営主体などについてご回答ください

1-(1) 施設名				
1-(2) 施設住所(都道府県名からご記載ください)				
1-(3) 創立年				
1-(4) 施設種別 (該当するもの1つに○)		<input type="checkbox"/>	認可保育所	
		<input type="checkbox"/>	幼保連携型認定こども園	
		<input type="checkbox"/>	保育所型認定こども園	
		<input type="checkbox"/>	幼稚園型認定こども園	
		<input type="checkbox"/>	小規模保育事業(A型)	
		<input type="checkbox"/>	小規模保育事業(B型)	
		<input type="checkbox"/>	小規模保育事業(C型)	
1-(5) 運営法人種別	公立			
	私立	社会福祉法人・学校法人・株式会社 その他()		
1-(6) 施設開所時間	開所時間			
	閉所時間			
	保育時間			
	延長保育時間			
1-(7) 定員数/利用児童数		定員数	利用児童数	
	0歳児	人	人	
	1歳児	人	人	
	2歳児	人	人	
	3歳児	人	人	
	4歳児	人	人	
	5歳児	人	人	
1-(8) 職員数		常勤数	非常勤数	
	総数	人 (うち、時短勤務者 人)	人	
	職種別× 勤務形態別	施設長	人	人
		副施設長	人	人
	主任保育士 (主幹教諭)	人	人	

	副主任保育士	人	人
	保育士 (保育教諭)	人 (うち、加配保育士 人)	人 (うち、加配保育士 人)
	看護職	人	人
	管理栄養士・ 栄養士	人	人
	心理職	人	人
	保育補助者 (有資格者)	人	人
	保育補助者 (無資格者)	人	人
	その他	人	人
1-(9) 保育士の経験年数 構成(主任保育士・保育士 のみ)	1年未満	人	
	1年以上～3年未満	人	
	3年以上～5年未満	人	
	5年以上～10年未満	人	
	10年以上～15年未満	人	
	15年以上	人	
1-(10) 年齢別職員配置		保育士	保育士以外
	0歳児	人	人
	1歳児	人	人
	2歳児	人	人
	3歳児	人	人
	4歳児	人	人
	5歳児	人	人
1-(11) 労働時間制度 (該当するものに○) その他は、具体的に記載をお願いします ※1-(10)～(12)については、貴施設の就業規則で定められてい る内容についてご回答ください		定型労働時間制	
		変形労働時間制(1か月単位)	
		変形労働時間制(1年単位)	
		その他()	
1-(12) 所定労働時間		時間	
1-(13) 休日 (該当するものに○)		週休1日	
		週休2日	
		完全週休2日	
1-(14) 雇用している保育士の平均有給休暇取得率		% (※令和6年度実績)	
1-(15) 有給休暇取得者がいた場合の対応 *取得者がいた場合の工夫点や、有給休暇が取得できていな い理由など			

2. 今回プレ・タイムスタディを行うクラスの保育士について教えてください

2-(1) 対象クラス		歳児				
2-(2) 保育士の経験年数について		主任保育士	副主任保育士 or リーダー保育士	保育士	保育補助者 (有資格)	保育補助者 (無資格)
	1年未満	人	人	人	人	人
	1年以上～ 3年未満	人	人	人	人	人
	3年以上～ 5年未満	人	人	人	人	人
	5年以上～ 10年未満	人	人	人	人	人
	10年以上～ 15年未満	人	人	人	人	人
	15年以上	人	人	人	人	人

※可能な範囲でクラスのシフト表をご共有いただけますでしょうか。

3. 貴施設における保育方針及び保育実施体制について教えてください

3-(1) 保育の理念

3-(1) 保育の実施方針(自由記述)

3-(3) 実施体制 (チーム制、担任制、副担任・フリー・保育補助者の配置等)(自由記述)
<p><全体></p> <p>(例) 年齢別クラス編成を基本とし、クラスごとに担任制を採用している。各クラスに担任保育士 1 名、副担任 1 名、補助保育士 1 名を配置。全体のサポート役としてフリー保育士 2 名を配置し、必要に応じて各クラスを支援している。</p> <p><クラス運営における実施体制・運営の工夫></p> <p>(例) 3 歳児クラスは 2 名担任制を導入し、午前・午後で主担当を交替している。活動内容やこどもたちの様子を共有するため、日々の引き継ぎノートを活用している。保育補助者は給食や午睡準備時に重点配置している。</p> <p><クラスのサポート体制></p>

(例)年少クラスでは、担任 1 名・副担任 1 名に加え、午前中はフリー保育士が定期的に巡回し、こどもが多い時間帯や行事準備時に支援している。保育補助者は主に清掃・消毒業務やこどもの送り迎え時の安全確保を担当している。

<その他>

3-(3)「資料 4-2」の項目に基づいて、保育士と保育士以外の職員で業務をどのように分担しているかについて、「資料 4-1」に記載してください。(記載方法:「保育士以外」の列に「保育補助者」「事務員」等と記載)

3-(4) 行事や計画のあり方・考え方(自由記述)

※可能な範囲で各種計画(イベント計画、クラス計画等)をご共有いただけますでしょうか。個別計画については、フォーマットをご提供いただけますでしょうか。

4. 貴施設のICT導入及び外部リソース活用状況について教えてください

4-(1) 貴施設において導入している ICT のうち、下記機能の導入状況について教えてください。

ICT 導入状況 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/>	①園児の登園及び降園の管理に関する機能
	<input type="checkbox"/>	②保護者との連絡に関する機能
	<input type="checkbox"/>	③保育に係る計画・記録に関する機能
	<input type="checkbox"/>	④キャッシュレス機能
	<input type="checkbox"/>	⑤午睡センサーの機能

4-(2) 導入している場合、具体的な ICT の導入内容について、別紙「資料_事前アンケート調査②」に○を記載してください。 ※「資料_事前アンケート調査②」の項目に当てはまるものがない場合、下記の枠内に詳細をご記入ください。

① 1つ目

導入期間	
システム	
導入業務	

② 2つ目

導入期間	
システム	
導入業務	

③ 3つ目

導入期間	
システム	
導入業務	

5. 貴施設の地域子育て支援拠点事業の実施状況について教えてください

5-(1) 貴施設において地域子育て支援拠点事業を実施していますか

地域子育て支援拠点事業の実施状況 (該当するもの1つに○)	<input type="checkbox"/>	実施している
	<input type="checkbox"/>	実施していない

5-(2) 実施している場合、どのような事業を実施しているか、ご記入ください

① 1つ目

事業分類 (該当するもの1つに○)	<input type="checkbox"/>	① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
	<input type="checkbox"/>	② 子育て等に関する相談・援助の実施	
	<input type="checkbox"/>	③ 地域の子育て関連情報の提供	
	<input type="checkbox"/>	④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
	<input type="checkbox"/>	⑤ その他()	
対応人員	保育士		保育士以外
	人		人
対象者			
具体的な内容			

② 2つ目

事業分類 (該当するもの1つに○)	<input type="checkbox"/>	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
	<input type="checkbox"/>	子育て等に関する相談・援助の実施	
	<input type="checkbox"/>	地域の子育て関連情報の提供	
	<input type="checkbox"/>	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
	<input type="checkbox"/>	その他()	
対応人員	保育士		保育士以外
	人		人
対象者			
具体的な内容			

③ 3つ目

事業分類 (該当するもの1つに○)		子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
		子育て等に関する相談・援助の実施	
		地域の子育て関連情報の提供	
		子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
		その他()	
対応人員	保育士		保育士以外
	人		人
対象者			
具体的な内容			

5-(3) 貴施設は何らかの業務を外部へ委託していますか

外部委託状況 (該当するもの1つに○)		委託している
		委託していない

5-(4) 外部へ業務を委託している場合、委託先と具体的な内容について教えてください(複数回答可)

① 1つ目

委託先	
委託内容	

② 2つ目

委託先	
委託内容	

② 3つ目

委託先	
委託内容	

アンケートは以上となります。ご協力いただき誠にありがとうございます

5 ヒアリングシート

ヒアリングシート

プレ・タイムスタディ調査へご協力いただき、誠にありがとうございます。
本日は、プレ・タイムスタディ調査の記録表への実際の記入方法や感想等を含めて、以下の設問についてお伺いさせていただきたいと思っております。

1. 今回のプレ・タイムスタディ調査の記録方法についてご教示ください

例. 紙の記録用紙を持ち歩いてその場で記録した。午前中、午後など分けてまとめて記載した。1日の終わりにまとめて記載した。など

2. 記録表を記入する際、どの業務項目にあてはまるのかわからなかった業務（振り分け迷った業務）がありましたらご教示ください。

No.	項目	コメント

3. 保育業務一覧表の中で、業務項目の説明がわかりにくい業務がありましたら、項目と可能であれば何がわかりにくかったのか、迷ったのか、ご教示ください。（可能であれば、このような業務項目の説明の方がわかりやすいといったこともお願いします）。

No.	項目	コメント

4. 保育業務一覧表の中で、日次、週次、月次でいつも発生しにくい業務がありましたらご教示ください。また、実施頻度についてもご教示ください。お伺いする意図として、年に数回、数か月に1回等発生する業務を把握したいと考えています。

No.	項目	コメント

5. 今回のプレ・タイムスタディ調査では、30分単位で業務を記載いただいておりますが、記載する時間間隔について30分単位が妥当か、10分単位、15分単位など、望ましい時間設定がありましたらご教示ください。

6. なお、来年度の調査では、保育士、保育補助者がどのような業務にどの程度時間がかかるか把握することを目的に置いております。そのため、実施方法について、どのようにしたら、協力する気持ちになるか、また可能な限り記録を正しくできるか、という点についても、お考えがありましたら教えてください。

- ✓ 実施方法（紙、Web、アプリ、調査員の派遣、説明会の実施、説明会で説明する内容など）
- ✓ 実施中の問合せ方法
- ✓ 記録表
- ✓ 項目数
- ✓ クラスの運営方式（年齢別、合同など）
など

7. その他、何かお気づきになられた点がありましたらご教示ください。

以上

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または“Deloitte Global”)並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本調査研究報告書は、こども家庭庁令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁支援局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ(以下、「当法人」)が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人(本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関)以外の方(以下、「閲覧者等」)は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、こども家庭庁令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁支援局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
報告書

令和8年3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ
